



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例	14
大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局）	14
大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）	15
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課）	15
大和高田市監査委員条例の一部を改正する条例（監査委員事務局）	16
職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	17
一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	18
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	59
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）	59
大和高田市武道館条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課）	59
大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）	60
大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（地域包括ケア推進課）	62
大和高田市下水道事業の設置等に関する条例（下水道課）	63
奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係条例の整備に関する条例（企画創生課）	64
大和高田市下水道条例の一部を改正する条例（下水道課）	66
大和高田市水洗便所改造助成条例の一部を改正する条例（下水道課）	67
大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）	67
大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（危機管理課）	68
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（法務課）	68
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）	70
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）	72
規則	72
大和高田市保育所条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（保育幼稚園課）	72
大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則（商工振興課）	

.....	73
大和高田市中小企業資金融資等に係る利子補給規則（商工振興課）.....	73
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）.....	84
一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（人事課）.....	85
管理職手当支給規則の一部を改正する規則（人事課）.....	134
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（法務課）.....	135
児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（こども家庭課）.....	136
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報政策課）.....	136
大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（生活安全課）.....	137
大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則（保護課）.....	139
大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）.....	139
大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則（健康増進課）.....	139
奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係規則の整備に関する規則（企画創生課）.....	140
大和高田市下水道使用料の減免に関する規則（下水道課）.....	143
大和高田市下水道事業会計規則（下水道課）.....	152
大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規則（下水道課）.....	203
大和高田市下水道条例施行規則（下水道課）.....	210
大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則（下水道課）.....	260
大和高田市水洗便所改造助成条例施行規則（下水道課）.....	268
大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則（下水道課）.....	271
大和高田市契約規則の一部を改正する規則（契約監理課）.....	289
訓令	289
大和高田市個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程（法務課）.....	289
奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係訓令の整備に関する訓令（企画創生課）.....	298
大和高田市下水道使用料の徴収等の事務の委託に関する要綱（下水道課）.....	301
告示	302
放置自転車等の移動、保管（生活安全課）.....	302
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）.....	303
公示送達（税務課）.....	303
公示送達（介護保険課）.....	304
大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（商工振興課）.....	304
大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（人権施策課）.....	307
大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱を廃止する告示（健康増進課）.....	320
大和高田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示（健康増進課）.....	320
大和高田市乳幼児健康診査事業実施要綱の一部を改正する告示（健康増進課）.....	324

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（法務課）	325
大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱（生活安全課）	326
大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	338
大和高田市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	339
大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱の一部を改正する告示（健康増進課）	344
奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係告示の整備に関する告示（企画創生課）	345
大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について（下水道課）	346
大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する要綱（下水道課）	347
大和高田市私道への公共下水道管布設取扱要綱（下水道課）	353
大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する告示（介護保険課）	362
指定管理者の指定（社会福祉課）	363
指定管理者の指定（社会福祉課）	363
大和高田市高田温泉さくら荘の利用料金の設定（社会福祉課）	364
指定納付受託者の指定（企画創生課）	364
指定公金事務取扱者の指定（企画創生課）	365
放置自転車等の移動、保管（健康増進課）	365
令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算等の要領の公表（財政課）	366
公告	383
地域計画案（松塚地区）の縦覧（農業振興課）	383
地域計画案（磯野・東中地区）の縦覧（農業振興課）	384
地域計画案（田井地区）の縦覧（農業振興課）	384
地域計画案（今里地区）の縦覧（農業振興課）	385
地域計画案（野口地区）の縦覧（農業振興課）	385
地域計画案（大谷地区）の縦覧（農業振興課）	385
地域計画案（根成柿地区）の縦覧（農業振興課）	386
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	386
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	386
定期予防接種の実施（健康増進課）	389
教育委員会	390
大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（教育総務課）	390
大和高田市教育委員会3月臨時委員会の招集（教育総務課）	392
大和高田市教育委員会3月定例委員会の招集（教育総務課）	392
選挙管理委員会	393
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会）	393
農業委員会	393
大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則（農業委員会）	393

大和高田市農業委員会4月定例委員会の招集（農業委員会）	394
公営企業	394
大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（水道総務課）	394
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出（水道総務課）	395
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出（水道総務課）	395
大和高田市公共下水道の供用及び処理の開始（下水道課）	395
奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止（水道総務課）	396
下水道事業計画変更図書の縦覧（下水道課）	396
大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についてを廃止する告示（水道総務課）	397
大和川上流・宇陀川流域下水道事業計画変更図書の縦覧（下水道課）	397
事業計画変更案の縦覧（下水道課）	398
議会事務局	398
大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正（議会事務局）	398

公布された条例のあらまし

◇大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局）

1 理由

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴い、下水道事業において、地方公営企業法の全部適用から一部適用に移行するため、これに順じた関係条例の所要の改正を行います。

2 内容

総務建設委員会の所管について、「上下水道部」を削ります。（第2条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）

1 理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）は、懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて拘禁刑を創設すること等を内容とするものであり、当該内容に対応する改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号）により、令和7年6月1日から施行されます。これに伴い、懲役及び禁錮の字句が含まれる部分について、改正法の施行日までに拘禁刑に改める必要があるため所要の改正を行います。

2 内容

- 1 罰則について、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。（第53条から第55条まで関係）
- 2 その他所要の改正

3 施行期日

令和7年6月1日

◇大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課）

1 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び児童手当法の改正に伴い当該法律を引用する条項を改めます。また、令和6年12月からの健康保険被保険者証の新規発行停止を受け、窓口における健康保険被保険者の資格確認等事務に当たって特定個人情報の連携により必要な情報を取得できるよう規定を整備するほか所要の改正を行います。

2 内容

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条を引用する規定について、項ずれを修正します。（第2条関係）
- 2 利用する特定個人情報のうち、児童手当法による特例給付の支給に関する情報を削ります。（別表第2関係）
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務を新たに追加します。（別表第1及び別表第2関係）
- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第11号に規定する特定個人情報の提供に係る事務を新たに追加します。（別表第3関係）
- 5 その他所要の改正

3 施行期日

令和7年4月1日

公布の日

◇大和高田市監査委員条例の一部を改正する条例（監査委員事務局）

1 理由

定期監査の実施機関を拡大し、監査を年度当初に作成する監査計画に基づき行うことにより、より効果的な監査を実現するための改正を行うものです。

2 内容

定期監査を実施する期日を毎年9月から翌年2月までとする規定を削除し、年度当初に作成する監査計画に基づきあらかじめ定めた時期に監査を実施する規定に改めます。（第2条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

民間労働法制の施行に伴う公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に鑑みた超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に係る法改正に準じた所要の改正を行います。

2 内容

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- 1 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大をします。（第8条の3関係）

2 仕事と介護の両立支援制度に関する規定を新たに定めます。（第17条の2及び第17条の3関係）

3 その他所要の改正

第2条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う条ずれについて改めます。（第20条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

公布の日

◇一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に鑑み、本市の一般職の職員の給与等を改定します。

2 内容

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正

（1）配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を引き上げるとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定めます。（第7条及び第7条の2関係）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	6,500円	3,000円	支給しない
子	10,000円	11,500円	13,000円

（2）地域手当の支給割合を引き下げ、暫定措置を廃止します。（第7条の3及び附則第17項関係）

	令和6年度	令和7年度以降
地域手当の割合	6%（暫定措置4%）	4%

（3）通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を1月当たり15万円とします。（第8条の2関係）

（4）管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日以外の夜間に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間を拡大します。（第15条の2関係）

	令和6年度	令和7年度以降
支給対象時間	週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで	週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時まで

（5）定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給します。（第19条の2関係）

（6）全ての給料表について、号級構成を改めるとともに、給料月額を改定します。（別表第1から別表第3まで関係）

（7） その他所要の改正

第2条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

扶養手当の改正に伴い、対象の条文を削ります。（第8条関係）

附則第6条 職員等の旅費等に関する条例の一部改正

幼稚園又はこども園の園長に係る者の職務の級の区分を特2級に変更します。（別表関係）

附則第7条 大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

附則第8条 大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

暫定再任用職員が定義されていた地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条の改正による条ずれに伴い、引用していた箇所を改正します。

3 施行期日

令和7年4月1日

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の改正に伴い、読替規定を改め、地域手当の支給割合を引き下げます。また、本市の財政状況に鑑み、市長の任期満了まで、地域手当を支給しない旨の改正を行うものです。

2 内容

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正

一般職の職員の給与等に関する条例の改正に伴い、読替えて適用している規定を改めます。（第6条関係）

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正

1 地域手当の支給割合を引き下げます。（第5条の2関係）

2 一般職の職員の給与等に関する条例の改正に伴い、読替えて適用している規定を改めます。（第6条関係）

3 令和9年4月26日まで地域手当を支給しない旨を規定します。（附則第4項の3関係）

3 施行期日

令和7年4月1日（第2条の規定）

公布の日（第1条の規定）

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

地方税施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げを行うものです。

2 内容

1 後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を22万円から24万円に引き上げます。（第2条及び第21条関係）

2 その他所要の改正

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市武道館条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課）

1 理由

御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町及び大和高田市の4市4町において、公共施設の相互利用を行うため、本市の相互利用対象施設である大和高田市武道館の使用料

について、上記の市町に住所を有する者が使用する場合に本市に住所を有する者が使用する場合と同額となるよう所要の改正を行います。

2 内容

本市の市民等が他市町村においてその市民等と同様の条件で利用できる公の施設がある場合、当該他市町村の市民等の武道館使用料を、本市の市民等が使用する場合と同額とする規定を追加します。（別表関係）

3 施行期日

令和7年10月1日

◇大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）

1 理由

栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となったことから、食事の提供の特例を適用する際の基準について栄養士の配置を求める部分を管理栄養士の配置によっても基準を満たすこととする改正を行います。

また、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、連携施設の経過措置の延長が行われ、保育内容支援に係る連携施設及び代替保育に係る連携施設の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行います。

2 内容

第1条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第6条関係）

保育内容支援に係る連携施設について、市長が、家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合であって、次の①及び②の要件の全てを満たすと認めるときには、確保しないことができるとします。

① 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

② 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

2 代替保育に係る連携施設の見直し（第6条関係）

市長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認められる場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設の確保をしないこととすることができることとします。

3 栄養士の配置基準の見直し（第16条関係）

食事の提供の特例に係る基準の規定について、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

4 連携施設経過措置の延長（附則第3条関係）

連携施設経過措置を5年間延長するため、経過措置の期限を設備運営基準の施行日から15年を経過する日とします。

5 その他所要の改正

第2条 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第42条関係）

保育内容支援に係る連携施設について、市長が、特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合であって、次の①及び②の要件の全てを満たすと認めるときには、確保しないことができるものとします。

① 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

② 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

2 代替保育に係る連携施設の見直し（第42条関係）

市長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認められる場合において、特定地域型保育事業者による連携協力を行う者の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設の確保をしないこととすることができるものとします。

3 連携施設経過措置の延長（附則第4条関係）

連携施設経過措置を5年間延長するため、経過措置の期限を設備運営基準の施行日から15年を経過する日とします。

4 その他所要の改正

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（地域包括ケア推進課）

1 理由

地域包括支援センターの職員配置について、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）や令和5年地方分権改革提案において、職員確保が困難なため地域包括支援センターの職員配置の要件見直しが提案され、柔軟な職員配置を可能とするための省令改正がなされたことに伴い、職員配置の要件を柔軟化するための改正を行います。

2 内容

1 地域包括支援センターの職員配置について（第3条関係）

(1) 3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置の員数の換算を、常勤換算の方法によることができるよう規定を整備します。

(2) 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると

認めるときは、3職種の配置の員数の換算に当たって、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として換算することができる規定を整備します。

2 その他所要の改正

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市下水道事業の設置等に関する条例（下水道課）

1 理由

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴い、下水道事業において、地方公営企業法の全部適用から一部適用に移行するため、必要な事項を定める条例の制定を行います。

2 内容

第1条（下水道事業の設置）

第2条（法の財務規定等の適用）

第3条（経営の基本）

第4条（重要な資産の取得及び処分）

第5条（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条（業務状況説明書類の作成）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係条例の整備に関する条例（企画創生課）

1 理由

奈良県広域水道企業団へ水道事業が統合されることに伴い、水道事業に関する条例の廃止、下水道事業の地方公営企業法の一部適用への移行、下水道課の環境建設部への編入等を行うことから、関係条例において所要の改正及び廃止を行います。

2 内容

第1条 大和高田市行政組織条例の一部改正

環境建設部の分掌事務に「下水道に関すること。」を加えます。（第3条関係）

第2条 大和高田市職員定数条例の一部改正

公営企業の職員に係る部分を削り、一般行政部局の職員の定数を増やします。（第3条関係）

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

1 適用除外の規定から企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に係る部分を削ります。（第8条関係）

2 その他所要の改正を行います。（第8条関係）

第4条 大和高田市職員の定年等に関する条例の一部改正

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の規定から企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に係る部分を削ります。（第6条関係）

第5条 職員等の旅費等に関する条例の一部改正

随行者の旅費の規定から「、上下水道事業管理者」を削ります。（第21条関係）

第6条 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正

1 「上下水道事業管理者」を「市長」に改めます。（第5条、第7条から第11条まで関係）

2 「企業管理規程」を「規則」に改めます。（第7条関係）

第7条 大和高田市下水道条例の一部改正

1 「上下水道事業管理者」を「市長」に改めます。（本則全般）

2 「企業管理規程」を「規則」に改めます。（第6条、第27条、第34条及び第38条関係）

3 代理人の選定の規定から精神障害を理由とする制限条項を削ります。（第22条関係）

4 「大和高田市水道事業給水条例」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例」に改め、引用条項を改めます。（第26条、第28条及び第29条関係）

5 その他所要の改正を行います。

第8条 大和高田市水洗便所改造助成条例の一部改正

「上下水道事業管理者」を「市長」に改めます。（第3条、第4条及び第6条から第8条まで関係）

第9条 次に掲げる条例は、廃止します。

1 大和高田市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号）

2 大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第22号）

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）

4 大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第20号）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市下水道条例の一部を改正する条例（下水道課）

1 理由

現在、下水道事業において、独立採算が取れておらず、経営の健全化を図るため、下水道使用料の改正を行います。

2 内容

1 一般排水の公衆浴場の水量使用料70円を80円に改めます。（第25条関係）

2 一般排水のその他の水量使用料120円を140円に改めます。（第25条関係）

3 中間排水の水量使用料180円を190円に改めます。（第25条関係）

4 特定排水の水量使用料240円を250円に改めます。（第25条関係）

3 施行期日

令和7年10月1日

◇大和高田市水洗便所改造助成条例の一部を改正する条例（下水道課）

1 理由

近年の物価上昇により高騰する水洗便所改造工事費の負担の軽減を図り、公共下水道への接続を促進するため、助成金額の改正を行います。

2 内容

助成金の額1万円を5万円に改めます。（第3条関係）

3 施行期日

令和7年10月1日

◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）

1 理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、公安職俸給表及び扶養手当支給額の改定が行われる予定です。これに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定が行われるため、これに準じた所要の改正を行います。

2 内容

- 1 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者、又は応急措置従事者の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げます。（第5条関係）
- 2 非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額への加算額を、配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の場合は217円から100円に、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の場合は333円から383円に改定します。（第5条関係）
- 3 非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を別紙のとおり引き上げます。（別表関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（危機管理課）

1 理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令により、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分の追加が行われるため、これに準じた所要の改正を行います。

2 内容

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）において、非常勤消防団員の退職報償金支給額表に35年以上の区分が新たに追加されることから、別表を削り、政令の別表の規定の例により算定した額が退職報償金の支給額となるよう第2条にその旨規定します。（第2条及び別表関係）

退職報償金支給額表

（単位：千円）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239	344	459	594	779	979	1079

副団長	2 2 9	3 2 9	4 2 9	5 3 4	7 0 9	9 0 9	1 0 0 9
分団長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	5 1 3	6 5 9	8 4 9	9 4 9
副分団長	2 1 4	3 0 3	3 8 8	4 7 8	6 2 4	8 0 9	9 0 9
部長及び 班長	2 0 4	2 8 3	3 5 8	4 3 8	5 6 4	7 3 4	8 3 4
団員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9	7 8 9

3 施行期日

令和7年4月1日

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（法務課）

1 理由

令和4年に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が公布され、懲役及び禁錮に代えて新たに拘禁刑が創設されたため、これに順じた関係条例の所要の改正を行います。

2 内容

次に掲げる条例中「懲役」又は「禁錮」に係る自由刑が記載されている箇所を「拘禁刑」に改めます。（第1条から第11条まで関係）

- （1） 大和高田市功労者表彰条例
- （2） 大和高田市選奨条例
- （3） 大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例
- （4） 大和高田市行政不服審査会条例
- （5） 大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例
- （6） 一般職の職員の給与等に関する条例
- （7） 大和高田市職員の退職手当に関する条例
- （8） 大和高田市吏員退隠料等に関する条例
- （9） 大和高田市消防団に関する条例
- （10） 大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- （11） 集会集団行進及び集団示威運動に関する条例

3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行の日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

1 軽自動車種別割の標準税率の区分の見直し（第76条関係）

原動機付自転車のうち、二輪のもので、排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のものに係る軽自動車種別割の税率を2,000円とします。

2 マイナ免許証の運用開始に伴う軽自動車税の種別割の身体障害者等に対する減免申請における取り扱いについて（第82条関係）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、マイナンバーカードと

運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日から免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）の運用が開始されました。この運用に伴い、軽自動車税の種別割の身体障害者等に対する減免申請における取り扱いについて規定するものです。

3 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額特例について、特例適用要件の見直し

大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額特例については、原則所有者からの特例適用申告書の提出が必要ですが、今回の改正により所有者からの申告書の提出がない場合であっても、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合については、特例の適用が可能となります。

4 その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険の被保険者に係る課税の軽減措置が執り行われることに伴い、これに準じて国民健康保険税の減額対象となる所得基準の算定に用いる加算額を上げる改正を行います。

2 内容

国民健康保険税の基礎課税額（被保険者均等割及び世帯別平等割）の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずる金額を次のように引き上げます。（第21条関係）

5割軽減の対象世帯 29万5千円→30万5千円

2割軽減の対象世帯 54万5千円→56万円

3 施行期日

令和7年4月1日

条 例

条例第1号

大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和高田市議会委員会条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、上下水道部」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例第2号

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下「情報公開条例」を「第20条において「情報公開条例」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第45条の見出しを「（審査請求に対する審査会への諮問）」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第50条の見出しを「（制度運用に関する審査会への諮問）」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

条例第3号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1に次のように加える。

17 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削り、同表の5の項中「徴収に関する情報」の次に「（以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。）」を加え、同表の6の項中「高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報」を「後期高齢者医療保険関係情報」に改め、同表の7の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を「国民健康保険関係情報、後期高齢者医療保険関係情報」に改め、同表の19の項を同表の20の項とし、同表の18の項中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同項を同表の19の項とし、同表の17の項の次に次のように加える。

18 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

条例第4号

大和高田市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市監査委員条例の一部を改正する条例

大和高田市監査委員条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「毎年9月から翌年2月までの間」を「毎年度当初に作成する監査計画に基づき、あらかじめ定めた時期」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（この条において「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

条例第6号

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「（附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「満15歳に達する日以後」を「満15歳に達する日後」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

第7条の3第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第8条の2第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この条）」

に改め、同条第2項第1号中「この号において「運賃等相当額」という。）」を「「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第19条の2第2号中「及び任期付短時間勤務職員」を削り、「、第7条、第7条の2及び第8条」を「及び第7条」に改め、同条第3号中「、第7条の2」を削り、同条に次の1号を加える。

（5） 任期付短時間勤務職員 第7条及び第8条

附則第17項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

17 削除

附則第18項の前に見出しとして「（定年引上げに伴う職員の給与の特例）」を付する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100

9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900

	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			

	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				
	89	256,900	298,000	347,000				
	90	257,200	298,300	347,400				
	91	257,500	298,600	347,800				
	92	257,800	299,000	348,200				
	93	258,100	299,200	348,400				
	94		299,400	348,800				
	95		299,700	349,200				
	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					

	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900

17	235,000	269,300	400,000	477,100
18	236,800	271,500	401,600	477,800
19	238,500	273,700	403,200	478,500
20	240,200	275,900	404,700	479,200
21	241,900	278,100	405,900	479,800
22	243,200	280,300	407,300	
23	244,500	282,500	408,700	
24	245,800	284,600	410,000	
25	247,000	286,600	411,600	
26	248,200	288,500	413,000	
27	249,400	290,400	414,300	
28	250,600	292,200	415,700	
29	251,700	294,000	417,100	
30	252,900	295,900	418,400	
31	254,100	297,700	419,900	
32	255,300	299,400	421,400	
33	256,400	301,100	423,000	
34	257,700	302,900	424,400	
35	259,000	304,600	426,000	
36	260,300	306,200	427,500	
37	261,700	307,800	429,200	
38	263,100	309,500	430,700	
39	264,400	311,300	432,300	
40	265,700	313,000	433,900	
41	267,000	314,300	435,400	
42	268,000	316,200	436,900	
43	269,000	318,000	438,100	
44	269,900	319,700	439,300	
45	270,600	321,400	440,500	
46	271,400	323,300	441,800	
47	272,200	325,000	443,000	
48	273,000	326,700	444,200	
49	273,800	328,400	445,300	
50	274,600	330,200	446,500	
51	275,300	332,000	447,700	
52	276,100	333,700	448,900	
53	276,900	335,400	450,100	

54	277,700	336,700	451,300
55	278,500	338,000	452,500
56	279,300	339,300	453,700
57	280,000	340,800	454,800
58	280,600	342,400	455,400
59	281,400	343,900	455,900
60	282,300	345,500	456,400
61	283,100	347,000	456,900
62	283,700	348,600	
63	284,500	350,200	
64	285,200	351,700	
65	286,200	353,200	
66	287,000	354,800	
67	287,800	356,400	
68	288,500	357,900	
69	289,200	359,400	
70	290,000	361,000	
71	290,800	362,600	
72	291,500	364,100	
73	292,200	365,600	
74	292,900	367,200	
75	293,600	368,800	
76	294,200	370,300	
77	294,800	371,800	
78	295,500	373,200	
79	296,200	374,600	
80	296,800	375,900	
81	297,400	377,200	
82	298,100	378,600	
83	298,800	380,000	
84	299,500	381,300	
85	300,200	382,400	
86	301,000	383,800	
87	301,700	385,100	
88	302,400	386,400	
89	303,100	387,600	
90	304,000	388,900	

	91	304,800	390,000		
	92	305,600	391,200		
	93	306,100	392,400		
	94	306,900	393,500		
	95	307,700	394,700		
	96	308,500	395,900		
	97	309,200	397,300		
	98	310,000	398,300		
	99	310,800	399,300		
	100	311,500	400,300		
	101	312,300	401,200		
	102	313,200	402,200		
	103	314,100	403,300		
	104	314,900	404,400		
	105	315,500	405,100		
	106	316,300	406,000		
	107	317,100	406,900		
	108	317,900	407,800		
	109	318,600	408,600		
	110	319,000	409,400		
	111	319,400	410,200		
	112	319,900	411,000		
	113	320,400	411,600		
	114	320,800	412,300		
	115	321,300	413,000		
	116	321,700	413,700		
	117	322,200	414,300		
	118	322,700	414,800		
	119	323,100	415,200		
	120	323,600	415,500		
	121	324,100	415,800		
	122	324,500	416,100		
	123	325,000	416,400		
	124	325,500	416,600		
	125	326,100	416,800		
	126	326,400	417,100		
	127	326,700	417,400		

	128	327,000	417,600		
	129	327,200	417,800		
	130	327,500	418,100		
	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900
備考					
(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。					
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。					

イ 教育職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199, 900	220, 700	319, 700	348, 700	435, 700
	2	202, 200	223, 100	321, 500	350, 200	437, 000
	3	204, 500	225, 500	323, 300	351, 700	438, 200
	4	206, 700	227, 900	325, 000	353, 200	439, 500
	5	208, 900	230, 300	326, 600	354, 600	440, 600
	6	211, 200	232, 700	328, 500	356, 000	441, 700
	7	213, 400	235, 100	330, 400	357, 400	442, 900
	8	215, 600	237, 500	332, 300	358, 800	444, 100
	9	217, 800	239, 900	334, 100	360, 200	445, 400
	10	220, 000	241, 500	336, 100	361, 500	446, 600
	11	222, 200	243, 100	337, 900	362, 800	447, 600
	12	224, 400	244, 700	339, 700	364, 100	448, 700
	13	226, 600	246, 300	341, 400	365, 300	449, 900
	14	228, 700	247, 800	343, 100	366, 600	450, 700
	15	230, 800	249, 200	344, 700	367, 800	451, 500
	16	232, 900	250, 600	346, 300	369, 000	452, 400
	17	235, 000	252, 000	347, 900	370, 200	453, 300
	18	236, 800	253, 200	349, 200	371, 400	453, 800
	19	238, 500	254, 400	350, 400	372, 600	454, 300
	20	240, 200	255, 600	351, 600	373, 700	454, 800
	21	241, 900	257, 000	352, 900	374, 800	455, 300
	22	243, 200	258, 200	354, 300	376, 000	
	23	244, 500	259, 500	355, 700	377, 200	
	24	245, 800	260, 800	357, 000	378, 300	
	25	247, 000	262, 100	358, 300	379, 400	
	26	248, 100	264, 000	359, 700	380, 600	
	27	249, 200	265, 800	361, 100	381, 800	
	28	250, 300	267, 600	362, 400	382, 900	
	29	251, 500	269, 300	363, 700	384, 000	
	30	252, 800	271, 500	365, 100	385, 200	
	31	254, 000	273, 700	366, 400	386, 400	
32	255, 200	275, 900	367, 700	387, 500		

	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	
	49	273,300	307,800	387,900	407,600	
	50	274,100	309,500	389,100	408,600	
	51	274,800	311,300	390,100	409,900	
	52	275,500	313,000	391,200	411,100	
	53	276,300	314,300	392,000	412,300	
	54	277,100	316,200	393,100	413,400	
	55	277,900	318,000	394,100	414,500	
	56	278,600	319,700	395,100	415,600	
	57	279,300	321,400	396,200	416,600	
	58	280,100	323,300	397,200	417,800	
	59	280,900	325,000	398,300	419,000	
	60	281,600	326,700	399,400	420,200	
	61	282,200	328,400	400,400	420,800	
	62	282,900	330,200	401,500	421,600	
	63	283,600	332,000	402,600	422,300	
	64	284,200	333,700	403,600	422,800	
	65	284,900	335,400	404,500	423,100	
	66	285,600	336,700	405,400	423,400	
	67	286,300	338,000	406,400	423,800	
	68	287,000	339,300	407,400	424,200	
	69	287,700	340,800	408,200	424,500	

	70	288,500	342,300	409,000	424,900	
	71	289,200	343,800	409,700	425,200	
	72	289,900	345,300	410,500	425,500	
	73	290,400	346,700	411,200	425,800	
	74	291,100	348,200	411,800	426,200	
	75	291,800	349,700	412,500	426,500	
	76	292,400	351,200	413,200	426,800	
	77	293,000	352,600	413,800	427,100	
	78	293,700	354,100	414,500	427,400	
	79	294,300	355,600	415,000	427,700	
	80	294,900	357,100	415,600	427,900	
	81	295,500	358,500	416,000	428,100	
	82	296,100	359,800	416,400		
	83	296,700	361,100	416,700		
	84	297,300	362,300	417,000		
	85	297,800	363,500	417,200		
	86	298,300	364,700	417,500		
	87	298,800	365,900	417,800		
	88	299,300	367,000	418,000		
	89	299,700	368,100	418,200		
	90	300,300	369,200	418,500		
	91	300,800	370,300	418,800		
	92	301,300	371,400	419,000		
	93	301,600	372,500	419,200		
	94	302,100	373,700	419,500		
	95	302,600	374,800	419,800		
	96	303,000	375,900	420,000		
	97	303,400	376,900	420,200		
	98	303,900	377,900	420,500		
	99	304,400	378,800	420,800		
	100	304,800	379,700	421,000		
	101	305,200	380,500	421,200		
	102	305,600	381,500	421,500		
	103	306,000	382,400	421,800		
	104	306,300	383,300	422,000		
	105	306,500	384,100	422,200		
	106	306,800	385,000			

	107	307,100	385,900			
	108	307,300	386,800			
	109	307,500	387,600			
	110	307,700	388,600			
	111	308,000	389,500			
	112	308,300	390,400			
	113	308,500	391,000			
	114	308,700	391,900			
	115	308,900	392,800			
	116	309,200	393,700			
	117	309,500	394,500			
	118	309,700	395,200			
	119	310,000	396,000			
	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			

	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- (1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以下		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400

外の 職員	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		

	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			

	81		491,300				
	82		491,900				
	83		492,500				
	84		493,000				
	85		493,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000

21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		

	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900				
	79	255,100	292,200	329,000	350,100				
	80	255,300	292,500	329,500	350,400				
	81	255,500	292,800	330,000	350,900				
	82	255,800	293,100	330,400	351,200				
	83	256,100	293,400	330,600	351,500				
	84	256,300	293,700	330,900	351,800				
	85	256,500	293,900	331,300	352,200				
	86		294,100	331,700	352,500				
	87		294,300	332,000	352,800				
	88		294,500	332,300	353,100				
	89		294,900	332,600	353,500				
	90		295,100	332,800	353,800				
	91		295,300	333,200	354,100				
	92		295,500	333,500	354,400				
	93		295,900	333,700	354,700				
	94		296,100	334,000	355,100				

	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600

	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600

	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	

	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
	86	286,100	312,900	350,700	369,600			
	87	286,600	313,900	351,500	370,200			
	88	287,100	314,900	352,300	370,700			
	89	287,600	315,800	352,900	371,000			
	90	288,100	316,900	353,500	371,500			
	91	288,600	317,900	354,100	371,900			
	92	289,100	318,900	354,700	372,200			
	93	289,600	319,700	355,100	372,800			
	94	290,200	320,400	355,500	373,300			
	95	290,800	321,100	356,000	373,800			
	96	291,400	321,700	356,400	374,300			
	97	292,000	322,200	356,900	374,900			
	98	292,500	322,500	357,300	375,400			
	99	293,000	323,100	357,800	375,900			
	100	293,500	323,700	358,200	376,300			
	101	294,000	324,100	358,500	376,900			
	102	294,500	324,700	359,000	377,400			
	103	295,000	325,300	359,400	377,900			
	104	295,400	325,800	359,700	378,400			
	105	295,800	326,200	360,100	379,000			
	106	296,300	326,700	360,600	379,400			
	107	296,800	327,200	361,100	379,900			
	108	297,100	327,700	361,600	380,400			
	109	297,300	328,100	362,100	381,000			
	110	297,600	328,500	362,600				
	111	297,800	328,800	363,100				
	112	298,100	329,100	363,500				
	113	298,400	329,400	363,900				
	114	298,600	329,800	364,300				
	115	298,900	330,100	364,800				
	116	299,100	330,400	365,300				
	117	299,400	330,600	365,700				
	118	299,700	330,900	366,200				
	119	300,000	331,200	366,700				
	120	300,300	331,400	367,200				

	121	300,600	331,600	367,500				
	122	301,000	331,900					
	123	301,300	332,200					
	124	301,600	332,500					
	125	301,800	332,700					
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						

	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

別表第4ウ 教育職給料表（2）等級別基準職務表中

「

2級	幼稚園若しくはこども園の園長、教諭又は養護教諭の職務

」を

「

2級	幼稚園若しくはこども園の教諭又は養護教諭の職務
特2級	幼稚園又はこども園の園長

」に改める。

（大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「、第7条の2」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下この条及び次条において「切替日」という。）の前日から引き続き在

職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1から附則別表第3までに掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

第5条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、市長が規則で定める。

（職員等の旅費等に関する条例の一部改正）

第6条 職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「2級（園長）」を「特2級」に改める。

（大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第7条 大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附則第13条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第16条及び附則第18条中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則別表第1

別表第1の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34

51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				

96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

附則別表第2

ア 別表第2ア 教育職給料表（1）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7

	24	8	8	
	25	9	9	
	26	10	10	
	27	11	11	
	28	12	12	
	29	13	13	
	30	14	14	
	31	15	15	
	32	16	16	
	33	17	17	
	34	18	18	
	35	19	19	
	36	20	20	
	37	21	21	
	38	22		
	39	23		
	40	24		
	41	25		
	42	26		
	43	27		
	44	28		
	45	29		
	46	30		
	47	31		
	48	32		
	49	33		
	50	34		
	51	35		
	52	36		
	53	37		
	54	38		
	55	39		
	56	40		
	57	41		
	58	42		
	59	43		
	60	44		
	61	45		
	62	46		
	63	47		
	64	48		
	65	49		
	66	50		
	67	51		
	68	52		

	69	53	
	70	54	
	71	55	
	72	56	
	73	57	
	74	58	
	75	59	
	76	60	
	77	61	
イ 別表第2イ 教育職給料表（2）の適用を受ける職員の号給の切替表			
旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	
1	1	1	
2	1	1	
3	1	1	
4	1	1	
5	1	1	
6	1	1	
7	1	1	
8	1	1	
9	1	1	
10	1	1	
11	1	1	
12	1	1	
13	1	1	
14	2	1	
15	3	1	
16	4	1	
17	5	1	
18	6	2	
19	7	3	
20	8	4	
21	9	5	
22	10	6	
23	11	7	
24	12	8	
25	13	9	
26	14	10	
27	15	11	
28	16	12	
29	17	13	
30	18	14	
31	19	15	
32	20	16	
33	21	17	

	34	22	18	
	35	23	19	
	36	24	20	
	37	25	21	
	38	26		
	39	27		
	40	28		
	41	29		
	42	30		
	43	31		
	44	32		
	45	33		
	46	34		
	47	35		
	48	36		
	49	37		
	50	38		
	51	39		
	52	40		
	53	41		
	54	42		
	55	43		
	56	44		
	57	45		
	58	46		
	59	47		
	60	48		
	61	49		
	62	50		
	63	51		
	64	52		
	65	53		
	66	54		
	67	55		
	68	56		
	69	57		
	70	58		
	71	59		
	72	60		
	73	61		
	74	62		
	75	63		
	76	64		
	77	65		
	78	66		

79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

附則別表第3

ア 別表第3ア 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	

	27	15	11	1		
	28	16	12	1		
	29	17	13	1		
	30	18	14	1		
	31	19	15	1		
	32	20	16	1		
	33	21	17	1		
	34	22	18	1		
	35	23	19	1		
	36	24	20	1		
	37	25	21	1		
	38	26	22	2		
	39	27	23	2		
	40	28	24	2		
	41	29	25	2		
	42	30	26	3		
	43	31	27	3		
	44	32	28	3		
	45	33	29	3		
	46	34	30	4		
	47	35	31	4		
	48	36	32	4		
	49	37	33	4		
	50	38	34	4		
	51	39	35	5		
	52	40	36	5		
	53	41	37	5		
	54	42	38	5		
	55	43	39	5		
	56	44	40	6		
	57	45	41	6		
	58	46	42	6		
	59	47	43	6		
	60	48	44	6		
	61	49	45	7		
	62	50	46	7		
	63	51	47	7		
	64	52	48	7		
	65	53	49	8		
	66	54	50			
	67	55	51			
	68	56	52			
	69	57	53			
	70	58	54			
	71	59	55			

72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

イ 別表第3イ 医療職給料表（2）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1

17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	

62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				

107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ウ 別表第3ウ 医療職給料表（3）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23

	36	32	32	28	24	
	37	33	33	29	25	
	38	34	34	30	26	
	39	35	35	31	27	
	40	36	36	32	28	
	41	37	37	33	29	
	42	38	38	34	30	
	43	39	39	35	31	
	44	40	40	36	32	
	45	41	41	37	33	
	46	42	42	38	34	
	47	43	43	39	35	
	48	44	44	40	36	
	49	45	45	41	37	
	50	46	46	42	38	
	51	47	47	43	39	
	52	48	48	44	40	
	53	49	49	45	41	
	54	50	50	46	42	
	55	51	51	47	43	
	56	52	52	48	44	
	57	53	53	49	45	
	58	54	54	50	46	
	59	55	55	51	47	
	60	56	56	52	48	
	61	57	57	53	49	
	62	58	58	54	50	
	63	59	59	55	51	
	64	60	60	56	52	
	65	61	61	57	53	
	66	62	62	58	54	
	67	63	63	59	55	
	68	64	64	60	56	
	69	65	65	61	57	
	70	66	66	62		
	71	67	67	63		
	72	68	68	64		
	73	69	69	65		
	74	70	70	66		
	75	71	71	67		
	76	72	72	68		
	77	73	73	69		
	78	74	74	70		
	79	75	75	71		
	80	76	76	72		

	81	77	77	73	
	82	78	78	74	
	83	79	79	75	
	84	80	80	76	
	85	81	81	77	
	86	82	82	78	
	87	83	83	79	
	88	84	84	80	
	89	85	85	81	
	90	86	86	82	
	91	87	87	83	
	92	88	88	84	
	93	89	89	85	
	94	90	90		
	95	91	91		
	96	92	92		
	97	93	93		
	98	94	94		
	99	95	95		
	100	96	96		
	101	97	97		
	102	98	98		
	103	99	99		
	104	100	100		
	105	101	101		
	106	102	102		
	107	103	103		
	108	104	104		
	109	105	105		
	110	106	106		
	111	107	107		
	112	108	108		
	113	109	109		
	114	110			
	115	111			
	116	112			
	117	113			
	118	114			
	119	115			
	120	116			
	121	117			
	122	118			
	123	119			
	124	120			
	125	121			

条例第7号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第6条ただし書中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附則第4項の2中「当分」を「令和7年3月31日まで」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4の3 令和7年4月1日から令和9年4月26日までの間、特別職の常勤の職員の地域手当は、第5条の2第1項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

条例第8号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第3号イ（ア）中「4,000円円」を「4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第9号

大和高田市武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立武道館条例の一部を改正する条例

大和高田市立武道館条例（平成3年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 本市以外の市町村（以下この項において「他市町村」という。）において住所（団体及び法人にあっては、その事務所の所在地。以下この項において同じ。）を有する者の使用料の額は、この表に規定する額に2を乗じて得た額とする。ただし、本市に住所を有する者が他市町村において当該他市町村に住所を有する者と同様の条件で利用できる公の施設があると市長が認めた場合における当該他市町村に住所を有する者の使用料については、この限りでない。
- 2 区分のうち半面とは、道場の床面の2分の1以下をいう。
- 3 附属施設及び器具の使用料については、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和高田市立武道館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

条例第10号

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第2項第4号中「利用利用乳幼児」を「利用乳幼児」に改める。

附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「10年」を「15年」に改める。

（大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規

模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例第11号

大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を、「応じ」の次に「1の」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例第12号

大和高田市下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市下水道事業の設置等に関する条例

（下水道事業の設置）

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域及び処理人口は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画において定めるものとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その

適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1） 事業の概況

（2） 経理の状況

（3） 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例第13号

奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

（大和高田市行政組織条例の一部改正）

第1条 大和高田市行政組織条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「（5） 公園及び緑地に関すること。」を

「

（５） 公園及び緑地に関すること。

（６） 下水道に関すること。

」に改める。

（大和高田市職員定数条例の一部改正）

第2条 大和高田市職員定数条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに公営企業」を削る。

第3条第1号ア中「545人」を「595人」に改め、同条第7号を削る。

（大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を削る。

第8条の見出し中「給与条例等」を「給与条例」に改め、同条第1項中「次に掲げる条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、第8条、第10条から第12条まで、第15条及び第18条の2」に改め、同項各号及び同条第3項を削る。

（大和高田市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第4条 大和高田市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（大和高田市立病院及び大和高田市国民健康保険天満診療所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）」を削る。

（職員等の旅費等に関する条例の一部改正）

第5条 職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条中「、上下水道事業管理者」を削る。

（大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正）

第6条 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和59年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第7条中「管理者」を「市長」に改め、同条第3号中「企業管理規程」を「規則」に改める。

第8条から第11条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

（大和高田市下水道条例の一部改正）

第7条 大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「及び法第12条の2第1項」を削り、同条第18号中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第19号中「管理者」を「市長」に改める。

第2条の3第4号及び第5号、第3条第1項ただし書並びに第4条第2号及び第3号中「管理者」を「市長」に改める。

第6条第1項中「企業管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第7条第1項及び第3項、第9条第1項並びに第10条第1項ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第13条ただし書中「管理者」を「市長」に改め、同条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」

に改める。

第14条、第15条第1項、第16条及び第19条から第20条の2までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第22条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第23条及び第24条中「管理者」を「市長」に改める。

第26条第1項第1号中「大和高田市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号）」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年奈良県広域水道企業団条例第35号）」に改め、同条第2号及び第3号並びに第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第27条第1項中「企業管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第28条第1号中「第35条」を「第30条」に改め、同条第2号中「管理者」を「市長」に改める。

第29条第1項中「管理者」を「市長」に、「第30条」を「第28条」に改める。

第30条第1項及び第3項並びに第31条から第33条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第34条第1項中「企業管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第35条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第38条中「企業管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第40条ただし書、第41条から第44条まで及び第46条中「管理者」を「市長」に改める。
（大和高田市水洗便所改造助成条例の一部改正）

第8条 大和高田市水洗便所改造助成条例（昭和59年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第4条及び第6条から第8条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

（大和高田市水道事業給水条例等の廃止）

第9条 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1） 大和高田市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号）
- （2） 大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第22号）
- （3） 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）
- （4） 大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第20号）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例第14号

大和高田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市下水道条例の一部を改正する条例

大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項の表中「70円」を「80円」に、「120円」を「140円」に、「180円」を「190円」に、「240円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和高田市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している下水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

条例第15号

大和高田市水洗便所改造助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水洗便所改造助成条例の一部を改正する条例

大和高田市水洗便所改造助成条例（昭和59年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1万円」を「5万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和高田市水洗便所改造助成条例の規定は、この条例の施行の日以後における助成金の交付申請に基づき助成する分から適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。

条例第16号

大和高田市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「第1号又は」を「第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を」を削り、同条第4項中「15歳に達する日以後」を「15歳に達する日後」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「12,500円」を「12,900円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

条例第17号

大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表に掲げる額」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）別表の規定の例により算定した額」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

条例第18号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（大和高田市功労者表彰条例の一部改正）

第1条 大和高田市功労者表彰条例（昭和33年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市選奨条例の一部改正）

第2条 大和高田市選奨条例（昭和33年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第3条 大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項並びに附則第5条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市行政不服審査会条例の一部改正）

第4条 大和高田市行政不服審査会条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 大和高田市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部改正）

第8条 大和高田市吏員退隠料等に関する条例（昭和24年告示）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第9条第1項中「禁錮」を「は、拘禁刑」に改める。

第17条第3号ただし書中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第24条の3第1項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市消防団に関する条例の一部改正）

第9条 大和高田市消防団に関する条例（昭和36年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第10条 大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（集会集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第11条 集会集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「懲戒若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

条例第19号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第27条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第55条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第76条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）

又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第81条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第76条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第82条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第126条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第19条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第29条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第76条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車

税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

条例第20号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

規則第6号

大和高田市保育所条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保育所条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

大和高田市保育所条例施行規則等の一部を改正する規則（令和7年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則（平成17年規則第2号）第5条第4項の改正規定の次に次のように加える。

様式第3号及び様式第4号中「250円」を「270円」に改める。

第6条中大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則第5条第4項の改正規定の次に次のように加える。

様式第3号及び様式第4号中「270円」を「290円」に改める。

附則第4項を附則第6項とし、附則第3項を附則第5項とし、附則第2項を附則第4項とし、附則第1項の次に次の2項を加える。

（準備行為）

- 2 第5条の規定による改正後の規則を施行するために必要な準備行為は、令和7年4月1日前に

においても行うことができる。

- 3 第6条の規定による改正後の規則を施行するために必要な準備行為は、令和8年4月1日前においても行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第7号

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則（平成28年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「及び」を「並びに水曜日及び」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第8号

大和高田市中小企業資金融資等に係る利子補給規則を次のように定める。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市中小企業資金融資等に係る利子補給規則

（目的）

第1条 この規則は、市内の中小企業者に対し金融支援を行うことにより、中小企業の発展及び本市の経済振興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- （2） 取扱金融機関 この規則に定める融資に関して市長と覚書を締結した金融機関をいう。
- （3） 奈良県信用保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の規定により設立された奈良県信用保証協会（以下「保証協会」という。）をいう。
- （4） 創業 次の各号に掲げる行為をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（イに掲げるものを除く。）。
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始すること。
- （5） 特別融資 事業経営上必要な運転資金及び設備資金の融資をいう。

（６） 創業者支援融資 創業のために必要な運転資金及び設備資金の融資をいう。

（対象者）

第3条 市長は、別表融資の種類の欄に規定する区分に応じて定める融資の条件で特別融資又は創業者支援融資を受けた者（以下「借受人」という。）のうち次項に該当するものに対し、当該借受人が融資を受けた金融機関（以下「取扱金融機関」という）に支払う利子及び融資に伴う債務保証料の全部又は一部を補給するものとする。

2 借受人のうち、前項の規定による利子及び債務保証料の補給を受けることができる者は、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める要件を満たすものとする。

（１） 特別融資の対象となる中小企業者 次のいずれにも該当する者

ア 個人にあつては融資を申し込んだ日から起算して1年前の日以前から本市に住所を有する者、法人にあつては同日以前から本市に本店を有し、かつ、本市の市民税が課税されていること。

イ 事業を1年以上営んでおり、今後も同種の事業を継続することが確実であること。

ウ 市税を滞納していないこと。ただし、災害等市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

エ 市長が別に定める信用保証の基準を満たすものであること。

オ この規則に基づく債務保証料又は利子の補給を受けていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

カ 許可、認可等を必要とする事業を営んでいる者にあつては、その許可、認可等を受けていること。

キ 事業者又は役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。）が次のいずれにも該当しないものであること。

（ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下（ウ）において同じ。）

（イ） 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下（ウ）において同じ。）

（ウ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（２） 創業者支援融資の対象となる中小企業者 次のいずれにも該当する者

ア 市内において中小企業者として創業して1年未満である者又は市内で創業する具体的な計画を有している者

イ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定に基づく市長の証明を受けたものであること。

ウ 前号ウからキまでに掲げる要件を満たしていること。この場合において、前号ウ中「市税」とあるのは、「市町村税」と読み替えるものとする。

（補給の額）

第4条 債務保証料の補給の額は、市長が別に定める信用保証の基準、融資対象の事業、融資の額等に基づき決定する。

2 利子の補給の額は、市長が別に定める貸付利率の2分の1以内(年率1パーセントを限度とする。)の金額に相当する額とする。この場合において、利子補給金の算出期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(預託)

第5条 市長は、取扱金融機関に対して前条第2項の利子補給に必要な資金を、預託することができる。

(補給の申請及び決定)

第6条 第4条の規定による債務保証料及び利子の補給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第5号に規定する書類については、創業者支援融資の適用を受けようとする者に限る。

- (1) 信用保証に当たって申込みをするために必要とする書類
- (2) 市町村税の滞納がないことを証する書類
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号)
- (4) 個人(法人)情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
- (5) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく市長の証明を受けたことを証する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する書類に加えて、融資の決定後直ちに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 債務保証料補給申請書(様式第3号)
- (2) 利子補給申請書(様式第4号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の規定による書類に基づき、債務保証料及び利子の補給の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(届出)

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた中小企業者は、前条第1項及び第2項の規定による申請以後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、届出書(様式第5号)を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条第2項第1号又は第2号に該当しなくなったとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 融資の対象となった事業を他の者に承継したとき。
 - イ 融資の対象となった事業の一部を廃止し、又は全部若しくは一部を休止したとき。
 - ウ その他届出内容に変更が生じたとき。

(利子補給の停止等)

第8条 市長は、融資期間において、次に掲げる事由が明らかとなったときは、当該事由が発生した日の属する月から利子補給を停止する。

- (1) 前条第1号に該当すること。
- (2) 債務保証機関等により、取扱金融機関に対して借入金の代位弁済が行われたこと。

2 市長は、前条第2号に該当する事由があると認めるときは、利子補給の対象者の変更、利子補給の停止その他の必要な措置を講ずるものとする。

（返還）

第9条 市長は、債務保証料及び利子の補給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補給した債務保証料及び利子に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） この規則の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により利子補給金を受け、又は受けようとしたとき。

（3） 融資の借換を行ったとき。ただし、次のア又はイに掲げる場合を除く。

ア 借換に係る融資の申請時において、当初融資実行額に係る融資残高が当初融資額の半額以下であり、かつ、当初融資実行時と同一の融資の種類及び同一の取扱金融機関における借換を行ったとき。

イ 災害等市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

（準用）

第10条 第1条から前条までの規定（第5条を除く。）のうち創業者支援融資に係るものは、日本政策金融公庫創業関連資金融資の利子補給について準用する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（関係規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1） 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則（平成23年規則第6号）

（2） 大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則（平成28年規則第14号）

（3） 大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則（平成28年規則第15号）

（大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際現に行われている附則第2項第1号の規定による廃止前の大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則（以下この項において「旧特別融資規則」という。）第3条第1項の特別融資であってこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧特別融資規則第7条第1項の規定による申請のあったものについては、なお従前の例による。

（大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則の廃止に伴う経過措置）

4 この規則の施行の際現に行われている附則第2項第2号の規定による廃止前の大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則（以下この項において「旧小口融資規則」という。）第3条の小口融資であって施行日前に旧小口融資規則第5条第1項の規定による申請のあったものについては、なお従前の例による。

（大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則の廃止に伴う経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に行われている附則第2項第3号の規定による廃止前の大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則（以下この項において「旧創業者支援融資規則」という。）第3条の創業者支援融資であって施行日前に旧創業者支援融資規則第5条第1項の規定による申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

融資の種類		限度額	融資期間	償還方法
特別融資	運転資金	1,000万円	5年以内	毎月元金均等分割償還
	設備資金	1,500万円	7年以内	
	設備資金及び運転資金の併用			
創業者支援融資	運転資金	1,000万円	5年以内	
	設備資金		7年以内	
	設備資金及び運転資金の併用			

備考

融資期間には、6月以内の据置期間を含むものとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所
氏名

（法人にあつては、その所在地並びに名称及び代表者氏名）

暴力団排除に関する誓約書

私は、大和高田市中小企業資金融資等に係る利子補給規則第3条第2項第1号キ（ア）の暴力団、（イ）の暴力団員及び（ウ）の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことを誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、大和高田市が行う措置（市補給制度の適用取消、返還金の徴収等）について、一切の異議申立てを行いません。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所

氏名

（法人にあっては、その所在地並びに名称及び代表者氏名）

個人（法人）情報の取扱いに関する同意書

私は、大和高田市中心企業資金融資規則に基づく融資及び市補給制度の適用を申請するに当たり、大和高田市が下記1に掲げる私に関する個人（法人）情報を下記2に掲げる利用目的のために必要な範囲で利用することに同意します。

記

1 個人（法人）情報

- （1） 市税の納付に関する情報
- （2） 融資及び市補給制度の適用の申請手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- （1） 融資及び市補給制度の適用に係る審査等の手続
- （2） 市補給制度遂行に伴う金融機関への調査照会

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所

氏名

（法人にあっては、その所在地並びに名称及び代表者氏名）

債務保証料補給申請書

奈良県信用保証協会から信用保証の決定を受けましたので、次のとおり債務保証料の補給を申請します。

保 証 金 額 _____ 円

融 資 月 数 _____ 月

保証協会受付番号

保 証 料 率 _____ カテゴリー

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所

氏名

（法人にあっては、その所在地並びに名称及び代表者氏名）

利子補給申請書

次のとおり大和高田市中小企業資金融資を受けるので、当該借入金に係る利子の補給を申請します。
また、補給額決定のため、大和高田市が取扱金融機関から当該借入金に係る利子の情報を収集することに同意します。

1 借 入 金 額 ￥

2 融 資 の 種 類 （ 特別融資 ・ 創業者支援融資 ）

3 借 入 年 月 日 年 月 日

4 借 入 利 率 年利 %

5 償還期間及び条件

償還期間	{	初回返済日	年	月	日
		最終返済日	年	月	日

条 件	{	毎 月 ￥	均等償還
		ただし、最終回は￥	

6 利子補給金振込先

☐ 当該借入金返済引落口座への振込を希望します。

※ 大和高田市が取扱金融機関から当該借入金返済引落口座の情報を収集することに同意したとみなします。

☐ 当該借入金返済引落口座とは異なる口座への振込を希望します。

金融機関名				支店名			
口座種別	☐ 普通預金 ☐ 当座預金 ☐ その他						
口座番号							
フリガナ 口座名義人							

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所

氏名

（法人にあっては、その所在地並びに名称及び代表者氏名）

届出書

大和高田市中心企業資金融資及び市補給制度の適用について、次のとおり状況の変化が生じたので届け出ます。

なお、この届出に基づき、大和高田市が利子補給の停止等の措置が取られた場合において、一切の異議申立てを行いません。

個人の場合	市外へ転出した（ 年 月 日）
	死亡した（ 年 月 日）
	届出代理人氏名（ ） 続柄（ ）
法人の場合	市内に有する本店を閉鎖した（ 年 月 日）
個人・法人共通	事業を承継した
	事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止した
	その他の事項（ ）

上記の届出内容を証する書類を添付すること。

規則第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「看護」を「看護等」に、「又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行う」を「、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「、第13号及び第14号」を「及び第13号から第15号まで」に改め、同項第1号中「第8号」の次に「及び第15号」を加え、同項第2号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同条第2項中「及び第9号」を削り、同項第1号中「であって、6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同項第4号を削る。

別表第2に次のように加える。

(15) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1の年度において、週によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては別表第5の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1の年度の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間

別表第3中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行う」を「、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表中第9号を削り、

第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第10号

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第4条の2第1号中「民間」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下第4条の6において同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業者」に、「を受けている」を「の基礎となっている」に改め、同項第3号を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第7条第2項第5号に規定する重度障害者とは、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。

第4条の2を第4条とする。

第4条の4から第4条の6までを削る。

第4条の3中「条例第7条第2項に規定する扶養親族で条例第7条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第7条第2項に規定する扶養親族をいう。」に改め、「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第4条の6とし、第4条の2の2を第4条の5とし、第4条の次に次の3条を加える。

第4条の2 新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条の3 任命権者は、前条第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

2 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を市長が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 任命権者は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第4条の4 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至

た日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第4条の2第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第4条の7に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条の8第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第4条の10第1項中「欠くに至った日」の次に「(市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日)」を加える。

第5条の7第1号中「(同項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第2号中「1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては）」に改め、同条第3号中「1月当たりの運賃等相当額」を「1月当たりの運賃等相当額等」に改める。

第5条の9第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第5条の10」を「、次条第3項及び第5条の12第2項第2号」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項中「第8条の2第3項」を「第8条の2第4項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「1月当たりの運賃等相当額等（第5条の7第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第8条の2第2項第2号に定める額（第5条の7第3号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第5条の12第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第8条の2第4項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第5条の12第1項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第5項」に改め、同条第2項中「交通機関等に係る通勤手当に係る条例第8条の2第4項」を「条例第8条の2第5項」に改め、同項第1号中「1月当たりの運賃等相当額等が55,000円」を「1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計

額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

第5条の12第3項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第5項」に、「当該給与」を「市長の定めるところにより当該給与」に改める。

第5条の13第1項中「第8条の2第5項」を「第8条の2第6項」に改め、同項第2号中「交通機関等」の次に「又は第5条の4第3項第3号の交通機関等」を加える。

第6条の7第1項を次のように改める。

条例第15条の2第3項の規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第6条の7第3項を削り、同条第2項中「、11%又は7%」を「又は11%」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第15条の2第3項第1号の規則で定める額は、管理職手当支給規則（昭和33年規則第19号）別表の右欄に掲げる支給月額又は支給割合の区分に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 81,100円又は17% 12,000円

(2) 73,100円又は16% 10,000円

(3) 66,300円又は15% 8,000円

(4) 46,800円又は11% 6,000円

第6条の7第4項第4号中「、11%又は7%」を「又は11%」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項」を「次に掲げる場合には、条例第15条の2第2項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第15条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第6条の7中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員に対する前項の規定の適用については、「管理職手当支給規則別表の右欄に掲げる支給月額又は支給割合」とあるのは「大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の表の左欄に掲げる号給」と、「81,100円又は17%」とあるのは「6号給及び7号給」と、「73,100円又は16%」とあるのは「5号給」と、「66,300円又は15%」とあるのは「2号給から4号給」と、「46,800円又は11%」とあるのは「1号給」とする。

別表中「職務の級2級109号給」を「職務の級特2級の職員及び職務の級2級109号給」に、

職務の級5級の職員のうち市長が指定する者	100分の10
職務の級5級の職員のうち市長が指定する者、 職務の級4級の職員及び職務の級3級の職員 (市長が指定する者を除く。)	100分の5

」を

「

職務の級5級の職員のうち市長が指定する者、 職務の級4級の職員のうち市長が指定する者	100分の10
職務の級5級の職員のうち市長が指定する者、 職務の級4級の職員（市長が指定する者を除く。）及び職務の級3級の職員（市長が指定する者を除く。）	100分の5

」に改める。

（一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正）

第2条 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「及び3級」を「、3級及び特2級」に改める。

別表第1（4） 医療職給料表（1）・初任給表中「4号給」を「1号給」に改める。

別表第3から別表第5の2までを次のように改める。

別表第3（第5条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)
博士課程修了	18年	2年	4年	6年
専門職学位課程修了	18年	2年	4年	6年
修士課程修了	18年	2年	4年	6年
大学6卒	18年	2年	4年	6年
大学専攻科卒	17年	1年	3年	5年
大学4卒	16年		2年	4年
短大3卒	15年	△1年	1年	3年
短大2卒	14年	△2年		2年
短大1卒	13年	△3年	△1年	1年
高校専攻科卒	13年	△3年	△1年	1年
高校3卒	12年	△4年	△2年	
高校2卒	11年	△5年	△3年	△1年
中学卒	9年	△7年	△5年	△3年

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「△」を付していない年数は加える年数を、「△」を付した年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その

区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について市長が別段の定めをした職員については、市長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第4（第5条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割以下
	その他の期間	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在職期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、5割以下）

別表第5 昇格時号給対応表（第8条関係）

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級

1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	6	2	1
15	1	1	1	7	3	1
16	1	1	1	8	4	1
17	1	1	1	9	5	1
18	1	1	1	10	6	2
19	1	1	1	11	7	3
20	1	1	1	12	8	4
21	1	1	1	13	9	5
22	1	2	2	14	10	5
23	1	3	3	15	11	6
24	1	4	4	16	12	6
25	1	5	5	17	13	7
26	1	6	6	18	14	7
27	1	7	7	19	15	8
28	1	8	8	20	16	8
29	1	9	9	21	17	9
30	1	10	10	22	18	9
31	1	11	11	23	19	10
32	1	12	12	24	20	10
33	1	13	13	25	21	11
34	2	14	14	26	22	11
35	3	15	15	27	23	12
36	4	16	16	28	24	12
37	5	17	17	29	25	13

38	6	18	18	30	26	13
39	7	19	19	31	27	13
40	8	20	20	32	28	13
41	9	21	21	33	29	14
42	10	22	22	34	29	14
43	11	23	23	35	30	14
44	12	24	24	36	30	14
45	13	25	25	37	31	15
46	14	26	26	38	31	15
47	15	27	27	39	32	15
48	16	28	28	40	32	15
49	17	29	29	41	33	15
50	18	30	30	42	33	15
51	19	31	31	43	34	15
52	20	32	32	44	34	15
53	21	33	33	45	35	15
54	21	33	34	46	35	15
55	22	34	35	47	36	15
56	22	34	36	48	36	15
57	23	35	37	49	37	15
58	23	35	37	50	37	15
59	24	36	37	51	38	15
60	24	36	38	52	38	15
61	25	37	38	53	38	15
62	25	38	38	54	38	15
63	26	39	39	55	38	15
64	26	40	39	56	38	15
65	27	41	39	57	38	15
66	27	41	40	58	38	16
67	28	42	40	59	38	16
68	28	42	40	60	38	16
69	29	43	41	60	39	16
70	29	43	41	60	39	16
71	29	44	41	60	39	16
72	30	44	42	60	39	16
73	30	45	42	61	39	17
74	30	45	42	61	39	

75	31	45	43	61	39	
76	31	45	43	61	39	
77	31	45	43	61	39	
78	32	46	44	62	39	
79	32	46	44	62	39	
80	32	46	44	62	39	
81	33	46	45	63	40	
82	33	46	45	64	40	
83	33	47	45	65	40	
84	34	47	45	66	40	
85	34	47	46	67	41	
86	34	47	46			
87	35	47	46			
88	35	48	46			
89	35	48	47			
90	36	48	47			
91	36	48	47			
92	36	48	47			
93	37	49	47			
94		49	47			
95		49	47			
96		49	48			
97		49	48			
98		50	48			
99		50	48			
100		50	48			
101		50	48			
102		50	48			
103		51	49			
104		51	49			
105		51	49			
106		51	49			
107		51	49			
108		52	49			
109		52	49			
110		52				
111		52				

112		52				
113		52				
114		52				
115		52				
116		52				
117		53				
118		53				
119		53				
120		53				
121		53				
122		53				
123		53				
124		53				
125		53				

ロ 教育職給料表（１）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1

21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13

58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	
63	34	1	
64	34	1	
65	35	1	
66	35	2	
67	36	3	
68	36	4	
69	37	5	
70	37	6	
71	38	7	
72	38	8	
73	39	9	
74	39	10	
75	40	11	
76	40	12	
77	41	13	
78	41	14	
79	42	15	
80	42	16	
81	43	17	
82	43	18	
83	44	19	
84	44	20	
85	45	21	
86	45	22	
87	46	23	
88	46	24	
89	47	25	
90	47	26	
91	48	27	
92	48	28	
93	49	29	
94	49	30	

95	50	31	
96	50	32	
97	51	33	
98	51	34	
99	52	35	
100	52	36	
101	53	37	
102	53	38	
103	54	39	
104	54	40	
105	55	41	
106	55	41	
107	56	42	
108	56	42	
109	57	43	
110	57	43	
111	57	44	
112	57	44	
113	58	45	
114	58	45	
115	58	45	
116	58	45	
117	59	46	
118	59	46	
119	59	46	
120	59	46	
121	60	47	
122	60	47	
123	60	47	
124	60	47	
125	61	47	
126	61	47	
127	61	47	
128	61	47	
129	61	47	
130	61	47	
131	62	48	

132	62	48	
133	62	48	
134	62	48	
135	62	48	
136	62	48	
137	63	48	
138	63	48	
139	63	48	
140	63	48	
141	63	49	
142	63	49	
143	64	50	
144	64	50	
145	64	51	
146	64		
147	64		
148	64		
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

ハ 教育職給料表（2）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1

13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1

50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4
65	47	17	57	4
66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	61	5
71	50	23	62	5
72	50	24	62	5
73	51	25	63	5
74	51	26	63	6
75	52	27	64	6
76	52	28	64	6
77	53	29	65	6
78	53	30	66	6
79	53	31	67	7
80	54	32	68	7
81	54	33	68	7
82	54	34	68	
83	55	35	68	
84	55	36	69	
85	55	37	69	
86	56	38	69	

87	56	39	69	
88	56	40	70	
89	57	41	70	
90	57	42	70	
91	58	43	70	
92	58	44	71	
93	59	45	71	
94	59	46	71	
95	60	47	71	
96	60	48	72	
97	61	49	72	
98	61	50	72	
99	61	51	72	
100	61	52	72	
101	62	53	73	
102	62	54	73	
103	62	55	74	
104	62	56	74	
105	63	57	75	
106	63	58		
107	63	59		
108	63	60		
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		
112	64	64		
113	65	65		
114	65	65		
115	65	66		
116	65	66		
117	66	67		
118	66	67		
119	66	68		
120	66	68		
121	67	69		
122	67	70		
123	67	71		

124	67	72		
125	68	73		
126		74		
127		75		
128		76		
129		77		
130		77		
131		78		
132		78		
133		78		
134		78		
135		79		
136		79		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		80		
142		80		
143		81		
144		81		
145		81		
146		81		
147		82		
148		82		
149		82		
150		82		
151		83		
152		83		
153		83		
154		84		
155		84		
156		84		
157		85		

二 医療職給料表（1）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級

1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	
12	1	1	1	
13	1	1	1	
14	1	1	1	
15	1	1	1	
16	1	1	1	
17	1	1	1	
18	1	1	1	
19	1	1	1	
20	1	1	1	
21	1	1	1	
22	1	2	1	
23	1	3	1	
24	1	4	2	
25	1	5	2	
26	1	6	2	
27	1	7	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	4	
32	1	12	4	
33	1	13	4	
34	2	14	5	
35	3	15	5	
36	4	16	5	
37	5	17	5	

38	6	18	5	
39	7	19	5	
40	8	20	5	
41	9	21	5	
42	10	21	5	
43	11	22	5	
44	12	22	5	
45	13	23	5	
46	13	23	5	
47	13	24	5	
48	14	24	5	
49	14	25	5	
50	14	25	5	
51	14	26	5	
52	15	26	5	
53	15	27	5	
54	15	27	5	
55	15	28	5	
56	16	28	5	
57	16	29	5	
58	16	29	5	
59	16	29	5	
60	17	30	5	
61	17	30	5	
62	17	30	5	
63	18	31	5	
64	18	31	5	
65	19	31	5	
66		32	5	
67		32	5	
68		32	5	
69		32	5	
70		32	5	
71		33	5	
72		33	5	
73		33	5	
74		33		

75		33		
76		34		
77		34		
78		34		
79		34		
80		34		
81		35		
82		35		
83		35		
84		35		
85		35		

ホ 医療職給料表（2）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3

24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	

61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		

98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

～ 医療職給料表（3）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1

23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26

60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	
87	66	59	75	58	
88	66	60	76	58	
89	67	61	77	59	
90	67	62	78	59	
91	68	63	79	60	
92	68	64	80	60	
93	69	65	81	60	
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	

97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			

134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

別表第5の2 降格時号給対応表（第9条の2関係）

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	21	21	9	13	17
2	33	22	22	10	14	18
3	33	23	23	11	15	19
4	34	24	24	12	16	20
5	35	25	25	13	17	22
6	36	26	26	14	18	24
7	38	27	27	15	19	26
8	39	28	28	16	20	28
9	41	29	29	17	21	30
10	42	30	30	18	22	32
11	43	31	31	19	23	34
12	44	32	32	20	24	36
13	45	33	33	21	25	40
14	46	34	34	22	26	44
15	47	35	35	23	27	65
16	48	36	36	24	28	72
17	49	37	37	25	29	73
18	50	38	38	26	30	73
19	51	39	39	27	31	73
20	52	40	40	28	32	73
21	54	41	41	29	33	73
22	56	42	42	30	34	73
23	58	43	43	31	35	73
24	60	44	44	32	36	73
25	62	45	45	33	37	73
26	64	46	46	34	38	73
27	66	47	47	35	39	73
28	68	48	48	36	40	73
29	71	49	49	37	42	73
30	74	50	50	38	44	73
31	77	51	51	39	46	73
32	80	52	52	40	48	73
33	83	54	53	41	50	73
34	86	56	54	42	52	73

35	89	58	55	43	54	73
36	92	60	56	44	56	73
37	93	61	59	45	58	73
38	93	62	62	46	68	73
39	93	63	65	47	80	73
40	93	64	68	48	84	73
41	93	66	71	49	85	73
42	93	68	74	50	85	73
43	93	70	77	51	85	73
44	93	72	80	52	85	73
45	93	77	84	53	85	73
46	93	82	88	54	85	
47	93	87	95	55	85	
48	93	92	102	56	85	
49	93	97	109	57	85	
50	93	102	109	58	85	
51	93	107	109	59	85	
52	93	116	109	60	85	
53	93	125	109	61	85	
54	93	125	109	62	85	
55	93	125	109	63	85	
56	93	125	109	64	85	
57	93	125	109	65	85	
58	93	125	109	66	85	
59	93	125	109	67	85	
60	93	125	109	72	85	
61	93	125	109	77	85	
62	93	125	109	80	85	
63	93	125	109	81	85	
64	93	125	109	82	85	
65	93	125	109	83	85	
66	93	125	109	84	85	
67	93	125	109	85	85	
68	93	125	109	85	85	
69	93	125	109	85	85	
70	93	125	109	85	85	
71	93	125	109	85	85	

72	93	125	109	85	85	
73	93	125	109	85	85	
74	93	125	109	85		
75	93	125	109	85		
76	93	125	109	85		
77	93	125	109	85		
78	93	125	109	85		
79	93	125	109	85		
80	93	125	109	85		
81	93	125	109	85		
82	93	125	109	85		
83	93	125	109	85		
84	93	125	109	85		
85	93	125	109	85		
86	93	125				
87	93	125				
88	93	125				
89	93	125				
90	93	125				
91	93	125				
92	93	125				
93	93	125				
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				
97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				

109	93	125				
110	93					
111	93					
112	93					
113	93					
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

ロ 教育職給料表（１）降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	65	41
2	22	66	42
3	23	67	43
4	24	68	44
5	25	69	45
6	26	70	46
7	27	71	47
8	28	72	48
9	29	73	50
10	30	74	52
11	31	75	54
12	32	76	56
13	33	77	58
14	34	78	60
15	35	79	61
16	36	80	61
17	37	81	61

18	38	82	61
19	39	83	61
20	40	84	61
21	41	85	61
22	42	86	
23	43	87	
24	44	88	
25	46	89	
26	48	90	
27	50	91	
28	52	92	
29	54	93	
30	56	94	
31	58	95	
32	60	96	
33	62	97	
34	64	98	
35	66	99	
36	68	100	
37	70	101	
38	72	102	
39	74	103	
40	76	104	
41	78	106	
42	80	108	
43	82	110	
44	84	112	
45	86	116	
46	88	120	
47	90	130	
48	92	140	
49	94	142	
50	96	144	
51	98	145	
52	100	145	
53	102	145	
54	104	145	

55	106	145	
56	108	145	
57	112	145	
58	116	145	
59	120	145	
60	124	145	
61	130	145	
62	136		
63	142		
64	148		
65	150		
66	152		
67	153		
68	153		
69	153		
70	153		
71	153		
72	153		
73	153		
74	153		
75	153		
76	153		
77	153		
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		

92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		

129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

ハ 教育職給料表（２）降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給			
	１級	２級	特２級	３級
１	９	４９	９	６１
２	１０	５０	１０	６２
３	１０	５１	１１	６３
４	１１	５２	１２	６８
５	１２	５３	１３	７３
６	１３	５４	１４	７８
７	１４	５５	１５	８１
８	１５	５６	１６	８１
９	１７	５７	１７	８１
１０	１８	５８	１８	８１
１１	１９	５９	１９	８１
１２	２０	６０	２０	８１
１３	２１	６１	２１	８１
１４	２２	６２	２２	８１
１５	２３	６３	２３	８１
１６	２４	６４	２４	８１
１７	２５	６５	２５	８１

18	26	66	26	81
19	27	67	27	81
20	28	68	28	81
21	29	69	29	81
22	30	70	30	
23	31	71	31	
24	32	72	32	
25	33	73	33	
26	34	74	34	
27	35	75	35	
28	36	76	36	
29	37	77	37	
30	38	78	38	
31	39	79	39	
32	40	80	40	
33	41	81	41	
34	42	82	42	
35	43	83	43	
36	44	84	44	
37	46	85	45	
38	48	86	46	
39	50	87	47	
40	52	88	48	
41	54	89	49	
42	56	90	50	
43	58	91	51	
44	60	92	52	
45	62	93	53	
46	64	94	54	
47	66	95	55	
48	68	96	56	
49	70	97	57	
50	72	98	58	
51	74	99	59	
52	76	100	60	
53	79	101	61	
54	82	102	62	

55	85	103	63	
56	88	104	64	
57	90	105	65	
58	92	106	66	
59	94	107	67	
60	96	108	68	
61	100	109	70	
62	104	110	72	
63	108	111	74	
64	112	112	76	
65	116	114	77	
66	120	116	78	
67	124	118	79	
68	125	120	83	
69	125	121	87	
70	125	122	91	
71	125	123	95	
72	125	124	100	
73	125	125	102	
74	125	126	104	
75	125	127	105	
76	125	128	105	
77	125	130	105	
78	125	134	105	
79	125	138	105	
80	125	142	105	
81	125	146	105	
82	125	150		
83	125	153		
84	125	156		
85	125	157		
86	125	157		
87	125	157		
88	125	157		
89	125	157		
90	125	157		
91	125	157		

92	125	157		
93	125	157		
94	125	157		
95	125	157		
96	125	157		
97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			

129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

二 医療職給料表（１）降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	33	21	23	1
2	34	22	26	2
3	35	23	30	3
4	36	24	33	10
5	37	25	73	10

6	38	26	73	10
7	39	27	73	10
8	40	28	73	10
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31		
12	44	32		
13	47	33		
14	51	34		
15	55	35		
16	59	36		
17	62	37		
18	64	38		
19	65	39		
20	65	40		
21	65	42		
22	65	44		
23	65	46		
24	65	48		
25	65	50		
26	65	52		
27	65	54		
28	65	56		
29	65	59		
30	65	62		
31	65	65		
32	65	70		
33	65	75		
34	65	80		
35	65	85		
36	65	85		
37	65	85		
38	65	85		
39	65	85		
40	65	85		
41	65	85		
42	65	85		

43	65	85		
44	65	85		
45	65	85		
46	65	85		
47	65	85		
48	65	85		
49	65	85		
50	65	85		
51	65	85		
52	65	85		
53	65	85		
54	65	85		
55	65	85		
56	65	85		
57	65	85		
58	65	85		
59	65	85		
60	65	85		
61	65	85		
62	65	85		
63	65	85		
64	65	85		
65	65	85		
66	65	85		
67	65	85		
68	65	85		
69	65	85		
70	65	85		
71	65	85		
72	65	85		
73	65	85		
74	65			
75	65			
76	65			
77	65			
78	65			
79	65			

80	65			
81	65			
82	65			
83	65			
84	65			
85	65			

ホ 医療職給料表（2）降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53

29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53
35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	
41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		
56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		

66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109			
79	85	105	109			
80	85	105	109			
81	85	105	109			
82	85	105	109			
83	85	105	109			
84	85	105	109			
85	85	105	109			
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				

103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

～ 医療職給料表（3）降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	17	30	14	22	26
3	17	31	15	23	27
4	18	32	16	24	28
5	19	33	17	25	29
6	20	34	18	26	30
7	21	35	19	27	31
8	22	36	20	28	32
9	24	37	21	29	33
10	25	38	22	30	34
11	26	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62

28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	85
33	49	61	45	53	85
34	50	62	46	54	85
35	51	63	47	55	85
36	52	64	48	56	85
37	53	65	49	57	85
38	54	66	50	58	85
39	55	67	51	59	85
40	56	68	52	60	85
41	58	69	53	61	85
42	60	70	54	62	85
43	62	71	55	63	85
44	64	72	56	64	85
45	65	73	57	66	85
46	66	74	58	68	85
47	67	75	59	70	85
48	68	76	60	72	85
49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85
51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85
53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	

65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102		
87	137	145	103		
88	140	150	106		
89	144	153	109		
90	148	153	112		
91	152	153	115		
92	156	153	118		
93	159	153	121		
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		

102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				

139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

（大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成2年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表イ 平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分についての表第3号区分の項中

「

- 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの

」

を

「

- 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの

- 2の2 令和7年4月以後の給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が特2級であったもの

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から引き続き職員（一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第6号）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給

与等に関する条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第8条の2第2項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（以下この項において「改正前の給与条例施行規則」という。）第5条の7第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この条において「改正前の1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に規定する額（改正前の給与条例施行規則第5条の7第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超えるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の給与条例施行規則第5条の9第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額）を、支給単位期間を1月とする通勤手当として支給する。

（切替日において昇格又は降格のあった職員の号給の特例）

第3条 令和7年4月1日（以下この条において「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この条において「昇格等」という。）のあった職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第8条又は第9条の2の規定を適用する。

（大和高田市職員の定年等に関する規則の一部改正）

第4条 大和高田市職員の定年等に関する規則（令和5年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

（大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

第5条 大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和5年規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条、附則第5条及び附則第6条中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

規則第11号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則（昭和33年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「当分」を「令和7年3月31日まで」に改め、附則に次の1項を加える。

- 6 令和7年4月1日から当分の間、管理職手当の支給月額又は給料月額に対する支給割合は、別表の規定にかかわらず、「81,100円」とあるのは「68,900円」と、「73,100円」とあるのは「62,100円」と、「66,300円」とあるのは「56,300円」と、「46,800円」とあるのは「39,700円」と、「17%」とあるのは「15%」と、「16%」とあるのは「14%」と、「15%」とあるのは「13%」と、「11%」とあるのは「9%」とする。ただし、地方自治法第252条の17の規定に基づき大和高田市に派遣されている職員に係る支給月額又は支給割合は、市長が別に定めるものとする。

別表教育職給料表を適用する職員の項を次のように改める。

教育職給料表を適用する職員	市立高田商業高等学校の校長	81,100円
	参事及び市立高田商業高等学校の教頭	66,300円
	園長	46,800円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第12号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和57年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市自動車臨時運行許可に関する規則の一部改正）

第2条 大和高田市自動車臨時運行許可に関する規則（昭和57年規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市生活保護法施行細則の一部改正）

第3条 大和高田市生活保護法施行細則（平成23年規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第17号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正）

第4条 大和高田市農業委員会の委員の選任に関する規則（平成28年規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正）

第5条 大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年規則第37号の2）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

規則第13号

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則（昭和63年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表に定めるとおりとする」を「こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定に基づき交付される入所措置の国庫負担金に係る徴収金基準額の例により算定するものとする」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第14号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号オ中「（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」及び「又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削る。

第22条第1号エ及び第23条第1号エ中「若しくは」を「又は」に改める。

第24条第4号を次のように改める。

（4） 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険給付実施関係情報

第24条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次

に次の1号を加える。

（５） 当該申請に係る対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

第37条を第39条とし、第36条を第38条とする。

第35条中「別表第2の19の項」を「別表第2の20の項」に改め、同条を第37条とし、第34条の次に次の2条を加える。

第35条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条の規定による養育医療の給付に関する事務とし、同項の規則で定める情報は当該養育医療の給付の申請に係る対象者の国民健康保険給付実施関係情報とする。

第36条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は母子保健法第19条の規定による未熟児の訪問指導に関する事務とし、同項の規則で定める情報は母子保健法第20条第1項の規定による当該未熟児に係る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の実施に関する情報とする。

第2条 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第39条を第41条とする。

第38条中「別表第3」を「別表第3の1の項」に改め、同条を第39条とし、同条の次に次の1条を加える。

第40条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

（１） 特別支援教育就学奨励費の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

ウ 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

（２） 特別支援教育就学奨励費の返還に関する事務 当該特別支援教育就学奨励費の認定を受けた児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る前号に掲げる情報

第37条を第38条とし、第18条から第36条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

第18条 条例別表第1の17の項の規則で定める事務は、大和高田市特別支援教育就学奨励費の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市自動車駐車場条例施行規則（平成8年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午前6時」を「午前0時」に改め、ただし書を削る。

第3条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第2項中「（様式第2号）」を削る。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、市長は、使用料を還付できる期間を延長することができる。

第5条第3項中「様式第3号」を「様式第1号」に改める。

第6条第1項中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第7条第2項中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条第3項中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条第4項中「（様式第7号）」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第2項から前項までの規定にかかわらず、電磁的記録その他電子情報処理組織を活用した方法により定期駐車券の発行を行う場合は、市長が別に定める方法により行うものとする。

第8条の2第2項中「様式第8号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「様式第9号」を「様式第6号」に改め、同条第4項中「様式第10号」を「様式第7号」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に関する準用）

第14条 条例第13条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における駐車場の運営については、第4条、第7条、第8条及び第9条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第4条、第7条、第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の見出し及び第7条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第13条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における駐車場の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とし、様式第4号から様式第6号までを2号ずつ繰り上げ、様式第7号を削り、様式第8号を様式第5号とし、様式第9号を様式第6号とし、様式第10号を様式第7号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大和高田市自動車駐車場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた駐車場の使用に係る手続その他の行為について適用し、同日前になされた駐車場の使用に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に申出がなされた使用料の還付について適用し、同日前になされた申出がなされた使用料の還付については、なお従前の例による。

規則第16号

大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則（令和6年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第27号中「第81条の3」を「第81条の4」に改め、同号を同条第32号とし、同条中第26号を第31号とし、第16号から第25号までを5号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第55条の10」を「第55条の10第1項第1号」に改め、同号を同条第16号とし、同号の次に次の4号を加える。

- （17） 法第55条の10第1項第2号の規定による被保護者就労準備支援事業の実施に関する
こと。
- （18） 法第55条の10第1項第3号の規定による被保護者家計改善支援事業の実施に関する
こと。
- （19） 法第55条の10第1項第4号の規定による被保護者地域居住支援事業の実施に関する
こと。
- （20） 法第55条の11の規定による特定被保護者対象事業の利用に関すること。

第2条中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- （6） 法第27条の3の調整会議の組織及び運営に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第17号

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則（平成14年規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の2中「（3年後）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第18号

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則

大和高田市妊婦健康診査実施規則（平成21年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表以外の部分中「交付枚数」を「交付枚数は、」に改め、同項の表中「26枚」を「30枚」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第19号

奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係規則の整備に関する規則

（大和高田市選奨条例施行規則の一部改正）

第1条 大和高田市選奨条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、会計課長及び上下水道部長」を「及び会計課長」に改める。

（大和高田市行政組織規則の一部改正）

第2条 大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

環境建設部	土木管理課	土木管理グループ
	営繕課	営繕係
	住宅課	住宅グループ
	都市計画課	都市計画グループ

」を

「

環境建設部	土木管理課	土木管理グループ
	営繕課	営繕係
	住宅課	住宅グループ
	都市計画課	都市計画グループ
	下水道課	下水道グループ

」に

改める。

第4条の表中「（15） 他の部課の所管に属さないこと。」を

「

（15） 奈良県広域水道企業団との連絡調整に関すること。

（16） 他の部課の所管に属さないこと。

」に、

「

（21） 花の植樹推進に関すること。」を

「

（21） 花の植樹推進に関すること。

下水道課

- (1) 下水道使用料の調定に関する事。
- (2) 下水道使用料の統計に関する事。
- (3) 下水道使用料の減免に関する事。
- (4) 下水道使用料の徴収に関する事。
- (5) 下水道使用料の督促に関する事。
- (6) 下水道使用料の過誤納の整理に関する事。
- (7) 下水道使用料の滞納処分に関する事。
- (8) 下水道使用料の不納欠損処分に関する事。
- (9) 下水道使用料の徴収の委託に関する事。
- (10) 下水道使用料の催告に関する事。
- (11) 名義変更及びこれに伴う下水道使用料の精算に関する事。
- (12) 下水道事業の企画広報に関する事。
- (13) 予算編成及び決算の調製に関する事。
- (14) 業務状況の公表に関する事。
- (15) 経理に関する事。
- (16) 財政計画に関する事。
- (17) 企業債及び資金計画に関する事。
- (18) 公共下水道の普及及び水洗便所への改造促進に関する事。
- (19) 公共下水道の使用料（他に委任した事務に係るものを除く。）に関する事。
- (20) 公共下水道の施設の設計及び施工に関する事。
- (21) 流域下水道との調整に関する事。
- (22) 公共下水道事業の調査及び計画に関する事。
- (23) 公共下水道の水質管理に関する事。
- (24) 公共下水道の使用に関する事。
- (25) 公共下水道施設の維持管理に関する事。
- (26) 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事。
- (27) 排水設備工事の申請に関する事。
- (28) 排水設備工事の指定工事店の登録及び指導に関する事。
- (29) 市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導に関する事。

」に

改める。

第11条第2項の表中

「地域包括ケア推進グループ

事務担当係長」を

「地域包括ケア推進グループ

事務担当」に、「土木担当課グループ」を「土木担当グループ」に、「都市

計画課グループ」を「都市計画グループ」に、

「

- (4) 花の植樹推進に関する事。
- (5) 課内の他の係長の補助に関する事。

」を

「

- （４） 花の植樹推進に関すること。
- （５） 課内の他の係長の補助に関すること。

下水道グループ

総務担当

- （１） 下水道使用料の調定に関すること。
- （２） 下水道使用料の統計に関すること。
- （３） 下水道使用料の減免に関すること。
- （４） 下水道使用料の徴収に関すること。
- （５） 下水道使用料の督促に関すること。
- （６） 下水道使用料の過誤納の整理に関すること。
- （７） 下水道使用料の滞納処分に関すること。
- （８） 下水道使用料の不納欠損処分に関すること。
- （９） 下水道使用料の徴収の委託に関すること。
- （１０） 下水道使用料の催告に関すること。
- （１１） 名義変更及びこれに伴う下水道使用料の精算に関すること。
- （１２） 下水道事業の企画広報に関すること。
- （１３） 予算編成及び決算の調製に関すること。
- （１４） 業務状況の公表に関すること。
- （１５） 経理に関すること。
- （１６） 財政計画に関すること。
- （１７） 企業債及び資金計画に関すること。
- （１８） 公共下水道の普及及び水洗便所への改造促進に関すること。
- （１９） 公共下水道の使用料（他に委任した事務に係るものを除く。）に関すること。
- （２０） 課内の他の係長の補助に関すること。

工務担当

- （１） 公共下水道の施設の設計及び施工に関すること。
- （２） 流域下水道との調整に関すること。
- （３） 公共下水道事業の調査及び計画に関すること。
- （４） 公共下水道の水質管理に関すること。
- （５） 公共下水道の使用に関すること。
- （６） 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- （７） 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。
- （８） 排水設備工事の申請に関すること。
- （９） 排水設備工事の指定工事店の登録及び指導に関すること。
- （１０） 市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導に関すること。
- （１１） 課内の他の係長の補助に関すること。

」に

改める。

（大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正）

第3条 大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則（平成14年規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

第10班	上下水道部長	上下水道部
第11班	市立病院事務局長	市立病院

」を

「

第10班	市立病院事務局長	市立病院

」に

改める。

（大和高田市公印規則の一部改正）

第4条 大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

24	市長印	之市高大 印長田和 用専館会化文	方21mm	文化会館の使用許可に関する事務	文化振興課長

」を

「

24	市長印	之市高大 印長田和 用専館会化文	方21mm	文化会館の使用許可に関する事務	文化振興課長
25	下水道事業 企業出納員 印	出事市大 納業下和 員企水高 印業道田	方18mm	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第28条第3項の規定による下水道事業に係る出納その他の会計事務	下水道課長

」に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第20号

大和高田市下水道使用料の減免に関する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市下水道使用料の減免に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号）第44条の規定による使用料（以下「下水道使用料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、大和高田市下水道条例において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 使用水量 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水給水事業の用水供給に関する条例（令和7年奈良県広域水道企業団条例第35号）第28条に規定するメーターによる計量により計測された水量をいう。
- （2） 推定使用水量 漏水がなかったと仮定した場合に使用したと推定される水量であって、第7条の規定により算定するものをいう。
- （3） 推定漏水量 使用水量から推定使用水量を減じた水量をいう。

（漏水）

第3条 適切な給水装置の使用及び維持管理にもかかわらず、発見できなかったメーターの取付部以降の給水管及びこれに付随する受水槽の破損等により漏水したときは、市長は、下水道使用料を減免することができる。

2 減免後の下水道使用料は、推定漏水量の全量に相当する下水道使用料を減額した額とする。

3 減免の対象期間は、漏水を含む計量月分のうち1回分とする。ただし、漏水箇所の修繕が完了するまでに相当の日数を要したことに正当な理由があると市長が認めたときは、当該漏水を含む計量月分のうち2回分とすることができる。

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、漏水を含む計量月分の納入期限から修繕が完了するまでに120日を超える日数を要したときは、市長が特に必要と認めた場合を除き、下水道使用料の減免をしない。

（災害漏水）

第5条 震災、風水害、火災その他の災害により漏水したときは、市長は、推定漏水量の全量に相当する下水道使用料を免除することができる。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による免除について準用する。

（濁水）

第6条 水道工事又は給水制限等による濁水が原因で市長の指示に従い放水したときは、市長は、市長が別に定める方法により算定した水量に相当する下水道使用料を減額することができる。

（推定使用水量の算定）

第7条 推定使用水量は、当該計量月分の前3回までの使用水量を平均して得た水量（1立方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた水量）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による算定方法では推定使用水量の算定が困難なとき、又は使用者等の不利益になるときは、次の各号に定める水量のいずれかを推定使用水量とする。

- （1） 当該計量月分の前年同月における使用水量
- （2） 漏水箇所の修繕工事が完了した日の属する計量月の翌計量月の使用水量
- （3） 漏水箇所の修繕工事が完了した日の属する計量月の翌計量月の検針日まで20日以上ある場合は、当該修繕工事の完了した日以後10日以上使用した水量を日割り計算し、これに認定すべき使用日数を乗じて得た水量

（申請手続）

第8条 減免を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号で定める申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長若しくは指定給水装置工事事業者が発行する漏水修繕完了書若しくは指定給水装置工事事業者が発行する修繕工事の見積書、領収書等又は市長若しくは指定給水装置工事事業者が行う実地調査により漏水箇所の修繕が確認できるときは、申請書において指定給水装置工事事業者に求める修繕工事完了に係る証明印の押印を省略することができる。

- （1） 第3条の規定による減免の場合 大和高田市下水道使用料減免申請書（漏水）（様式第1号）
- （2） 第5条の規定による減免の場合 大和高田市下水道使用料減免申請書（災害漏水）（様式第2号）
- （3） 第6条の規定による減免の場合 大和高田市下水道使用料減免申請書（濁水）（様式第3号）

2 前項の規定による申請書は、次の各号の区分に応じ、当該各号で定める書類を添付しなければならない。

- （1） 第3条の規定による減免の場合 指定給水装置工事事業者による漏水箇所の修繕工事が完了したことが確認できる資料
- （2） 第5条の規定による減免の場合 指定給水装置工事事業者による漏水箇所の修繕工事が完了したことが確認できる資料及び罹災証明書その他被災の程度がわかる書類

3 第3条第3項ただし書及び第5条第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、大和高田市漏水修繕遅延理由書（様式第4号）その他漏水の発見が遅れた原因を明らかにする書類を提出しなければならない。

4 減免の申請期間は、修繕工事が完了した日から120日以内とする。

（決定）

第9条 市長は、減免の可否を決定したときは、次の各号のいずれかの通知書により、速やかに前条第1項の規定により申請をした者に通知しなければならない。

- （1） 減免申請を認める場合 大和高田市下水道使用料減免決定通知書（様式第5号）
- （2） 減免申請を却下する場合 大和高田市下水道使用料減免却下通知書（様式第6号）

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（令和7年企業管理規程第 号）による廃止前の大和高田市水道料金及び下水道使用料の減免に関する規程（平成元年企業管理規程第4号。以下「旧規程」という。）の規定によりなされた決定その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長がした決定その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規程の規定によりなされている申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第8条関係）

大和高田市下水道使用料減免申請書（漏水）

年 月 日

大和高田市長 宛

お客様番号 — — —
 住 所
 氏 名 印
 電 話 番 号

次のとおり、下水道使用料の減免を申請します。

※修繕工事を施行した者が記載すること。

修繕完了日	年 月 日
メーター設置場所	
漏水箇所 ※該当する項目全てに ○をつけること。	地下埋設 ・ 床下 ・ 壁面内部 ・ 露出 ・ 屋外 その他 （ ）
	台所 ・ 風呂 ・ 洗面所 ・ その他 （ ）
	トイレ [ボールタップ・フロート弁・その他 （ ）]
	受水槽 [ボールタップ ・ その他 （ ）]
	その他 （ ）
修繕内容	
修繕工事完了 に係る証明欄	住所 氏名 印 電話

(減免決定後の還付金振込先)

金融機関名		支店名		種別	普通 ・ 当座
フリガナ			口座 番号		
氏名					

様式第2号（第8条関係）

大和高田市下水道使用料減免申請書（災害漏水）

年 月 日

大和高田市長 宛

お客様番号 — — —

住 所

氏 名 印

電 話 番 号

次のとおり、下水道使用料の減免を申請します。

災害発生日	年 月 日
災害の種類	震災 ・ 風水害 ・ 火災 ・ その他（ ）
メーター設置場所	
漏水箇所	地中配管 ・ 受水槽 ・ 内線器具 ・ その他（ ）
被害状況	

（減免決定後の還付金振込先）

金融機関名		支店名		種別	普通 ・ 当座					
フリガナ			口座番号							
氏名										

様式第3号（第8条関係）

大和高田市下水道使用料減免申請書（濁水）

大和高田市長 宛

年 月 日

お客様番号 — — —

住 所

氏 名 印

電 話 番 号

次のとおり、下水道使用料の減免を申請します。

濁水発生日	年 月 日
透明になるまで水を 流し続けた時間	約 分

※職員記載欄

メーター番号	
メーター設置場所	
減免水量	m ³
職員確認者の氏名	印

様式第4号（第8条関係）

大和高田市漏水修繕遅延理由書

年 月 日

大和高田市長 宛

お客様番号 — — —

住 所

氏 名 印

電 話 番 号

※修繕工事を施行した者が記載すること。

修繕依頼日	年 月 日
修繕開始日	年 月 日
修繕完了日	年 月 日
メーター設置場所	
漏水箇所	地下埋設 ・ 床下 ・ 壁面内部 ・ 露出 屋外 ・ その他 （ ）
修繕完了までに 長期間を要した理由	
修繕工事完了 に係る証明欄	住所 氏名 印 電話

備考（添付書類）

様式第5号（第9条関係）

大和高田市下水道使用料減免決定通知書

第 号

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった下水道使用料の減免について、下記のとおり減免したので、通知します。

記

1 メーター設置場所

2 氏名

3 お客様番号

4 減免理由

5 減免内容

年 月分

	下水道	
請求額(受領済額)	m ³	円
減免後金額	m ³	円

推定使用水量 m³ 下水減免率 %

様式第6号（第9条関係）

大和高田市下水道使用料減免却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった下水道使用料の減免について、下記のとおり却下したので通知します。

記

- 1 メーター設置場所
- 2 氏名
- 3 お客様番号
- 4 却下理由

（教示）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

規則第21号

大和高田市下水道事業会計規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市下水道事業会計規則**目次**

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票（第6条—第9条）

第2節 帳簿（第10条—第14条）

第3節 勘定科目（第15条）

第3章 収入及び支出

第1節 収入（第16条—第26条）

第2節 支出（第27条—第45条）

第4章 預り金及び預り有価証券（第46条—第50条）

第5章 物品（第51条—第54条）

第6章 固定資産

第1節 通則（第55条）

第2節 取得（第56条—第64条）

第3節 管理及び処分（第65条—第68条）

第4節 減価償却（第69条—第72条）

第5節 固定資産の評価（第73条・第74条）

第7章 リース会計に係る特例（第75条・第76条）

第8章 引当金（第77条—第79条）

第9章 予算（第80条—第85条）

第10章 決算（第86条—第89条）

第11章 雑則（第90条・第91条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の会計事務の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

（企業出納員等）

第2条 下水道事業に係る金銭及び物品の出納その他の会計事務を処理させるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、環境建設部長及び下水道課長の職にあるものとする。

3 現金取扱員は、上司の命を受けて企業に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

4 現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、100万円とする。

（出納事務の委任）

第3条 市長は、出納その他の会計事務のうち、次に掲げる事務を環境建設部長である企業出納員に委任する。ただし、環境建設部長に事故があるときは、下水道課長である企業出納員に委任する。

（1） 公金の収納又は支払に関すること。

（2） 公金の保管に関すること。

（3） 物品の出納に関すること。

（善管注意義務）

第4条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を適切に取り扱わなければならない。

（金融機関の出納事務取扱い）

第5条 市長は、下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを大和高田市下水道事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とし、収納事務の一部を取り扱わせるものを大和高田市下水道事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票

（会計伝票の発行）

第6条 下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

2 会計伝票は、電子計算機により作成するものとし、当該伝票の内容を記録した磁気ディスク等は、伝票とみなす。

（会計伝票の種類）

第7条 会計伝票の種類は、入金伝票、出金伝票及び振替伝票とする。

2 入金伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 出金伝票（以下「支出命令書」という。）は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

（会計伝票の整理及び日計表の作成）

第8条 下水道課長は、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

（会計伝票の保存等）

第9条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

（帳簿の種類及び保管）

第10条 下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。ただし、市長は、必要と認めるときは、帳簿の一部を省略し、又は別に補助簿を設けることができる。

（1） 収入予算執行整理簿

（2） 支出予算執行整理簿

（3） 内訳簿

（4） 現金出納簿

- (5) 物品出納簿
- (6) 固定資産台帳
- (7) 企業債台帳
- (8) 予算執行状況表
- (9) 料金調定台帳
- (10) 滞納整理票
- (11) 未払金台帳
- (12) 前渡金整理簿
- (13) 概算払整理簿
- (14) 工事台帳

2 前項に掲げる帳簿は、下水道課長が整理し、保管しなければならない。

(帳簿の記載)

第11条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(収入予算執行整理簿、支出予算執行整理簿及び内訳簿の記帳)

第12条 収入予算執行整理簿及び支出予算執行整理簿は、第15条第2項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、項)について口座を設け、第8条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

2 内訳簿は、第15条第2項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票により1件ごとに記帳するものとする。

(科目の更正)

第13条 整理済の科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

(帳簿の照合)

第14条 収入予算執行整理簿、支出予算執行整理簿及び内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目

(勘定科目)

第15条 下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分し、整理しなければならない。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第1に定めるところによる。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(収入の調定)

第16条 下水道課長は、収入の調定をしようとする場合は、その根拠、所属年度、収入科目、金額及び納入義務者を記載した収入調定伺書により、市長の決裁を受けなければならない。

2 下水道課長は、前項の規定による市長の決裁を受けた場合は、料金調定台帳に記帳し、下水道課長は、振替伝票を発行しなければならない。ただし、調定と同時に現金の収納が行われる場合は、入金伝票を発行するものとする。

3 前2項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の送付)

第17条 下水道課長は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の5日前までに送付しなければならない。

（口座振替の方法による納入通知書の発行）

第18条 納入義務者から口座振替の方法によって納付する旨の申出があったときは、その申出に係る出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関にあらかじめその旨を通知するとともに、これらの機関に当該納入通知書を送付しなければならない。ただし、磁気ディスク等による口座振替処理の場合は、収納の内容を記録した磁気ディスク等を納入通知書とみなして処理することができる。

（納入通知書の再発行）

第19条 下水道課長は、納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の納入義務者からの届出又は納付された証券が支払拒絶された旨の出納取扱金融機関からの通知を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「何年何月何日再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

（領収書の交付）

第20条 企業出納員、現金取扱員及び大和高田市下水道使用料の徴収等の事務の委託に関する要綱（令和7年訓令第5号）に規定するコンビニエンスストア本部等（以下「収納事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納入者に対して領収書を交付しなければならない。

2 前項の規定は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関が収入を収納した場合に準用する。ただし、口座振替の方法により収納した場合は、「ご使用水量のお知らせ」票中の「口座振替済のお知らせ」をもってこれに替えるものとする。

（収納金の取扱い）

第21条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて、その日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に引き継ぐことができる。

2 企業出納員は、前項の規定により現金取扱員から引継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継ぎを受けた日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に預け入れることができる。

3 収納事務等受託者は、収入を収納した場合は、当該収入を市長が指定する期日までに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。

4 収納取扱金融機関は、下水道事業の預金口座に受け入れた収入をその金額、納付者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の下水道事業の預金口座に速やかに振り替えなければならない。

5 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた下水道事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を速やかに企業出納員に送付しなければならない。

（入金伝票の発行等）

第22条 下水道課長は、収入の収納を証する書類に基づいて入金伝票（一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、関係帳簿に記帳しなければならない。

（過誤納金の還付）

第23条 下水道課長は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添付して市長の決裁を受けて、当該過誤納金について振替伝票を発行し、その旨を納入者に通知するとともに関係帳簿に記帳しなければならない。

2 第29条及び第41条の規定は、前項の過誤納金について準用する。

（小切手の支払地の区域）

第24条 下水道事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、全国の区域とする。

（証券の支払拒絶等）

第25条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。

2 収納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券を提示期間又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3 出納取扱金融機関は、前項の規定による収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を企業出納員に通知しなければならない。

4 第2項の規定は、出納取扱金融機関が取り扱う納入義務者から納付された証券について準用する。この場合において、同項後段中「出納取扱金融機関」とあるのは「企業出納員」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、出納取扱金融機関は、企業出納員から払込みを受けた証券については、当該証券を企業出納員に返付し、当該証券の受領証を徴さなければならない。

6 企業出納員が納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、下水道課長は、直ちに振替伝票を発行し、当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して市長の決裁を受け、関係帳簿に記帳しなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券（現金取扱員が収納したものを含む。）があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

7 企業出納員、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、第2項前段、第4項前段又は第6項後段の通知をした納入義務者から支払の拒絶のあった証券について還付の請求を受けた場合は、当該証券の受取証を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

（不納欠損）

第26条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、下水道課長は、当該債権に係る収入金の調定年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した書類によって市長の決裁を受けなければならない。この場合において、下水道課長は、直ちに振替伝票を発行して関係帳簿に記帳しなければならない。

第2節 支出

（支出負担行為）

第27条 下水道課長は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ別表第2

に定める支出負担行為の整理区分により、支出負担行為伺書を作成し、別に定めるところにより、市長又は専決者の決裁を受けなければならない。

2 前項の支出負担行為伺書には、次に掲げる事項を記載するとともに、支出負担行為の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 内容
- (3) 所属年度
- (4) 予算科目
- (5) 支出負担行為額
- (6) その他必要と認められる事項

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、支出負担行為兼支出命令書により、これを行うことができる。

- (1) 条例その他規則に基づく報酬、給料、職員手当及び法定福利費
- (2) 旅費
- (3) 燃料費及び光熱水費
- (4) 動力費
- (5) 自動車損害賠償責任保険料、下水道施設賠償責任保険料、自動車損害共済保険料、建物総合損害共済保険料及び公課費
- (6) 大和高田市契約規則（平成11年規則第9号。以下「契約規則」という。）第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できる被服費、備消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、修繕料、路面復旧費、薬品費、材料費及び広告料
- (7) 企業債に係る償還元利金
（振替伝票の発行）

第28条 前条の支出をしようとする場合は、下水道課長は、支出に関する書類に基づいて振替伝票（現金の支出を伴う支出にあつては支出命令書）を発行し、当該書類を添えて市長又は専決者の決裁を受けなければならない。

（支出命令）

第29条 下水道課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書（請求書を徴することが困難な場合は支払調書）等支払に関する証ひょう類に基づいて支出命令書（一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を作成し、別に定めるところにより、市長又は専決者の決裁を受けなければならない。

2 支出命令書は、債権者及び勘定科目ごとに調整し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 請求書又は支払調書
- (2) 支出負担行為伺書
- (3) 債務の履行の確認を証する書類
- (4) その他特に必要と認める書類

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて1つの支出命令書を作成することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした書類を添えなければならない。

4 企業出納員は、支出命令書に基づいて下水道事業の支出の支払を行い、現金出納簿に記帳しなければならない。

（資金前渡、概算払及び前金払）

第30条 前条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。この場合において、下水道課長は、前渡金整理簿又は概算払整理簿に記帳しなければならない。

2 資金前渡を受けた者、概算払を受けた者又は前金払を受けた者は、支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合にはその残金を添えて企業出納員に提出しなければならない。

3 下水道課長は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて市長の決裁を受け、振替伝票、入金伝票又は支出命令書を発行し、関係帳簿に記帳しなければならない。

（資金前渡の範囲）

第31条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡をすることができる経費は、通信運搬費とする。

（概算払の範囲）

第32条 令第21条の6第5号の規定により概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

（1） 補償金

（2） 賠償金

（前金払の範囲）

第33条 令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

（1） 使用料

（2） 賃借料

（3） 保険料

（4） 講習会等の参加費

（繰替払）

第34条 令第21条の8第3号の規定により繰替払をすることができる経費及びこれに係る収入金は、次の各号に掲げる経費の種類に応じ、当該各号に掲げる収入金とする。

（1） 収入金の過誤納金に係る還付加算金 当該収入金

（2） 下水道事業の負担金及び分担金の報奨金の支払 当該下水道事業の負担金及び分担金の収入金

（隔地払）

第35条 企業出納員は、隔地にいる債権者に支払をしようとする場合は、出納取扱金融機関に出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び債権者の氏名、支払金額、支払日時、支払場所等を記載した隔地払依頼書を交付し、送金の手続をさせることができる。

2 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書を徴さなければならない。

（口座振替）

第36条 市長が指定する金融機関に預金口座を設けている債権者には、口座振替の方法により支出することができる。

2 債権者は、口座振替の方法によって支払を受けようとする場合には、債権、振替先金融機関及び振替先預金口座並びに振替金額を記載した書類によって環境建設部長に申し出なければならない。

3 企業出納員は、債権者から口座振替の方法による支払の請求があったときは、出納取扱金融機関

に振替先金融機関、振替先預金口座及び振替金額を通知して行わなければならない。

- 4 出納取扱金融機関は、企業出納員の口座振替の通知によって振替を行ったものについて支払明細表により速やかに企業出納員に報告しなければならない。この場合において、企業出納員は、これを領収書とみなして処理することができる。

（小切手の振出し）

第37条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

- 2 小切手の署名は、記名捺印によって行うものとする。

- 3 企業出納員は、小切手を振り出したときは、支払人である出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。

- 4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により速やかに企業出納員に報告しなければならない。

（小切手の訂正等）

第38条 小切手の金額は、訂正してはならない。

- 2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して企業出納員印を押さなければならない。

- 3 書損じ、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

（小切手帳の保管）

第39条 小切手帳の保管は、環境建設部長が行う。

（公金振替書）

第40条 前3条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。

（領収書等の徴収）

第41条 企業出納員は、現金の支払若しくは小切手の振出し又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によって支出をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。

- 2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に捺印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない事由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

（支払小切手の整理）

第42条 下水道課長は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

- 2 下水道課長は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに入金伝票を発行しなければならない。

（隔地払期間の徒過）

第43条 企業出納員は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から1年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかった旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに、当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。

- 2 第22条の規定は、前項の場合について準用する。

（過誤払金の回収）

第44条 下水道事業の支出のうち過払又は誤払となったものがある場合は、下水道課長は、過誤払を証する書類に基づいて市長の決裁を受け、振替伝票を発行し、関係帳簿に記帳しなければならない。

2 第17条から第20条まで及び第22条の規定は、前項の過誤払金の回収について準用する。
（債務免除等）

第45条 下水道課長は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合には、当該債務の消滅を証する書類に基づいて、市長の決裁を受けるとともに、振替伝票又は入金伝票を発行しなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券 （預り金）

第46条 企業出納員は、保証金その他下水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

- （1） 保証金
 - （2） その他預り金
- （預り金の受入れ及び払出し）

第47条 預り金の受入れ及び払出しは、下水道事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

（預り有価証券）

第48条 下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。
（預り有価証券の受入れ及び還付）

第49条 企業出納員は、前条の有価証券を受け入れた場合は、預り書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は、さきに交付した預り書を徴さなければならない。

（利札の還付請求）

第50条 企業出納員は、預り有価証券について所有者から利札の還付請求を受けた場合は、市長の決裁を受けて還付しなければならない。この場合において、企業出納員は領収書を徴さなければならない。

第5章 物品 （直購入）

第51条 環境建設部長は、物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの又は第64条の規定に基づき建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを、市長の決裁を経て、直接当該科目の支出として購入することができる。

2 環境建設部長は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合は、入庫伝票を発行し、これに基づいて物品出納簿に記帳するとともに、振替伝票を発行しなければならない。この場合において、物品の受入価額は、適正な見積価額によるものとする。

（物品の管理）

第52条 企業出納員は、前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下この章において「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 企業出納員は、物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。
（事故報告）

第53条 天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、企業出納員は、速やかにその原因及び現状を調査して市長に報告しなければならない。

（不用品の処分）

第54条 企業出納員は、物品のうち不用となり、又は使用にたえなくなったものを不用品として整理し、市長の決裁を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、市長の決裁を経て、これを廃棄することができる。

2 企業出納員は、物品を売却し、又は廃棄しようとする場合は、第27条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した出庫伝票及び振替伝票によって当該売却し、又は廃棄しようとする物品の払出しについて市長の決裁を受けなければならない。

（1） 払出しをしようとする物品の品目及び数量

（2） 払出価額

（3） 予算科目

（4） その他必要と認められる事項

3 企業出納員は、前項の決裁があったときは、物品を払い出し、関係帳簿に記帳しなければならない。

第6章 固定資産

第1節 通則

（固定資産の範囲）

第55条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

（1） 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

（2） 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 特許権

エ 施設利用権

オ ソフトウェア

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がアからオまでに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

（３） 投資その他の資産

ア 投資有価証券（１年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第２節 取得

（取得価格）

第５６条 固定資産の取得価格は、次に掲げるところによる。

（１） 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価格

（２） 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額

（３） 無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産又は前２号に掲げる固定資産であって取得価格の不明のものについては、適正な見積価額

（購入）

第５７条 固定資産を購入しようとする場合は、環境建設部長は、第２７条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

（１） 購入しようとする固定資産の名称及び数量

（２） 購入しようとする事由

（３） 予定価格及び単価

（４） 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額

（５） 契約の方法

（６） その他必要と認められる事項

２ 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

（交換）

第５８条 固定資産を交換しようとする場合は、環境建設部長は、第２７条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

（１） 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金

（２） 交換しようとする事由

（３） 契約の方法

（４） その他必要と認められる事項

２ 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

（無償譲受け）

第５９条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、環境建設部長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

（１） 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類

（２） 譲り受けようとする事由

（３） 見積価額（無形固定資産を除く。）

（４） その他必要と認められる事項

２ 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

（工事の施行）

第60条 建設改良工事を施行しようとする場合は、下水道課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

（１） 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類

（２） 工事を必要とする事由

（３） 工事の始期及び終期

（４） 予定価格

（５） 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額

（６） 工事の方法及び契約の方法

（７） その他必要と認められる事項

２ 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

（検収）

第61条 下水道課長は、前条の工事がしゅん工したときは、直ちに現場検了を行い、企業出納員の検収を受けなければならない。

２ 下水道課長は、固定資産の取得の通知を受けた場合は、遅滞なく企業出納員の検収を受けなければならない。

（取得の報告）

第62条 下水道課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく市長に報告するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

２ 前項の場合においては、下水道課長は、法令の定めるところに従って遅滞なく登記又は登録の手続をとらなければならない。

（建設改良工事の精算）

第63条 下水道課長は、建設改良工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

２ 前項の場合においては、下水道課長は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費に併せて固定資産に振り替えなければならない。

（建設仮勘定）

第64条 建設改良工事で、その工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

２ 前項の建設改良工事が完成した場合は、下水道課長は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、市長の決裁を受けるとともに、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

３ 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 管理及び処分

（事故報告）

第65条 環境建設部長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

（売却等）

第66条 環境建設部長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- （1） 固定資産の名称及び種類
- （2） 固定資産の所在地
- （3） 処分事由
- （4） 予定価格
- （5） 契約の方法
- （6） その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価格が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

（固定資産の用途廃止）

第67条 環境建設部長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の事由によりその用途に使用することができなくなったものについては、市長の決裁を受けて再使用できるものと、不用となり、又は使用にたえなくなったものとに区分しなければならない。この場合において、環境建設部長は、再使用できるものがあるときは、入庫伝票を発行し、これに基づいて物品出納簿に記帳するとともに、振替伝票を発行した上で物品に振り替えなければならない。

2 前項の場合において、物品の受入価額は、適正な見積価額によるものとする。

3 前2項の規定は、固定資産を撤去した場合に発生した物品について準用する。

（売却等に関する報告）

第68条 環境建設部長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して市長に報告しなければならない。

第4節 減価償却

（減価償却の方法）

第69条 固定資産の減価償却は、次条の規定によるものを除くほか、定額法によって取得の翌年度から行う。

（リース資産の減価償却の方法）

第70条 第55条第1号キ及び第2号カに掲げるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものに限る。）の減価償却は、リース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって、取得の当月から行う。

（特別償却率）

第71条 償却資産のうち、直接その営業の用に供する資産の各事業年度の減価償却額は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条第1項の規定により算出した金額に、100分の50の率を乗じて算出した金額を加えた金額とすることができる。

（減価償却の特例）

第72条 下水道課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価格が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において、地方公営企業法施行規則第15条第3項の規定により帳簿価格が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について市長の決裁を受けなければならない。

第5節 固定資産の評価

（減損に係る会計処理）

第73条 下水道課長は、固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

（減損損失の認識）

第74条 下水道課長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 下水道課長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、下水道事業における固定資産を一つの固定資産グループとし、当該固定資産グループを単位として行うものとする。

第7章 リース会計に係る特例

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についての特例）

第75条 前章の規定にかかわらず、第55条第1号キ及び第2号カに掲げるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産に限る。）については、地方公営企業法施行規則第55条第1号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものについての特例）

第76条 前章の規定にかかわらず、第55条第1号キ及び第2号カに掲げるリース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものに限る。）については、地方公営企業法施行規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものをいう。

（1） 購入時に費用処理するものであること。

（2） リース期間が1年以内であること。

第8章 引当金

（引当金の計上）

第77条 将来の特定の費用又は損失（地方公営企業法施行規則第22条に規定するものに限る。）の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等（同条に規定する予定貸借対照表等をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

（1） 退職給付引当金

（2） 賞与引当金

（3） 法定福利費引当金

（4） 修繕引当金

（5） 特別修繕引当金

（6） 貸倒引当金

（7） その他引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第78条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全下水道事業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当

の総額による方法をいう。)によるものとする。

(その他の引当金の計上方法)

第79条 前条に定めるもののほか、第77条各号に掲げる引当金の計上方法については、市長が別に定める。

第9章 予算

(予算原案作成方針)

第80条 環境建設部長は、11月末日までに翌年度の予算原案作成方針について市長の決裁を受けなければならない。

(予算原案等の市長への提出)

第81条 環境建設部長は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を1月20日までに市長に提出するものとする。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(予算の執行)

第82条 環境建設部長は、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画（以下「予算執行計画」という。）を予算の範囲内で款、項、目、節に区分して作成し、市長の決裁を受けて執行するものとする。

2 環境建設部長は、前項の予算執行計画に定める款、項、目、節を変更して執行しようとする場合には、その科目の名称、金額、変更の事由等を記載した書類によって市長の決裁を受けなければならない。

(流用及び予備費使用の手続)

第83条 環境建設部長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額並びに流用しようとする事由等を記載した書類によって市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第84条 環境建設部長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定に基づき、業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称及び金額並びに使用しようとする事由等を記載した書類によって市長の決裁を受けなければならない。

2 環境建設部長は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において、予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて市長の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第85条 環境建設部長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書（継続費に係るものにあつては継続費繰越計算書）を作成して5月20日までに市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逓次繰り越して使用する場合について準用する。

第10章 決算

（決算の調製）

第86条 下水道事業の決算の調製に関する事務は、下水道課長が行う。

（決算整理）

第87条 下水道課長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- （1） 固定資産の減価償却
- （2） 繰延収益の償却
- （3） 資産の評価
- （4） 引当金の計上
- （5） 未払費用等の経過勘定に関する整理

（帳簿の締切り）

第88条 下水道課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

（決算報告書等の提出）

第89条 下水道課長は、毎事業年度5月20日までに前年度事業における次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

- （1） 決算報告書
- （2） 損益計算書
- （3） 貸借対照表
- （4） 剰余金計算書又は欠損金計算書
- （5） 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- （6） 事業報告書
- （7） キャッシュ・フロー計算書
- （8） 収益費用明細書
- （9） 固定資産明細書
- （10） 企業債明細書
- （11） 継続費精算報告書
- （12） 基金運用状況調書

第11章 雑則

（計理状況の報告）

第90条 下水道課長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

（伝票等の様式）

第91条 伝票等の様式は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

下水道事業勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）

下水道事業収 益	営業収益	下水道使用料	主たる営業活動から生ずる収益 下水道使用料
		下水道使用料	
		雨水処理負担 金	雨水ポンプ場に係る長期借入金の償還金等 の一般会計負担金
		受託事業収益	
		受託工事収益	排水設備の新設又は修繕等の受託工事の収 益
		その他受託事 業収益	
	営業外収益	手数料	排水設備指定工事店登録手数料及び排水設 備責任技術者登録手数料等
		材料売却収益	上記以外の営業収益
		雑収益	
		受取利息及び 配当金	金融及び販売活動に伴う収益その他主たる 営業活動以外から生ずる収益
		預金利息	普通預金・定期預金等の利子
		貸付金利息	長期貸付金・短期貸付金等の利子
		他会計補助金	

			他会計補助金	一般会計等からの補助金
		国庫補助金		
			国庫補助金	
		県補助金		
			県補助金	
		長期前受金戻入		
			長期前受金戻入	地方公営企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
		消費税及び地方消費税還付金		
			消費税及び地方消費税還付金	
		資本費繰入収益		
			資本費繰入収益	
		雑収益		
			不用品売却益	不用品の売却収益
			その他雑収益	
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		特別利益		
			固定資産売却	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却

			益 過年度損益修 正益 その他特別利 益	時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有 するもの
費用勘定				
款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業費 用	営業費用	管渠費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費	主たる営業活動から生ずる費用 管渠の維持及び作業に要する費用 臨時職員又は嘱託員等に対する報酬 職員の本給 職員の扶養、期末、勤勉、超過勤務及び特 殊作業等の諸手当 職員の退職手当 事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、 失業保険料、労災保険料及び労務災害補償 費等 職員等に支給する旅費 職員に貸与する被服の購入費 事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1 年未満又は取得価額10万円未満の器具、 備品費等 工事用、自動車用燃料費 ガス料金、水道料金等 文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳

			簿等の製本費
		通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等
		手数料	汚水の水質検査手数料等
		賃借料	借地料、電子複写器等借上料
		修繕料	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負、修理等の費用
		委託料	設備の維持管理等の委託に要する費用
		請負工事費	管渠工事に要する費用
		材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
		補償費	補償費、賠償金、見舞金等
		広告料	広告、宣伝に要する費用
		食糧費	
		交際費	
		報償費	報償金、奨励金等
		厚生費	
		負担金	日本下水道協会負担金等
		研修費	
		保険料	
		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
		特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
		退職給付引当	退職給付引当金として計上するための繰入

		金繰入額	額
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
	受託事業費	雑費	管渠工事等の受託工事に要する費用
		報酬	
		給料	
		職員手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		手数料	
		賃借料	
		修繕料	
		委託料	
		請負工事費	
		材料費	
		補償費	

			広告料	
			食糧費	
			交際費	
			報償費	
			厚生費	
			負担金	
			研修費	
			保険料	
			賞与引当金繰	
			入額	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			退職給付引当	
			金繰入額	
			貸倒引当金繰	
			入額	
			その他引当金	
			繰入額	
			雑費	
		普及指導費		公共下水道の普及指導に要する費用
			報酬	
			給料	
			職員手当	
			退職給付費	

			法定福利費	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			手数料	
			賃借料	
			修繕料	
			委託料	
			請負工事費	
			材料費	
			補償費	
			広告料	
			食糧費	
			交際費	
			報償費	
			厚生費	
			負担金	
			研修費	
			保険料	
			賞与引当金繰	
			入額	
			修繕引当金繰	

			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			退職給付引当	
			金繰入額	
			貸倒引当金繰	
			入額	
			その他引当金	
			繰入額	
		業務費	雑費	下水道使用料の調定、集金及び検針その他
				業務に要する費用
			報酬	
			給料	
			職員手当	
			退職給付費	
			法定福利費	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			手数料	
			賃借料	

			修繕料	
			委託料	
			請負工事費	
			材料費	
			補償費	
			広告料	
			食糧費	
			交際費	
			報償費	
			厚生費	
			負担金	
			研修費	
			保険料	
			賞与引当金繰	
			入額	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			退職給付引当	
			金繰入額	
			貸倒引当金繰	
			入額	
			その他引当金	
			繰入額	
			雑費	

		総係費	事業活動の全般に関連する費用並びに使用料の調定、集金、検針その他の業務に要する費用
		報酬	
		給料	
		職員手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		手数料	
		賃借料	
		修繕料	
		委託料	
		請負工事費	
		材料費	
		補償費	
		広告料	
		食糧費	
		交際費	
		報償費	

			厚生費	
			負担金	
			研修費	
			保険料	
			賞与引当金繰	
			入額	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			退職給付引当	
			金繰入額	
			貸倒引当金繰	
			入額	
			その他引当金	
			繰入額	
			雑費	
		流域下水道維		大和川上流・宇陀川流域下水道事業費に係
		持管理負担金		る維持管理負担金
			流域下水道維	
			持管理負担金	
		減価償却費		地方公営企業法施行規則第13条、第15
				条又は第16条の規定による償却額
			有形固定資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、
			減価償却費	工具、器具及び備品、リース資産等（耐用
				年数1年未満又は取得価格10万円未満の

				ものを除く。)の償却額
			無形固定資産	リース資産等の減価償却費
			減価償却費	
		資産減耗費		
			固定資産除却	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去
			費	費
		その他営業費用		上記以外の営業費用
			材料売却原価	
			雑損失	
	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用
		支払利息及び		その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		企業債取扱諸		
		費		
			企業債利息	企業債に対する利息
			長期借入金利息	長期借入金に対する利息
			一時借入金利息	一時借入金に対する利息
		公課費		
			公課費	
		消費税及び地方消費税		
			消費税及び地方消費税	
		雑支出		上記以外の営業外費用

	特別損失	特別損失	不用品売却原価 消費税雑損失 その他雑支出	当年度の経常費用から除外すべき損失
			固定資産売却損 減損損失	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
			災害による損失	台風、地震、火災等災害による損失の額
			過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
			貸倒引当金繰入額	
	予備費	予備費	その他特別損失	貸倒引当金繰入額等
			予備費	
資産勘定				
款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産				

	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼働施設を含む。）
		土地	施設用地	本庁舎用地等やポンプ場施設等のために用いる土地
			その他用地	事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量費の合計額
		建物		事務所、作業場、倉庫、車庫のほか、その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替え、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。
			施設用建物	本庁舎等もっぱら事務所の用に供されている建物やポンプ場施設の用に供されている建物
			建物附属設備	
		建物減価償却		
		累計額		
			建物減価償却	
			累計額	

		構築物		下水道管渠及びマンホール等土木施設又は 工作物
			管路施設	
			ポンプ場施設	
		構築物減価償 却累計額		
			構造物減価償 却累計額	
		機械及び装置		機械、装置及びコンベア等の運搬設備並び にこれらの附属品
			ポンプ場用電 気設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物 に含むものを除く。）
			ポンプ場用機 械設備	
			処理機械設備	
		機械及び装置 減価償却累計 額		
			機械及び装置 減価償却累計 額	
		車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具
			車両運搬具	
		車両運搬具減 価償却累計額		
			車両運搬具減	

			価償却累計額	
		工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、タイプライター、机
			工具、器具及び備品	等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価格が10万円以上のもの
		工具、器具及び備品減価償却累計額		
			工具、器具及び備品減価償却累計額	
		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
			リース資産	
		リース資産減価償却累計額		
			リース資産減価償却累計額	
		建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）
			建設仮勘定	
	無形固定資産			有償取得した水利権、借地権、地上権、施設利用権
		電話加入権		
			電話加入権	
		施設利用権		

			流域下水道施設利用権	大和川上流流域下水道第2浄化センター及びそれに繋がる管渠を利用する権利
			下水道施設利用権	他市の管渠を利用する権利
		リース資産		無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	投資その他の資産	リース資産		
		投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
		投資有価証券		第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		出資金		
			出資金	
		長期貸付金		
			長期貸付金	
		長期貸付金貸倒引当金		
			長期貸付金貸倒引当金	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		基金		
			基金	
		基金貸倒引当金		
			基金貸倒引当金	基金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの

流動資産	現金預金	現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社
			小払資金	債の利札、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金証書等
		預金	普通預金	貸借対照表日から起算して1年以内に期限
			当座預金	が到来する定期預金、普通預金等
			通知預金	
			定期預金	
	未収金	営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額
			未収下水道使	下水道使用料の未収額
			用料	
			その他営業未	
		営業外未収金	収金	営業活動によらない未収入額
			未収消費税及	
			び地方消費税	
			還付金	
	未収金貸倒引	その他未収金	未収受取利息	受取利息の未収額
			その他営業外	
			未収金	
			その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金
	当金			

		未収金貸倒引 当金	未収金貸倒引 当金	
	有価証券	有価証券	有価証券	一時的所有を目的とする有価証券（差入保 証金の代用として提供されたもので短期間 内に返却されるものを除く。）
	短期貸付金	短期貸付金	短期貸付金	貸付金で返済期日が貸借対照表日から起算 して1年以内のもの
	短期貸付金貸 倒引当金	短期貸付金貸 倒引当金	短期貸付金貸 倒引当金	未収金の回収不能による損失に備えるため に引き当てるもの
	前払費用	前払費用	前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い、 継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ 提供されていない役務に対して支払われた 対価で貸借対照表日から起算して1年以内 に費用となるもの
	前払金	前払金	前払金	物品等の購入、工事の請負等に際して前払 された金額で前払費用に属しないもの

		前払消費税及び地方消費税	前払消費税及び地方消費税	
	未収収益	未収収益	未収収益	
	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金	
	その他流動資産			
		保管有価証券	保管有価証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
		仮払消費税及び地方消費税	仮払消費税及び地方消費税	
		特定収入仮払消費税及び地方消費税	特定収入仮払消費税及び地方消費税	当該特定収入で賄った課税支出について控除対象とならない消費税及び地方消費税

			方消費税	
負債勘定				
款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定負債	企業債	企業債	企業債	建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	他会計借入金	他会計借入金	建設改良等の財源に充てるため他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	リース債務	リース債務	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金	将来生じることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
		修繕引当金		

流動負債	一時借入金	特別修繕引当金	修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。） 貸借対照表日から起算して1年以内に返済しなければならない借入金 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債 1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務 営業活動に係る通常取引により発生する未払金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金	
		一時借入金	一時借入金	
		一時借入金	一時借入金	
		企業債	企業債	
		企業債	企業債	
		他会計借入金	他会計借入金	
		他会計借入金	他会計借入金	
		リース債務	リース債務	
		リース債務	リース債務	
		未払金	未払金	
		営業未払金	営業未払金	
		営業外未払金	営業外未払金	
			未払消費税及び地方消費税	
			その他営業外	

			未払金	
		その他未払金		固定資産購入代金の未払額等
			その他未払金	上記以外の未払金
	未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、
		未払費用		継続的に役務の提供を受ける場合、すでに
			未払費用	提供を受けた役務の対価の未払額
	前受金			
		前受金		
			前受金	
	前受収益			
		前受収益		
			前受収益	
	引当金			
		退職給付引当金		将来生じることが予想される職員に対する
				退職手当の支払いに充てるための引当額の
			退職給付引当金	うち1年以内に使用される見込みのもの
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負
			賞与引当金	担相当額を見積り計上する引当金
		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年
			修繕引当金	度行われる通常の修繕が何らかの理由で行
				われなかった場合において、その修繕に備
				えて計上する引当金
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の
				大修繕に備えて計上する引当金のうち、1
			特別修繕引当金	年以内に使用される見込みのもの

繰延収益	その他流動負債	預り金	保証金 源泉所得税等 共済費掛金等 その他預り金	預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
		預り有価証券	預り有価証券	
		仮受消費税及び地方消費税	仮受消費税及び地方消費税	
	長期前受金	長期前受金	長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額等
	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	
資本勘定				
款	項	目	節	(科目区分の説明)

資本金	資本金	資本金	固有資本金	企業開始時（地方公営企業法適用時）における引継資本金の額
			組入資本金	企業開始時の引継資本金
			繰入資本金	企業開始後の利益を源泉とするもの
				企業開始後の追加出資によるもの
剰余金	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金	
	利益剰余金	減債積立金	減債積立金	企業債の償還に充てるために積み立てた額
		当年度未処分利益剰余金	繰越利益剰余金年度末残高	当年度末における繰越利益剰余金又は繰越欠損金の額に当年度の純利益又は純損失の金額を加減した額
資本的収入	企業債	下水道事業債	下水道事業債	事業に係る長期借入金
	他会計出資金	一般会計出資金	一般会計出資金	一般会計からの出資金

	他会計負担金			
		他会計負担金	他会計負担金	一般会計等からの負担金
	他会計補助金		他会計補助金	一般会計等からの補助金
		他会計補助金	他会計補助金	一般会計等からの補助金
	他会計借入金		他会計借入金	一般会計等からの借入金
		他会計借入金	他会計借入金	一般会計等からの借入金
	国庫補助金		国庫補助金	
		国庫補助金	国庫補助金	
	県補助金		県補助金	
		県補助金	県補助金	
	分担金及び負担金		分担金及び負担金	
		分担金及び負担金	分担金及び負担金	
	固定資産売却代金		固定資産売却代金	
		固定資産売却代金	固定資産売却代金	

資本的支出	長期貸付金償還金	長期貸付金償還金	長期貸付金償還金	
	その他資本的収入	その他資本的収入	その他資本的収入	
	建設改良費	管路建設費		管渠新設工事に要する費用
			報酬	
			給料	
			職員手当	
			退職給付費	
			法定福利費	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	

			通信運搬費	
			手数料	
			賃借料	
			修繕料	
			委託料	
			請負工事費	
			材料費	
			補償費	
			広告料	
			食糧費	
			交際費	
			報償費	
			厚生費	
			負担金	
			研修費	
			保険料	
			賞与引当金繰	
			入額	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			貸倒引当金繰	
			入額	
			その他引当金	
			繰入額	

		管路改良費	雑費 報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 賃借料 修繕料 委託料 請負工事費 材料費 補償費 広告料 食糧費 交際費 報償費 厚生費	管渠更生工事に要する費用

			負担金	
			研修費	
			保険料	
			賞与引当金繰	
			入額	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			退職給付引当	
			金繰入額	
			貸倒引当金繰	
			入額	
			その他引当金	
			繰入額	
			雑費	
		リース債務支		
		払額		
			リース債務支	
			払額	
		流域下水道建		
		設負担金		
			流域下水道建	大和川上流・宇陀川流域下水道事業費に係
			設負担金	る建設負担金
	固定資産購入			
	費			

		有形固定資産		
		購入費		
			機械及び装置	
			購入費	
			器具備品購入	
			費	
			車両運搬具購	
			入費	
			土地購入費	
		無形固定資産		
		購入費		
			無形固定資産	
			購入費	
	企業債償還金			
		企業債償還金		
			企業債償還元	
			金	
	他会計借入金			
	償還金			
		他会計借入金		
		償還金		
			他会計借入金	
			償還金	
	長期貸付金			
		長期貸付金		
			長期貸付金	

	その他資本的 支出	その他資本的 支出	その他資本的 支出	
	予備費	予備費	予備費	

別表第2（第27条関係）

節区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考
報酬	支出決定のとき	当該期間分の報酬の額	支出明細調書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
給料	支出決定のとき	当該期間分の給料の額	支払調書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
職員手当	支出決定のとき	当該期間分の手当の額	支払調書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
退職給付金	支出決定のとき	支出しようとする額	支払調書	
法定福利費	支出決定のとき	支出しようとする額	支払調書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
旅費	支出決定のとき	支出しようとする額又は概算旅費の額	旅行命令簿兼旅費請求書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
被服費	契約締結のとき	契約金額	契約書	契約規則第28条第1項第

	(請求のあったとき)	(請求のあった額)	請求書	1号に規定する契約書の作成を省略できるもの、単価契約されたものは支出負担行為兼支出命令書によることができる
備消耗品費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請求書	契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるもの、単価契約されたものは支出負担行為兼支出命令書によることができる
燃料費	請求のあったとき	請求のあった額	請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
光熱水費	請求のあったとき	請求のあった額	請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
印刷製本費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請求書	契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるもの、単価契約されたものは支出負担行為兼支出命令書によることができる
通信運搬費	請求のあったとき	請求のあった額	請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
手数料	契約締結のとき 支出決定のとき	契約金額 支出しようとする	契約書 請求書 手数料支払明細書	契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるものは、支

	(請求のあったとき)	額 (請求のあった額)		出負担行為兼支出命令書によることができる
賃借料	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請求書	
修繕料	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請求書	単価契約しているもの、契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるものは支出負担行為兼支出命令書によることができる
委託料	契約締結のとき 支出決定のとき	契約金額 支出しようとする額	契約書 請求書	
請負工事費	契約締結のとき 支出決定のとき	契約金額 支出しようとする額	契約書 請求書	
路面復旧費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請求書	単価契約しているもの、契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるものは支出負担行為兼支出命令書によることができる
動力費	請求のあったとき	請求のあった額	請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
薬品費	請求のあったとき	請求のあった額	請求書	支出負担行為兼支出命令書

	き			によることができる
材料費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請求書	契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるものは、支出負担行為兼支出命令書によることができる
補償費	契約締結のとき 支出決定のとき	契約金額 支出しようとする額	契約書 請求書 示談書	
広告料	請求のあったとき	請求のあった額	請求書	契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるものは、支出負担行為兼支出命令書によることができる
食糧費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	
交際費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	
報償費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は支給明細書	
厚生費	契約締結のとき 支出決定のとき	契約金額 支出しようとする額	契約書 請求書	
負担金	請求のあったとき	請求のあった額	請求書	
研修費	支出決定のとき	支出しようとする	請求書	

		額		
保険料	請求のあったとき	支出しようとする額	請求書 払込通知書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
固定資産除却費	支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書	
企業債利息	支出決定のとき	支出しようとする額	払込通知書 内訳書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
借入金利息	支出決定のとき	支出しようとする額	払込通知書 内訳書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
公課費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書 払込通知書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる
消費税及び地方消費税	支出決定のとき	支出しようとする額	消費税計算書 払込通知書	
機械及び装置購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書	
器具備品購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書	
車両運搬具購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書	
土地購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書	
企業債償還元金	支出決定のとき	支出しようとする額	払込通知書 内訳書	支出負担行為兼支出命令書 によることができる

規則第22号

大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、大和高田市公共下水道認可区域外から公共下水道に下水を流入させるため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による許可を行う場合の許可基準等を定め、もって大和高田市公共下水道の管理の適正を期することを目的とする。

（許可基準）

第2条 市長は、大和高田市公共下水道認可区域外から公共下水道への下水の流入（以下「区域外流入」という。）に係る申請があった場合において、法第24条第2項及び大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号。以下「条例」という。）第4条第3号に規定する技術上の基準に適合するほか、次の各号のいずれかに該当し、かつ、区域外流入を行うことにより、接続される公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないと認めるときは、大和川上流流域下水道管理者と協議の上、許可するものとする。

（1） 区域外流入の対象となる下水が、国、地方公共団体及び公共的団体（学校法人、医療法人その他の法人格を有するものに限る。）が直接事業主体となって施工する学校、病院その他の公共施設から排除されるものであり、かつ、公共下水道の維持管理上支障がないと認めるもの

（2） 前号に掲げるもののほか、区域外流入のための工事（以下「流入工事」という。）が、公共下水道の計画に整合し、かつ、公共下水道の維持管理上支障がないと認めるもの

（許可申請）

第3条 区域外流入の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和高田市下水道条例施行規則（令和7年規則第23号）第21条第1項に規定する制限行為（変更）許可申請書に代えて、区域外流入制限行為許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（許可の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに可否を決定し、その旨を区域外流入制限行為可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（占用及び掘削申請等）

第5条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が流入工事を施工する場合において、公道に下水道管等を埋設するため、道路の占用及び掘削の許可申請をしようとするときは、市長を経由して、当該道路管理者に提出するものとする。

2 使用者は、流入工事を施工する場合において、公道以外の土地に下水道管を埋設するときは、当該土地の所有者の私有地使用承諾書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 流入工事における住民、周辺対策等については、使用者の責任において行うものとする。

（費用の負担）

第6条 使用者は、流入工事に必要な経費を全額負担しなければならない。

（下水道施設の無償譲渡）

第7条 使用者は、条例第34条第2項において準用する条例第9条の規定によるしゅん工検査を受けた後、速やかに市長に公共下水道施設無償譲渡書（様式第4号）を提出し、下水道管等を市に無償で譲渡するものとする。

（許可の取消し）

第8条 市長は、使用者がこの規則の規定を遵守しないときは、区域外流入の許可を取り消すことができる。

（補則）

第9条 区域外流入の許可を受けた場合の公共下水道の使用料の徴収その他必要な事項は、法及び条

例によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（令和7年企業管理規程第1号）による廃止前の大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規程（平成29年企業管理規程第6号。以下「旧規程」という。）の規定によりなされた許可その他の処分は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長がした許可その他の処分とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程の規定によりなされている申請その他の行為、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第3条関係）

区域外流入制限行為許可申請書			
大和高田市長 宛		年 月 日	
申請者 住 所		印	
氏 名		(電話)	
大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規則第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。			
設 置 場 所	大和高田市 町 番 号 番地		
設 置 の 目 的			
物 件 の 種 類 及 び 名 称 規 模 等		占 用 面 積	m ²
設 置 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
施 行 者	住 所 氏 名 (電話)		
添 付 図 書	① 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図 ② 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配地図 ③ 利害関係人の同意書		

様式第2号（第4条関係）

区域外流入制限行為可否決定通知書			
住 所 氏 名 様		第 号 年 月 日	
		大和高田市長 印	
年 月 日付けで申請のあった区域外流入制限行為については、次のとおり決定したので通知します。			
決 定 区 分	☐ 許 可 す る ☐ 許 可 し な い		
設 置 場 所	大和高田市 町 番 号 番地		
設 置 の 目 的			
物 件 の 種 類 及 び 名 称 規 模 等		占 用 面 積	m ²
設 置 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
施 行 者	住 所 氏 名 (電話)		
条 件			
不 許 可 の 理 由			

様式第3号（第5条関係）

私有地使用承諾書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所
氏 名
(電話実印
)

この度、区域外流入のための下水道管の埋設工事に当たり、下記に表示された土地に公共下水道施設を布設することを承諾します。また、将来においても遵守事項を守り、異議の申し立て等一切致しません。

記

所 在 地	地 目	使用面積	位 置

（遵守事項）

- 1 私有地の使用は、無償とします。
- 2 私有地の使用期間は、公共下水道としてこの用途を廃止するまでとします。
- 3 私有地の所有権を他に譲渡する場合は、その譲受人に対してこの承諾内容を継承させることを条件とします。

様式第4号（第7条関係）

公共下水道施設無償譲渡書

年 月 日

大和高田市長 宛

譲渡人 住 所
氏 名 印
(電話)

年 月 日付けの許可に基づき施行した公共下水道施設に関する工事が完了しましたので、下記施設を無償譲渡します。

記

設 置 場 所	
施 設 の 内 容	
添 付 図 書	
備 考	

規則第23号

大和高田市下水道条例施行規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市下水道条例施行規則**目次**

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 公共下水道の構造の技術上の基準（第2条・第3条）
- 第3章 排水設備の設置等（第4条—第10条）
- 第4章 除害施設（第11条—第14条）
- 第5章 公共下水道の使用（第15条—第22条）
- 第6章 都市下水路（第23条）
- 第7章 公共下水道の敷地等の占用（第24条—第26条）
- 第8章 雑則（第27条—第29条）

附則**第1章 総則****（趣旨）**

第1条 この規則は、大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 公共下水道の構造の技術上の基準**（耐震性能を確保するために講ずべき措置）**

第2条 条例第2条の3第4号（条例第37条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する市長が定める措置は、耐震性能を確保するための次に掲げる措置とする。

- （1） 排水施設（これを補完する施設を含む。この条において同じ。）の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- （2） 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- （3） 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓（とう）継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- （4） 前3号に定めるもののほか、排水施設に用いられる材料、排水施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設 次に定めるところによる。

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動に対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

（２） 前号に掲げる排水施設以外の排水施設 同号アに定めるとおりとする。

（排水管内径及び排水渠（きょ）の断面積の数値）

第3条 条例第2条の3第5号（条例第37条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する市長が定める数値は、排水管内径にあつては150ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

第3章 排水設備の設置等

（排水設備設置義務の免除等）

第4条 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に冷却水、プール排水その他これらに類する汚水を排除しようとする場合で、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による市長の許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除（猶予）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（１） 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

（２） 建物、施設等の配置及び排水の系統を明示した図面

（３） 工場その他の事業所にあつては、水質測定を専門的に行う機関が実施した当該汚水の水質検査証明書

（４） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、許可することを決定したときは、排水設備設置義務免除（猶予）通知書（様式第2号）を交付するものとし、許可しないことを決定したときは、排水設備設置義務免除（猶予）却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（排水設備の固着方法等）

第5条 条例第4条第2号の規定による市長が定める固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

（１） 汚水を排除するための排水設備は、公共汚水ますのインバート上流端の接続孔の管底高と食い違いが生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、漏水のないようにその周囲をセメントモルタル又は樹脂系モルタルで充てんし、内外面をセメントモルタルで上塗り仕上げとすること。

（２） 雨水を排除するための排水設備は、雨水ますの上流端の接続孔と下流端の管底高と食い違いが生じないようにし、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をセメントモルタル又は樹脂系モルタルで充てんし、セメントモルタルで仕上げとし、かつ、管底高より15センチメートル以上の泥だめを設け、インバートは作らないこと。

（３） 排水管の土かぶり（地表から埋設された排水管の管頂までをいう。）は、私道内では45センチメートル以上、公道に準ずる私道内では80センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上としなければならないこと。

（４） 前3号により難い特別の事由があるときは、市長の指示を受けること。

（排水設備の構造基準）

第6条 条例第4条第3号の規定による市長が定める排水設備の構造基準は、次に定めるところによるものとする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、別に指示する。

（１） 汚水を排除すべき管渠の内径及び勾配は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の排水管の内径及び右欄の勾配とすること。

排水人口（人）	排水管の内径（mm）	勾配
150未満	100以上	2.0／100以上
150以上300未満	125以上	1.7／100以上
300以上500未満	150以上	1.5／100以上
500以上	200以上	1.2／100以上

（２） 雨水を排除すべき管渠の内径及び勾配は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の排水管の内径及び右欄の勾配とすること。

排水面積（㎡）	排水管の内径（mm）	勾配
200未満	100以上	2.0／100以上
200以上400未満	125以上	1.7／100以上
400以上600未満	150以上	1.5／100以上
600以上1500未満	200以上	1.2／100以上
1500以上	250以上	1.0／100以上

（３） 汚水ますの設置箇所並びにますの深さ及び内径は、次のとおりとすること。

ア 管渠の起点、合流点及び屈曲点又は勾配が著しく変化する箇所

イ 管渠の直線部の長さが、その内径又は内径の120倍を超えない範囲

管径（mm）	100	125	150	200
最大間隔（m）	12	15	18	24

ウ ますの内径又は内径及び深さの関係は、次の表のとおりとする。ただし、排水管の接続本数が接続可能本数より多くなるときは、これより大きいますを用いる。

ますの内径又は内径（cm）	地表から管底までの深さ（cm）
15～30	市長が認めるとき
35	110以下
40以上	110以上

（４） 汚水を排除すべき器具接続管の内径

器具接続管の種類	内径（mm）

小便器、手洗器及び洗面器接続管	50以上
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75以上
大便器接続管	100以上

（附帯設備）

第7条 排水設備を設置するときは、次に掲げる附帯設備を設置しなければならない。

（1） ごみよけ装置

浴場、流し場等の汚水流出口に固形物の流下をとめるに必要な有効目幅10ミリメートル以下のごみよけスクリーンを設ける。

（2） 防臭装置

ア 水洗便所、浴場、流し場等の汚水流水箇所には、トラップを取り付けなければならない。

イ トラップの封水が破れるおそれがあるときは、通気管を設けなければならない。

（3） 油脂遮断装置

油脂類を排水する箇所には、油脂遮断装置を設けなければならない。

（4） 沈砂装置

土砂等を多量に排除する箇所には、沈砂装置を設けなければならない。

（5） 水洗便所の附帯装置

ア 逆流防止装置 大便器の洗浄にフラッシュバルブ（洗浄弁）を用いる場合には、バキュームブレーカー（逆流防止器）を装置しなければならない。

イ 洗浄装置 小便器に洗浄装置を装置しなければならない。

（6） 排水槽及びポンプ施設

公共下水道より低い建築の地階等から排水される汚水は、一度自然流下によって集水し、ポンプ施設を設けて排水しなければならない。

（排水設備等の計画の確認申請）

第8条 条例第6条の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者（確認を受けた計画を変更しようとする者を含む。以下同じ。）は、工事着手7日前までに排水設備等計画（変更）確認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるところにより図書を添付しなければならない。この場合において、当該申請が確認を受けた計画の変更の申請であるときは、当該図書は、変更しようとする部分と既に確認を受けた部分とを容易に識別することができるものでなければならない。

（1） 申請地付近の見取図

（2） 平面図は縮尺100分の1とし、隣接地を表示し、次の事項を記載すること。

ア 申請地の形状及び面積

イ 申請地付近の道路及び境界並びに公共下水道施設の位置

ウ 建物の形状、上水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排水する施設の位置

エ 管渠の配置、形状、寸法、延長、材質及び勾配

オ ます及びマンホールの位置

カ 除害施設及びポンプ施設の位置

キ 他人の排水設備を使用するときは、その排水設備の形状、寸法、延長、材質及び位置

ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

（３） 水洗便所又はポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状及び寸法を表示した図面

（４） 他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用するときは、排水設備設置・使用同意書（様式第５号）

（５） 縦断面図の縮尺は、横は平面図に準じ、縦は１００分の１とし、管渠の大きさ、勾配及び接続する下水管渠の末端を基準とした地表並びに管渠の高さを記入すること。

（６） 構造詳細図は、縮尺２０分の１とし、管渠及び附属装置の構造寸法を記入すること。

３ 市長は、排水設備等の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の計画が法令等の規定に適合していることを確認したときは、排水設備等計画（変更）確認通知書（様式第６号）を交付するものとする。

（排水設備等の工事完了届及び検査済証）

第９条 条例第９条第１項の規定による排水設備等の新設等の工事完了の届出は、排水設備等工事完了届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の届出があったときは、排水設備等の新設等の工事の検査を行い、当該工事が検査に合格したときは、検査済証（様式第８号）を交付するものとする。

３ 前項の検査済証を交付された後でなければ公共下水道の使用を開始してはならない。

４ 第２項の検査済証の交付を受けた者は、排水設備等の新設等を行った建築物の適当な箇所に当該検査済証を明示しなければならない。

（公共ます及び取付管の費用負担）

第１０条 条例第１０条第２項の規定により負担しなければならない費用は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる費用とする。

（１） 条例第１０条第１項に規定する箇所数（同項ただし書の規定に該当する場合で、公共ます又は取付管（以下「公共ます等」という。）の設置を特別に必要とする理由が市長の指示であるときは、その指示した箇所数）を超えて公共ます等の設置を必要とする場合 当該箇所数を超える公共ます等の設置に要する費用

（２） 既設の公共ます等の移設を必要とする場合 当該移設に要する費用

（３） 前２号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めた場合 市長がその都度定める費用

第４章 除害施設

（除害施設の設置等の特例）

第１１条 条例第１３条ただし書に規定する市長が定める量は、１月平均７５０立方メートル以下とする。

２ 条例第１３条ただし書に規定する市長が定める項目は、同条第３号、第５号、第６号、第８号及び第９号に掲げる項目とする。

項目	量
生物化学的酸素要求量	１月平均排水量７５０立方メートル以下
浮遊物質	１月平均排水量７５０立方メートル以下
窒素含有量	１月平均排水量７５０立方メートル以下

燐含有量	1月平均排水量750立方メートル以下

(除害施設の設置等の届出)

第12条 条例第15条第1項の規定により、除害施設の設置等の届出をしようとする者（届け出た事項を変更しようとする者を含む。）は、除害施設新設・増設・改築（変更）届（様式第9号）により、当該除害施設の設置等の工事着手予定日の1月前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、排水設備の位置及び除害施設の位置を明示した配置図

(3) 生産工程及び排水系統を明示したフローシート（生産工程一覧図）

(4) 次に掲げる事項を明示した除害施設の設計図書

ア 原材料及び薬品の種類並びにその使用量

イ 用水源の種類及び使用量

ウ 排水の時間的変動及び水質の変化

エ 処理方法及び処理目標の計算根拠

オ 発生汚泥等の処理及び処分の方法

カ 土木及び機械工事の設計図

キ 処理工程図

ク 工事費概算額

ケ その他必要と認められる書類

3 条例第15条第2項において準用する条例第9条の規定による届出は、除害施設新設・増設・改築完了届（様式第10号）によって市長に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、水質測定を専門的に行う機関が実施した除害施設の設置完了後の汚水の水質についての水質検査証明書を添付しなければならない。

(除害施設管理責任者の選任届)

第13条 条例第16条第2項の規定により除害施設管理責任者の選任又は変更の届出をしようとする者は、除害施設管理責任者選任（変更）届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(水質の測定等)

第14条 条例第18条に規定する水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）に定める検定の方法により行うこと。

(2) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条第2号ただし書の規定により市長が定める水質の測定の回数は、温度又は水素イオン濃度を測定する場合を除き、次のとおりとする。ただし、市長が排水の量又は水質を勘案してこれにより難いと認めるときは、その都度定めるところによること。

測定項目	測定回数
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含	14日を超えない排水の期間ごとに1回以

有量	上
シアン化合物	
アルキル水銀化合物	
有機燐（りん）化合物	
カドミウム及びその化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒（ひ）素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1・2—ジクロロエタン	
1・1—ジクロロエチレン	
シス—1・2—ジクロロエチレン	
1・1・1—トリクロロエタン	
1・1・2—トリクロロエタン	
1・3—ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	

ふっ素及びその化合物	
その他	1月を超えない排水の期間ごとに1回以上

（3） 除害施設及び特定施設の排水口ごとに他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。

2 水質の測定の結果は、水質測定記録表（様式第12号）により記録し、5年間保存しなければならない。

3 第1項第2号の規定は、法第12条の12に規定する水質の測定義務者が下水の水質を測定する場合に準用する。

第5章 公共下水道の使用

（使用開始等の届出）

第15条 条例第20条の規定により公共下水道の使用開始、休止、廃止又は再開の届出をしようとする者は、その事実の生じた日から7日以内に公共下水道使用開始（休止、廃止、再開）届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第20条の規定により使用者の変更を届け出ようとする者は、公共下水道使用者変更届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

3 法第11条の2第1項に規定する使用開始等の届出をしようとする者は、公共下水道使用開始（変更）届（様式第15号）に水質試験表を添付して市長に提出しなければならない。

4 法第11条の2第2項に規定する使用開始の届出をしようとする者は、公共下水道使用開始届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（代理人又は代表者の選定届）

第16条 条例第22条第1項及び条例第23条の規定により代理人及び代表者の選定又は変更の届出をしようとする者は、代理人（代表者）選定又は変更届（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出には、代理人又は代表者の住民票の写しを添付しなければならない。

（汚水排出量の認定）

第17条 条例第26条第1項第2号及び第3号に規定する場合の汚水排出量は、次に定めるところによる。

（1） 水道水の計量装置と同種又は類似の計量装置が設けられている場合は、条例第29条第1項に規定する定例日において当該計量装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した使用水量とする。

（2） 条例第30条第1項の規定により計測装置が設けられている場合は、定例日において当該計測装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した汚水排出量とする。ただし、水道水及び水道水以外の水を併用した場合における当該水道水以外の水に係る汚水排出量は、当該計測装置により計量した汚水排出量から当該計量に係る期間の水道水の使用水量を控除した量とする。

（3） 水道水以外の水を家事のみに使用した場合で、揚水設備が手動式であるときの排出汚水量は、1世帯1人につき1月2立方メートルとする。

（4） 水道水以外の水を営業用に使用する場合その他前3号以外の場合は、人員、業態その他の事実を考慮して認定する。

2 市長は、前項第4号の規定により汚水排出量の認定をする場合において、認定月を定め、当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の汚水排出量は、毎月均等と

みなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前日までの間の汚水排出量は、毎月均等とみなす。

- 3 前項の認定月は、毎1月及び7月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、毎月の汚水排出量が平均している場合その他特別の理由がある場合は、市長が別に定める。
- 4 第1項第1号若しくは第2号に規定する計量装置又は計測装置の指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを取り外す場合を除き、翌月に繰り越して計算するものとし、条例第26条第2項又は第1項第4号の規定により市長が認定した汚水排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 条例第26条第2項の規定により汚水排出量の認定の申告をしようとする者は、汚水排出量認定申告書（様式第18号）に汚水排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付して、当該汚水排出に係る使用料を納付すべき月の前月の15日までに市長に提出しなければならない。

（特定排水の水質の認定）

第18条 条例第27条に規定する特定排水の水質の認定は、条例第33条に規定する資料又は水質測定の実施その他の方法により市長が行う。

- 2 前項の規定により実施する水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令に規定する方法その他の方法により行うものとし、測定の回数は、1月を超えない排水の期間に3回以上とする。
- 3 市長は、特定排水の水質を認定する場合において、認定月を定め、当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。
- 4 前項の認定月は、毎年1月及び7月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、特定排水の水質が平均している場合、特定排水の水質の変動が著しい場合その他特別の理由がある場合は、市長が別に定める。

（汚水排出量等の認定通知）

第19条 市長は、第17条の規定により汚水排出量を認定した場合（同条第1項第3号の規定による場合を除く。）又は前条の規定により特定排水の水質を認定した場合は、使用料を納付すべき者に当該汚水排出量又は当該特定排水の水質を汚水の水質及び排水量認定証（様式第19号）により通知するものとする。

（公共下水道の一時使用）

第20条 条例第31条の規定により公共下水道を一時的に使用することの許可を受けようとする者は、その使用開始前に公共下水道一時使用申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 排水系統、沈殿槽の構造及び位置その他排水方法を明示した図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

- 3 市長は、公共下水道を一時的に使用することを許可したときは、公共下水道一時使用許可書（様式第21号）を交付するものとし、許可しないことを決定したときは、公共下水道一時使用不許可通知書（様式第22号）を交付するものとする。

（行為の許可申請等）

第21条 条例第34条の規定により法第24条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとするときは、制限行為（変更）許可申請書（様式第23号）に次に掲げる図書を添付し市長に提出しなければならない。

- （1） 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- （2） 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図
- （3） 条例第34条第2項の規定に該当する場合にあっては、前2号に掲げるもののほか、第8条第2項第2号に掲げる図面
- （4） 施設又は工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者との利害関係を生ずると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者の同意書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第24条第2項の規定により許可することを決定したときは、制限行為（変更）許可書（様式第24号）を交付するものとする。

3 第6条、第7条及び第9条第1項の規定は、条例第34条第2項に規定する排水施設について準用する。条例第9条に規定する工事完了の届出についても、同様とする。

（軽微な行為等の届出）

第22条 条例第35条第2項の規定により軽微な行為又は軽微な変更の届出をしようとする者は、軽微な行為（変更）届（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

第6章 都市下水路

（準用規定）

第23条 第21条第1項（同項第3号の規定を除く。）の規定は条例第37条の2第2項において準用する条例第34条第1項の規定により申請しようとする場合について、第21条第2項の規定は法第29条第2項の規定による許可について、前条の規定は条例第37条の2第2項において準用する条例第35条第2項の規定により軽微な行為又は軽微な変更の届出をしようとする場合についてそれぞれ準用する。

第7章 公共下水道の敷地等の占用

（占用の許可申請等）

第24条 条例第38条の規定により占用の許可を受けようとする者は、公共下水道敷地等占用（変更）許可申請書（様式第26号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- （2） 設置しようとする工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図
- （3） 占用の求積図
- （4） 工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占用者との利害関係を生ずると認められる場合にあっては、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占用者の同意書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項に規定する申請について支障がないと認めた場合には、公共下水道敷地等占用（変更）許可書（様式第27号）を申請者に交付するものとし、許可しないことを決定したときは、その旨を通知するものとする。

3 占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（１） 相続又は法人の合併により占有者の名義を変更したとき。

（２） 占有者が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

（権利の譲渡等の承認）

第25条 条例第40条ただし書の規定により権利の譲渡等の承認を受けようとする者は、公共下水道敷地等占有権移転承認申請書（様式第28号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、当該占有に係る権利の譲渡又は転貸を承認することを決定したときは、公共下水道敷地等占有権移転承認書（様式第29号）を交付するものとし、承認しないことを決定したときは、その旨を通知するものとする。

（原状回復の届出）

第26条 条例第43条第2項の規定により原状回復の届出をしようとする者は、公共下水道敷地等原状回復届（様式第30号）を市長に提出しなければならない。

第8章 雑則

（使用料等の免除等）

第27条 条例第44条の規定により使用料、手数料その他の金額の全部若しくは一部の徴収の免除又は猶予を受けようとする者は、下水道使用料免除等申請書（様式第31号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の申請書にその理由を明らかにする書類を添付させることができる。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、内容を審査して、当該金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は猶予するかどうかの適否を決定し、下水道使用料免除等決定（却下）通知書（様式第32号）により通知する。

（身分証明書）

第28条 法第13条第2項及び法第32条第5項に規定する身分を示す証明書は、様式第33号による。

（補則）

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（令和7年企業管理規程第1号）による廃止前の大和高田市下水道条例施行規程（平成29年企業管理規程第1号。以下「旧規程」という。）の規定によりなされた許可その他の処分又は通知その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長がした許可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規程の規定によりなされている申請、届出その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

様式第1号（第4条関係）

排水設備設置義務免除（猶予）申請書			
年 月 日			
大和高田市長 宛			
申請者 住 所 氏 名 (電話 印)			
排水設備設置義務の 免除 猶予 について、許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
事 業 者 名 (又は学校名)		代表者名	
建物又は土地 の 所 有 者	大和高田市	町 番 号 番 地	
種 別	☐ 一般家庭 ☐ 工場（業種 ） ☐ その他（ ）		
敷 地 面 積	m ²	排 水 人 口	人
免除等申請の 対象下水区分	☐ 家庭汚水 ☐ 冷却水 ☐ プール排水 ☐ その他（ ）		
放 流 先			
下 水 の 量	1 か 月 約 m ³		
猶 予 期 限 (猶予申請の場合)	年 月 日		
理 由			
添 付 図 書	1 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示） 2 建物、施設等の配置及び排水の系統を明示した図書 3 工場その他の事業所の場合は水質検査証明書 4 その他大和高田市長が指示する図書		

冷 却 水 等 の 調 書									
工場・事業所名					代表者名				
所 在 地		大和高田市 町							
作 業 内 容									
使 用 水 量	上水道（m ³ /日平均）				用 途 別	原料用水（m ³ /日平均）			
	地下水（m ³ /日平均）					洗浄用水（m ³ /日平均）			
						ボイラー用水 （m ³ /日平均）			
						冷却用水 （m ³ /日平均）			
使 用 水 量 （m ³ /日平均）				河川へ直接放流しよ うとする冷却水等の 水量				公共下水道へ排除 しようとする水量 （m ³ /日平均）	
河川へ直接放流しよ うとする冷却水等の 種類等		種 類	工 程 内 容 等			排水量（m ³ /日平均）		左の水源	
1 の 排 水 口 数					1 週間の 操業日数		日		
摘 要									
(注) 1 冷却水等の種類は、機器冷却用水、冷凍機用水等その使用目的ごとに記入すること。 2 工程内容等は、冷却等の対象物、方法、工程等具体的にすること。 3 冷却方式が具体的に分かる図面を添付すること。									

様式第2号（第4条関係）

排水設備設置義務免除（猶予）通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務の免除
猶予 につい
ては、次のとおり許可します。

事業者名 (又は学校名)		代表者名	
建物又は土地 の所在地	大和高田市	町	番 号 番地
許可対象 下水の区分			
放 流 先			
猶 予 期 限	年 月 日		

条 件

様式第3号（第4条関係）

排水設備設置義務免除（猶予）却下通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務の免除
猶予 については、次の理由で却下したので通知します。

理 由

様式第4号（第8条関係）

受 付 番 号	第	号	確 認 番 号	第	号		
受 付 年 月 日	年	月	日	確 認 年 月 日	年	月	日
排水設備等計画（変更）確認申請書							
年 月 日							
大和高田市長 宛							
申請者 住 所 (設置者) 氏 名 印 (電話)							
排水設備等の計画（計画の変更）の確認を受けたいので次のとおり申請します。							
計 画 の 区 分	排水設備	☐ 新設	☐ 増設	☐ 改築	貸 付 金	☐ 活用 ☐ 不活用	
	水洗便所	☐ 新設	☐ 増設	☐ 改造	☐ その他の改築		
設 置 場 所	大和高田市 町						
排 除 方 式	☐ 分流式 ☐ 特定施設設置工場等						
使 用 者 名	(電話)						
施 工 業 者 名 (公 認 業 者)			担 当 責 任 技 術 者 名				
土 地 所 有 者 名			家 屋 所 有 者 名				
排 水 設 備 所 有 者 名			除 害 施 設 の 有 無	☐ 有 ☐ 無			
使 用 水 源	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他 ()			予 定 排 水	1 日 約 m ³		
排 水 人 口	人		敷 地 面 積	m ²			
着 工 予 定 日	年 月 日		完 工 予 定 日	年 月 日			
変 更 前 の 確 認 年 月 日	年 月 日		変 更 前 の 確 認 番 号	第 号			

(注)※工事着手7日前までに提出すること。

様式第5号（第8条関係）

排水設備設置・使用同意書

年 月 日

大和高田市長 宛

届出人 住 所

（使用者）氏 名

印

（電話

）

次のとおり、排水設備を設置・使用することに所有者から同意を得たので、次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	大和高田市 町
土地所有者	住所
	氏名 印（電話 ）
家屋所有者	住所
	氏名 印（電話 ）

様式第6号（第8条関係）

排水設備等計画（変更）確認通知書

様
年 月 日

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった排水設備等の計画（計画の変更）については確認したので通知します。

設 置 場 所	大和高田市 町

使 用 者 名	(電話)

申 請 受 付 年 月 日	年 月 日

確認年月日及び番号	年 月 日 第 号

指 定 工 事 店 名	

着 工 予 定	年 月 日	完 工 予 定	年 月 日

指示事項

（注）この書類は、工事の着手検査等に必要なものですから大切に保管してください。

様式第7号（第9条関係）

排水設備等工事完了届				
年 月 日				
大和高田市長 宛				
届出者 住 所				
氏 名				
印				
(電話)				
排水設備の工事がしゅん工いたしましたから検査願いたく届け出ます。				
工事区分	排水設備	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築	貸付金	☐ 活用 ☐ 不活用
	水洗便所	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造 ☐ その他の改築		
設 置 場 所	大和高田市 町			
申 請 者 名		使 用 者 名		
施 工 業 者 名		印	責 任 技 術 者 名	印
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 番 号	第 号	
工 事 着 手 日	年 月 日	工 事 完 了 日	年 月 日	
受 付	年 月 日	検 査 結 果	☐ 合格 ☐ 不合格	
検 査	年 月 日	排 水 設 備 検 査 済 証 番 号	第 号	
検 査 員	印			
検 査 員	印			
補修箇所及び内容（指示年月日）				

(注) ※工事完了後5日以内に提出すること。

※補修の指示を受けたときは直ちに補修し改めて工事完了届を提出すること。

※二重枠の中は記入しないこと。

様式第8号（第9条関係）

検 査 済 証			
様		証第	号
		年	月 日
		大和高田市長 印	
次の排水設備等の工事について、検査した結果、先に確認した内容のとおり竣工したことを証します。			
工 事 区 分	排 水 設 備	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築	
	水 洗 便 所	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造 ☐ その他の改築	
設 置 場 所	大和高田市 町		
申 請 者 名		使 用 者 名	
確認年月日	年 月 日	確 認 番 号	第 号
工 事 完 了 届出年月日	年 月 日	検査済年月日	年 月 日

様式第9号（第12条関係）

除害施設新設・増設・改築（変更）届 年 月 日 大和高田市長 宛 届出者 住 所 氏 名 印 （電話 ） 除害施設の新設・増設・改築（計画変更）をしたいので次のとおり届け出ます。			
工 事 区 分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築		
設 置 場 所	大和高田市 町		
事 業 所 名		代 表 者 名	
業 種		印 製 造 品 目	
排 水 量	1 日最大 m ³	操 業 時 間	時 分～ 時 分
	1 日最大 m ³		
施 工 者	（電話 ）		
設 計 者 氏 名		所 属	
着 手 予 定 日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
排 水 設 備 者 施 工 業 者			
添 付 図 書	① 付近見取図 ② 配 置 図 ③ 生産工程及び排水系統図 ④ 除害施設の設計図		
（注）計画変更の場合は、新旧明確に区分すること。 添付図書は、裏を参考に作成のこと。			

- 1 ①には、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
- 2 ②には、縮尺、敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、排水設備の位置及び除害施設の位置を明示すること。
- 3 ③には、生産工程及び排水系統のフローシートを明示すること。
- 4 ④の設計図書には、次の事項を明示すること。
 - ア 原材料及び薬品の種類並びにその使用量
 - イ 用水源の種類及び使用量
 - ウ 排水の時間的変動及び水質の変化
 - エ 処理方法及び処理目標の計算根拠
 - オ 発生汚泥等の処理及び処分の方法
 - カ 土木及び機械工事の設計図
 - キ 処理工程図
 - ク 工事費概算額
 - ケ その他、大和高田市長が必要と認める事項

様式第10号（第12条関係）

除害施設新設・増設・改築完了届			
年 月 日			
大和高田市長 宛			
届出者 住 所			
氏 名			
印			
(電話)			
年 月 日付で届け出た除害施設新設・増設・改築が完了したので、次のとおり届け出ます。			
工 事 区 分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築		
設 置 場 所	大和高田市 町		
事 業 所 名		代 表 者 名	
完了年月日	年 月 日	使 用 開 始 日 年 月 日	年 月 日
添 付 図 書	水質検査証明書 (この場合の採水及び検査は、水質が最も悪いと推定される時刻に1日1回かつ4日以上連続して行ったものであること。)		
検 査	年 月 日	検 査 結 果	
水 質	別紙のとおり	検 査 員	
再 検 査	年 月 日	検 査 結 果	
水 質	別紙のとおり	検 査 員	

別紙

水 質 の 内 容

項 目	単 位	計 画		※完了後
		原 水	処 理 水	
温 度	度			
色 相				
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	m g /ℓ			
水 素 イ オ ン 濃 度	水素指数			
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	m g /ℓ			
浮 遊 物 質 量	m g /ℓ			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量				
鉍 油 類 含 有 量	m g /ℓ			
動 植 物 油 脂 類 含 有 量	m g /ℓ			
窒 素 含 有 量	m g /ℓ			
磷 含 有 量	m g /ℓ			
沃 素 消 費 量				
カドミウム及びその化合物	m g /ℓ			
シ ア ン 化 合 物	m g /ℓ			
有 機 磷 化 合 物	m g /ℓ			
鉛 及 び そ の 化 合 物	m g /ℓ			
六 価 ク ロ ム 化 合 物	m g /ℓ			
砒 素 及 び そ の 化 合 物	m g /ℓ			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	m g /ℓ			
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物	m g /ℓ			
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	m g /ℓ			
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン				
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン				

ジ ク ロ ロ メ タ ン				
四 塩 化 炭 素				
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン				
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン				
シス-1, 2-ジクロロエチレン				
1, 1, 1-トリクロロエタン				
1, 1, 2-トリクロロエタン				
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン				
チ ウ ラ ム				
シ マ ジ ン				
チ オ ベ ン カ ン ブ				
ベ ン ゼ ン				
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物				
ほ う 素 及 び そ の 化 合 物				
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物				
フ ェ ノ ー ル 類	mg/ℓ			
銅 及 び そ の 化 合 物	mg/ℓ			
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/ℓ			
鉄 及 び そ の 化 合 物 （ 溶 解 性 ）	mg/ℓ			
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/ℓ			
ク ロ ム 及 び そ の 化 合 物	mg/ℓ			
ダ イ オ キ シ ン 類	Pg/ℓ			

（注）※印の欄は記入しないこと。

様式第11号（第13条関係）

除害施設管理責任者選任（変更）届 年 月 日 大和高田市長 宛 届出者 住 所 氏 名 印 （電話 ） 除害施設管理責任者を 選任 変更 したので、次のとおり届け出ます。			
事業所名		代表者名	
所在地	大和高田市 町		
管理責任者名		生年月日	年 月 日生
所属部課係名	（電話 ）		
資格等	資 格	取 得 年 月 日	
変更前の管理責任者名			

様式第12号（第14条関係）

水 質 測 定 記 録 表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名称	排水量 〔単位〕 m ³ /日								

（注）※採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第13号（第15条関係）

公共下水道使用開始（休止、廃止、再開）届												
年 月 日												
大和高田市長 宛												
届出者 住 所												
氏 名												
印												
（電話）												
公共下水道の使用 するので、次のとおり届け出ます。												
排 水 場 所	大和高田市 町 番 号 番地											
事 業 所 名			使用 者 又 は 代 表 者 名									
使用 水 又 は 汚 水 の 区 分	☐ 水道水（使用者番号第 号・※給水栓番号第 号 ※メーター番号第 号） ☐ 井戸水（手動・ポンプ） ☐ その他（ ）											
用 途 区 分	☐ 家事用 ☐ 官公署・学校 ☐ 工場用（業種内容 ） ☐ 病院 ☐ 公衆（共同）浴場 ☐ 一時使用 ☐ その他（業種内容 ）											
開始等年月日	年 月 日			除 害 施 設		有 ・ 無						
水 洗 便 所	有 ・ 無			し尿浄化槽		有 ・ 無						
ポ ン プ	種 別	口 径	揚 水 能 力		平均稼動時間	台 数	摘 要					
			m ³ /hr		時間/日							
動 力 設 備	種 別		馬 力		台 数	摘 要						
一 般 ・ 特 定 区 分	☐ 区分する ☐ 区分しない											
台 帳 整 理	年 月 日			担 当 者								
※給水栓番号及びメーター番号は 必ず記入すること。			区 分	お 客 様 番 号								
				台 帳			親 番			枝 番		
受付No.				1								

様式第14号（第15条関係）

公共下水道使用者変更届			
大和高田市長 宛		年 月 日	
届出者 住 所		印	
氏 名		)	
(電話			
公共下水道の使用者の変更をするので、次のとおり届け出ます。			
排 水 場 所		大和高田市 町	
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
使 用 者	住 所		
	氏 名	印	印
そ の 他			

様式第15号 (第15条関係)

[illegible]

動植物油脂類含有量						mg/ℓ
窒素含有量						mg/ℓ
燐含有量						mg/ℓ
沃素消費量						mg/ℓ
カドミウム及びその化合物						mg/ℓ
シアン化合物						mg/ℓ
有機燐化合物						mg/ℓ
鉛及びその化合物						mg/ℓ
六価クロム化合物						mg/ℓ
砒素及びその化合物						mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物						mg/ℓ
アルキル水銀化合物						mg/ℓ
ポリ塩化ビフェニル						mg/ℓ
トリクロロエチレン						mg/ℓ
テトラクロロエチレン						mg/ℓ
ジクロロメタン						
四塩化炭素						
1,2-ジクロロエタン						
1,1-ジクロロエチレン						
シス-1,2-ジクロロエチレン						
1,1,1-トリクロロエタン						
1,1,2-トリクロロエタン						
1,3-ジクロロプロペン						
チウラム						
シマジン						
チオベンカンブ						
ベンゼン						
セレン及びその化合物						
ほう素及びその化合物						mg/ℓ

ふっ素及びその化合物						mg/ℓ
フェノール類						mg/ℓ
銅及びその化合物						mg/ℓ
亜鉛及びその化合物						mg/ℓ
鉄及びその化合物（溶解性）						
マンガン及びその化合物（溶解性）						mg/ℓ
クロム及びその化合物						
ダイオキシン類						Pg/ℓ
※						
※						
※						
※						
※						
摘 要						
備考1 ※印の欄は、下水道法施行令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。 2 摘要の欄は、排水汚水の水量及び水質の推定の根拠等を記載すること。 3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。						

様式第16号（第15条関係）

公共下水道使用開始届

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所

氏 名

印

（電話

）

次のとおり、公共下水道の使用を開始するので届け出ます。

排 除 場 所	大和高田市 町	番 号 番地	排水口数
開始年月日		特定施設 の 種 類	

備考

特定施設の種類の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。

様式第17号（第16条関係）

代理人（代表者）選定又は変更届 年 月 日 大和高田市長 宛 届出人 住 所 氏 名 (電話 印) 代理人 代表者 を選定したので、次のとおり届け出ます。				
排 水 場 所		大和高田市 町		
本 人 の 住 所				
本 人 の 名 前				
代 理 人 (代表者)	住 所			
	氏 名		承諾印	
旧 代 理 人 (旧代表者)	住 所			
	氏 名		承諾印	
変更の理由				

様式第18号 (第17条関係)

汚水排出量認定申告書			
年 月 日			
大和高田市 宛			
申告者 住所 氏 名 (電話)			
印			
年 月分の汚水排水量の認定を受けたいので、次のとおり申告します。			
排水場所	大和高田市 町		
使用者名		営業種目	
使用水の 区分及び量	区 分		量
	☐ 水道水（給水栓番号第 号）		m ³
	☐ 井戸水（ 手動 ・ ポンプ ）		m ³
	☐ その他（ ）		m ³
	計		m ³
製品及び 製造高	品 目	製 造 高（月間）	
汚水排水量	m ³		
算定の根拠			
添付書類	汚水排水量の算定の根拠を明らかにする書類		

様式第19号（第19条関係）

汚水の水質及び排水量認定証 年 月 日 様 大和高田市長 印 年 月 日付けで申告のあった汚水の排水量及び水質を次のとおり認定します。				
排 水 場 所	大和高田市 町			
業 種				
認 定 排 出 量	1 水道汚水		合 計	m ³
	2 井戸汚水			
	3 その他（ ）			
認 定 水 質	生物化学的酸素要求量			
	浮 遊 物 質 量			
調 査 年 月 日	年 月 日			
認 定 年 月 日	年 月 日			
備 考				

様式第20号（第20条関係）

公共下水道一時使用申請書							
年 月 日							
大和高田市長 宛							
申請者 住 所 氏 名 （電話							
印 ）							
公共下水道の一時使用について、許可を受けたいので次のとおり申請します。							
排 水 場 所	大和高田市 町						
排 水 目 的							
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日						
排 水 す る 下 水 の 種 類							
ポ ン プ	種 別	口 径	揚 水 能 力	平均稼動時間	台 数	予 定 排 水 量	摘 要
			m^3/hr	時間/日		$\text{m}^3/\text{日}$	
動 力 設 備	種 別		馬 力	台 数	摘 要		
現 場 責 任 者 氏 名							
添付図書 ① 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 ② 排水系統、沈殿槽の構造及び位置その他排水方式を明示した図面							

様式第21号（第20条関係）

公共下水道一時使用許可書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の一時使用については、次のとおり許可します。

排水場所	大和高田市 町		
排水目的			
使用許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
排水する下水の種類			
予定排水量	m ³	※開始指示数	

条 件

- 1 下水道法、大和高田市下水道条例及び大和高田市下水道条例施行規則を遵守すること。
- 2 許可を受けた目的外に使用しないこと。
- 3 使用を廃止したときは、原状に復すこと。
- 4 公共下水道施設を損傷しないこと。
- 5 使用前に仮設メーター等を設置し、必ず※開始指示数を写真等で記録しておくこと。
- 6 使用料は、排水量が確定後速やかに納めること。
- 7 使用期間を延長するときは、改めて許可の申請をすること。

様式第22号（第20条関係）

公共下水道一時使用不許可通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の一時使用については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

（理 由）

様式第23号 (第21条関係)

制限行為（変更）許可申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所
 氏 名 印
 （電話 ）

公共下水道（都市下水路）に物件を設けることについて許可（変更許可）を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	大和高田市 町		
設 置 の 目 的			
物 件 の 種 類 及 び 名 称 規 模 等		占 用 面 積	
設 置 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
施 行 者	住 所 氏 名 （電話 ）		
変 更 前 の 許 可 年 月 日	年 月 日	変 更 前 の 許 可 番 号	第 号
添 付 図 書	① 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図 ② 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配地図 ③ 利害関係人の同意書		

様式第24号（第21条関係）

制限行為（変更）許可書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道（都市下水路）物件を設けることについては、次のとおり許可します。

排水場所	大和高田市 町		
設置の目的			
物件の種類 及び名称 規模等		占有面積	m ²
設置期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
条件			

様式第25号（第22条関係）

軽微な行為（変更）届 年 月 日 大和高田市長 宛 届出者 住 所 氏 名 （電話 印） 軽微な をするので次のとおり届け出ます。			
設 置 場 所	大和高田市 町		
設 置 の 目 的			
物 件 の 種 類 及 び 名 称 規 模 等		占 用 面 積	 m²
設 置 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
施 行 者	住 所 氏 名		
変 更 前 の 許 可 年 月 日	年 月 日	変 更 前 の 許 可 番 号	第 号

様式第26号 (第24条関係)

公共下水道敷地等占用（変更）許可申請書			
年 月 日			
大和高田市長 宛			
申請者 住 所			
氏 名 印			
（電話 ）			
公共下水道（都市下水路）敷地等の占用の許可（変更許可）を受けたいので、次のとおり申請します。			
占 用 場 所	大和高田市 町		
占 用 の 目 的			☐ 新 規 ☐ 更 新 ☐ 変 更
物 件 の 種 類 及 び 名 称 規 模 等		占 用 面 積	m ²
占 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
更 新 又 は 変 更 の 場 合	従 前 の 許 可 年 月 日	年 月 日	
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
添 付 図 書	1 付近見取図 2 設置しようとする物件又は工作物の平面図及び断面図並びに配置図 3 占用の求積図 4 利害関係人の同意書		

様式第27号（第24条関係）

公共下水道敷地等占用（変更）許可書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請（変更許可申請）のあった公共下水道（都市下水路）敷地等の
の占用については、次のとおり許可します。

占 用 場 所	大和高田市 町

占 用 の 目 的	

設 置 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

占 用 面 積	m ²	占 用 料	円

条 件	

様式第28号（第25条関係）

公共下水道敷地等占用権移転承認申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者（占用者）住 所

氏 名

印

（電話 ）

公共下水道（都市下水路）敷地等の占用権を移転することについて、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

占 用 場 所

大和高田市 町

 占用許可年月日
及 び 占 用 期 間

年 月 日許可

年 月 日～ 年 月 日

占 用 面 積

m²

移 転 の 種 類

☐譲渡 ☐転貸 ☐その他（ ）

移 転 年 月 日

年 月 日

転貸期間

年 月 日～ 年 月 日

移 転 の 相 手

住 所

氏 名

印

（電話 ）

移 転 の 理 由

様式第29号 (第25条関係)

公共下水道敷地等占用権移転承認書

第 号
年 月 日

様

大和高田市市長 印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の敷地等の占有権を移転することについては、次のとおり承認します。

占 用 場 所	大和高田市 町					
占 用 許 可 期 間	年		月		日 ～ 年 月 日	
占 用 面 積	㎡					
移 転 の 種 類	1 譲渡 2 転貸 3 その他（ ）					
移 転 年 月 日	年		月		日 転貸期間 年 月 日～ 年 月 日	
移 転 の 相 手	住 所					
	氏 名		印 （電話 ）			

条 件

様式第30号（第26条関係）

公共下水道敷地等原状回復届				
年 月 日				
大和高田市長 宛				
申請者（占用者）住 所				
氏 名				
印				
（電話				
）				
公共下水道の敷地等を原状に回復するので、次のとおり届け出ます。				
占 用 場 所	大和高田市 町			
占 用 許 可 年 月 日 及 び 占 用 許 可 期 間	年 月 日許可	年 月 日から	年 月 日まで	
原 状 回 復 の 理 由				
原 状 回 復 の 方 法				
着 工 予 定 日	年 月 日	完工予定日	年 月 日	
※ 指示事項				
※ 処理	※検査	年 月 日	※検査員	印

※印の欄は、記入しないでください。

様式第31号（第27条関係）

下水道使用料免除等申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所

氏 名

印

（電話

）

使用料の免除等を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 又 は
占 用 場 所

大和高田市

町

区 分

☐ 下水道使用料☐ 手数料☐ 占用料

免 除 等 の 内 容

区 分

☐ 全部免除☐ 一部免除☐ 猶予

期 間 又 は 期 限

年 月 日 ～ 年 月 日

金 額 又 は 率

理 由

様式第32号（第27条関係）

下水道使用料免除等決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった使用料の免除等については、次のとおり決定・却下したので通知します。

設 置 又 は
占 用 場 所

大和高田市 町

区 分

☐ 下水道使用料 ☐ 手数料 ☐ 占用料

免 除 等 の 内 容

区 分

☐ 全部免除 ☐ 一部免除 ☐ 猶予

期 間 又 は 期 限

年 月 日 ～ 年 月 日

金 額 又 は 率

却 下 理 由

様式第33号（第28条関係）

 第 号 注 意	
職 員 証 所属 職名 氏名 生年月日 上記の者は、下水道法第13条第1項及び第32条第1項の規定により排水設備等の検査及び公共下水道（都市下水路）の維持管理等のため立入検査をすることができる者であることを証明します。 交付日 年 月 日 大和高田市長 印	1 この証は、職務の執行の際し必要があるときは提示しなければならない。 2 この証は、いかなる理由があっても、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証を、紛失し、又は損傷したときは、直ちに大和高田市長に届け出なければならない。

規則第24号

大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和59年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（借受けの申請）

第2条 水洗便所改造資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請人」という。）は、水洗便所改造資金借受（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。変更した場合も、同様とする。

（1） 申請人及び連帯保証人の納税証明書

（2） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号。以下「下水道条例」という。）第6条の規定による排水設備等の計画確認申請と同時に行わなければならない。

（連帯保証人）

第3条 申請人は、条例第4条第4号に規定する連帯保証人を定めなければならない。

2 連帯保証人は、市内に1年以上居住し、住民基本台帳に記録され、独立の生計を営み、かつ、市税を滞納していない者でなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

3 連帯保証人は、借受人に代わり資金を償還するにつき十分な能力を有するものでなければならない。この場合において、当該能力を証する書面の提出がないときは、申請人又は連帯保証人は、償還する資金の額に相当する額以上の資産を担保に供しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、連帯保証人の変更を命ずることができる。

（貸付けの決定）

第4条 市長は、第2条第1項の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定し、水洗便所改造資金貸付承認（変更）・不承認通知書（様式第2号）により申請人に通知するものとする。変更した場合も、同様とする。

（工事の施工）

第5条 前条の規定により貸付承認を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付承認の通知を受けた日から2月以内に水洗便所の改造工事を完成させなければならない。ただし、当該期間内に工事が完成しないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（借受けの手続）

第6条 借受人は、下水道条例第9条に定める検査に合格した後に、水洗便所改造資金借用証書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

（2） 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（償還方法の変更）

第7条 借受人は、条例第9条の規定によりその償還の条件を変更しようとするときは、償還方法変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その可否を決定し、償還方法変更（承認・不承認）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（届出の義務）

第8条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、異動届（様式第6号）により直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 第2条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき。

（2） 借受人又は連帯保証人が、仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立て等を受けたとき。

（3） 水洗便所化した建築物を他人に譲渡し、又は転貸しようとするとき。

（補則）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（令和7年企業管理規程第1号）による廃止前の大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程（平成29年企業管理規程第3号。以下「旧規程」という。）の規定によりなされた決定、通知その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長がした決定、通知その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規程の規定によりなされている申請、届出その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

振込先	銀行 信金 信組 その他	支店 出張所 代理店	1. 振込口座は申請人と同一名義であること。 2. フリガナは必ず記入してください。	
貯金の種類	普通	当座		総合
口座番号				
フリガナ 口座名義				

水洗便所改造資金借受（変更）申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

申 請 人

住 所

氏 名

印

（電話

）

連帯保証人

住 所

氏 名

印

（電話

）

次のとおり申請します。

資金借受申請 （変更）金額	円	既存便所の型	☐ くみ取便所 ☐ 浄化槽便所
設置場所	大和高田市		
建築物の所有者	住 所		
	氏 名		
建築物の使用人	住 所		
	氏 名		
施行指定工事店		工事見積額	円
申請人平均月収	円	連帯保証人平均月収	円
右欄は記入しないこと	市民税・固定資産税・都市計画税等 完納している。		☐ 申 請 人 ☐ 連 帯 保 証 人
	竣工検査合格年月日 年 月 日		
	貸付決定（変更）金額	円	貸付け 可 ・ 否
	竣工検査員	印	貸付決定番号 第 号

※添付書類・納税証明書（完納証明書） 申請者、連帯保証人 各1通

市県民税非課税の理由により納税証明書（完納証明書）を取得できない場合は、非課税証明書

様式第2号（第4条関係）

水便所改造資金貸付承認（変更）・不承認通知書

第 号

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった水洗便所改造資金の貸付けについては、
 次のとおり 決定 したので通知します。
 変更

貸 付 の 可 否

承 認 ・ 不 承 認

貸 付 決 定
（変更）金額

円

償 還 方 法

貸付交付の月の翌月から 月の均等分割払いとし、毎月月末まで
 10,000円ずつ償還する。

不 承 認 の 理 由

備 考

この承認通知書を受けた日から起算して2か月以内に工事を竣工してください。

また、竣工検査に合格しないと資金を交付しませんので御承知ください。

様式第3号（第6条関係）

収入
印紙

水洗便所改造資金借用証書

年 月 日

大和高田市長 宛

借 受 人
住 所
氏 名 印
(電話)

連帯保証人
住 所
氏 名 印
(電話)

水洗便所改造資金を次のとおり借用しました。
償還については、大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例及び大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則を遵守し、償還することを約するため連帯保証人と連署のうえ本書を提出いたします。

借用金額	金 円也
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年 月から 月の均等分割払いとし、毎月末日までに 10,000円ずつ償還する。

本書に借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添付します。

様式第4号（第7条関係）

償還方法変更申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

借 受 人

住 所

氏 名

（電話

印

）

連帯保証人

住 所

氏 名

（電話

印

）

借 用 金 額

円

償 還 方 法

上記のとおり水洗便所改造資金を借用し、 年 月 日に第 回分
まで（現在まで償還総額 円）を償還しましたが、以下の理由に
より償還に支障が生じたので、償還方法の変更を承認くださるよう申請します。

1 申請理由

2 償還方法

様式第5号（第7条関係）

償還方法変更（承認・不承認）通知書	
第 年 月 日 号	
借 受 人	様
連帯保証人	様
大和高田市長 印	
年 月 日付けで申請のあった償還方法の変更については、 次のとおり 承認 不承認 したので通知します。	
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
償 還 方 法	
不 承 認 の 理 由	
備 考	

様式第6号（第8条関係）

異 動 届

年 月 日

大和高田市長 宛

届 出 人

住 所

氏 名

印

（電話

）

次のとおり、
出ます。

について異動が生じたので届け

設 置 場 所

大和高田市

町

番 号

番地

連
帯
保
証
人

新

氏名

住所

旧

所 建
有 築
物 者 の

新

旧

使
用
者

新

旧

その他

(注)

連帯保証人の異動の場合は、新連帯保証人の印鑑証明書・納税証明書を添付すること。

規則第25号

大和高田市水洗便所改造助成条例施行規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水洗便所改造助成条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市水洗便所改造助成条例（昭和59年条例第25号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付申請）

第2条 条例第4条の規定により助成金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、水洗便所改造助成金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 納税証明書

（2） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号）第6条の規定による排水設備等の計画の確認申請と同時に行うものとする。

（助成の決定）

第3条 市長は、前条第1項の規定により助成金交付の申請があったときは、その可否を決定し、水洗便所改造助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請人に通知する。

（助成金の交付手続）

第4条 申請人は、条例第6条に規定する検査に合格後、速やかに所定の手続により助成金の交付を行うものとする。

（補則）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（令和7年企業管理規程第1号）による廃止前の大和高田市水洗便所改造助成条例施行規程（平成29年企業管理規程第2号。以下「旧規程」という。）の規定によりなされた決定その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長がした決定その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規程の規定によりなされている申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

振込先	銀行 信金 信組 その他	支店 出張所 代理店	1. 振込口座は申請人と同一名義であること。 2. フリガナは必ず記入してください。	
貯金の種類	普通	当座		総合
口座番号				
フリガナ 口座名義				

水便所改造助成金交付申請書			
大和高田市長 宛		年 月 日	
		申請人 住 所 氏 名 （電話	
		印 ）	
水洗便所改造助成金の交付を受けたいので、大和高田市水洗便所改造助成条例施行規則第2条により申請します。			
設 置 場 所	大和高田市		
使 用 者	住 所	大和高田市	
	氏 名		
家 屋 所 有 者	住 所		
	氏 名		
便 所 の 型 式		便 器 の 数	大便器 個 小便器 個
改造予定工事費	円	助成金交付申請額	円
施工指定工事店			
※ 確認年月日	※ 検査年月日	※ 使用開始年月日	※ 助成金交付決定番号 及び年月日 第 号 年 月 日
(注意) ※印欄は記入しないこと。			

※添付書類・納税証明書（完納証明書）

市県民税非課税の理由により納税証明書（完納証明書）を取得できない場合は、非課税証明書

様式第2号（第3条関係）

水便所改造助成金交付決定通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付で申請のあった水洗便所改造助成金の交付については、次とおり決定したので通知します。

助成金交付決定番号	第 号
交 付 決 定 番 号	円

規則第26号

大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、本市の排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の指定、指定の取消しその他必要な事項を定めるものとする。

（指定工事店の資格）

第2条 指定工事店としての指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- （1） 奈良県内に営業に適する店舗を有している者
- （2） 専属の責任技術者を1人以上有する者
- （3） 工事に必要な設備及び器材を備えている者
- （4） 禁錮以上の刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなっている者
- （5） 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でない者
- （6） 第10条第1項の規定により指定の取消しを受けた者は、取消しの日から2年以上経過している者
- （7） その他市長が必要と認める条件を備える者

（指定の申請）

第3条 指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- （1） 履歴書（法人にあつては代表者の履歴書）
- （2） 営業所の付近見取図、平面図及び写真
- （3） 事業経歴書
- （4） 大和高田市排水設備工事責任技術者証の写し又は奈良県排水設備工事責任技術者証の写し
- （5） 誓約書（様式第2号）
- （6） 雇用技術者名簿（様式第3号）
- （7） 所有機械器具調書
- （8） 法人にあつては、登記事項証明書及び定款
- （9） 支店又は出張所については、本社からの委任状
- （10） 印鑑証明書（代表者）
- （11） その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期間は、毎年5月1日から同月31日までとする。ただし、相続、合併等により、指定工事店の地位を継承した者が、新たに指定を受けようとする場合は、この限りでない。

（指定の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、指定することを決定したときは、指定工事店証書（様式第4号）を交付し、排水設備指定工事店指定台帳（様式第5号）に記載するものとする。

2 市長は、指定しないときは、その理由を付した書面をもって申請者にその旨通知するものとする。
（指定工事店の告示）

第5条 市長は、前条第1項の規定により指定したとき、又は第10条第1項の規定により業務を停止させ、若しくは指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定期間）

第6条 指定期間は、第4条第1項の指定工事店証書の交付の日から5年とする。ただし、更新を妨げない。

2 前項ただし書の更新をしようとするときは、指定期間満了の日の1月前までに第3条第1項及び第2項各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（指定工事店の義務）

第7条 指定工事店は、条例、大和高田市下水道条例施行規則（令和7年規則第23号。以下「施行規則」という。）及びこの規則並びに関係法令を遵守し、その他市の指示に従うほか、次に掲げる義務を負う。

- （1） 第3条第1項及び第2項に掲げる申請書の記載事項に変更が生じたときは、その都度7日以内に排水設備指定工事店申請事項変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- （2） 営業所において、公衆の見やすい箇所に第4条第1項の指定工事店証書を掲げなければならない。
- （3） 工事又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- （4） 指定工事店は、工事施行の7日前までに排水設備工事着工届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。
- （5） 工事は、全て責任技術者に指導又は監督を行わせ、配管技能者に施工させ、その施工に関する事項を担当し、誠実かつ迅速に完成し、しゅん工後は、直ちに排水設備工事しゅん工届（様式第8号）に使用材料を記したしゅん工図を添付して市長に提出し、責任技術者立会いの上、市長の検査を受けなければならない。
- （6） 前号の検査の結果不完全と認められたときは、市長の指定する期間内に修補しなければならない。この場合において、修補の完成を工事の完了とみなし、同号の規定を適用する。
- （7） 検査に合格後1年以内に生じた故障については、市長の指示に従って無償で修補しなければならない。ただし、その故障が指定工事店の責任でないと認めた場合は、この限りでない。
- （8） 災害時における復旧工事その他市長の要求があったときは、いつでも協力しなければならない。
- （9） 指定工事店の名義を他に貸与し、又は市長の承認を受けないで、下請人によって施工させてはならない。
- （10） 指定工事店は、排水設備工事申込受付簿（様式第9号）及び排水設備工事材料受払簿（様式第10号）を備えなければならない。
- （11） 不当に高額な報酬を要求し、又は受けてはならない。
- （12） 違反工事の摘発に協力しなければならない。

（13） 業務上市に損害を与えたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

（指定工事店証書の書換え交付等の申請）

第8条 指定工事店は、指定工事店証書の記載事項に変更を生じたときは、その指定工事店証書を添えて、遅滞なく市長に指定工事店証書の書換え交付を申請しなければならない。

2 指定工事店は、指定工事店証書を滅失したときはその理由書を、汚損し、又は破損したときはその汚損し、又は破損した指定工事店証書を添えて、遅滞なく市長に指定工事店証書の再交付を申請しなければならない。

（指定工事店証書の返納）

第9条 指定工事店は、指定の期間が満了したとき、指定を取り消されたとき、又は廃業等の届出をしたときは、遅滞なく市長に指定工事店証書を返納しなければならない。

（指定の取消し等）

第10条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を停止させ、又は指定を取り消すものとする。

（1） 第2条各号に規定する資格要件を欠くに至ったとき。

（2） 第7条各号に規定する義務に違反したとき。

（3） 責任技術者その他の雇用従業員に業務上不適当な行為があったとき。

（4） その他指定工事店としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定による業務停止及び指定の取消しによる損害については、市はその責任を負わない。

（責任技術者の登録資格）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者の登録を受けることができない。

（1） 未成年、成年被後見人及び被保佐人

（2） 破産者で復権を得ないもの

（3） 第15条の規定により責任技術者としての資格を取り消された日から2年を経過していない者

2 指定工事店（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が責任技術者で、その者が主として業務に従事するときは、専属の責任技術者を置かないことができる。

3 責任技術者は、2以上の指定工事店に所属してはならない。

（責任技術者の登録）

第12条 条例第7条第2項の規定により市長が行う責任技術者の登録（以下「責任技術者の登録」という。）は、新たに責任技術者の登録を受けようとする者（第15条の規定により登録を取り消された者又は責任技術者としての登録資格を失った者で、再びその登録を受けようとするものを含む。）について行う新規登録及び第14条第2項に規定する有効期間の満了に伴い、その更新を受けようとする者について行う更新登録とする。

2 条例第7条第2項の規定により市長が行う責任技術者の登録資格の認定は、新規登録にあつては市長が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が行う排水設備工事責任技術者試験に合格した者について書類審査の方法によって行うものとし、更新登録にあつては次条第3項の排水設備工事責任技術者更新講習を修了した者（同項ただし書に該当する者を含む。）について書類審査の方法によって行うものとする。

3 責任技術者の登録は、申請の都度行うものとする。

（責任技術者の登録の申請）

第13条 責任技術者の登録を受けようとする者は、新規登録を受けようとする場合にあっては市長

が定める期間内に排水設備工事責任技術者登録申請書（様式第11号）を、更新登録を受けようとする場合にあっては次条第2項に規定する有効期間が満了する日の1月前までに排水設備工事責任技術者登録更新申請書（様式第12号）をそれぞれ市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、それぞれ次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

（1） 排水設備工事責任技術者登録申請書の場合

ア 奈良県排水設備工事責任技術者証の写し又は前条第2項の試験の合格通知書の写し

イ 住民票の写し（原本）

ウ 顔写真（上半身及び無帽の縦4センチメートル×横3センチメートルの正面向きのもの）

エ 登録手数料の領収書の写し

（2） 排水設備工事責任技術者登録更新申請書の場合

ア 次項の講習の修了証の写し

イ 前号イ、ウ及びエに掲げる書類及び写真

3 第1項の規定により更新登録を受けようとする者は、指定試験機関が行う排水設備工事責任技術者更新講習を受講しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により当該講習を受講できない者は、当該理由がやんだ後当該講習又はこれに準ずると市長が認める講習を受講しなければならない。

（責任技術者証）

第14条 市長は、前条の規定により責任技術者の登録をした者に大和高田市排水設備工事責任技術者証（様式第13号。以下「責任技術者証」という。）を交付する。

2 責任技術者証の有効期間は、交付の日から起算して4年を経過する日後における最初の6月30日までとする。

3 責任技術者は、次条第1項の規定により資格を取り消されたとき、又は前項の有効期間が満了したときは、7日以内に責任技術者証を市長に返還しなければならない。

4 市長は、責任技術者に認定しないときは、その理由を付した書類をもって申請者にその旨を通知する。

（資格の取消し）

第15条 市長は、責任技術者が条例、施行規則若しくはこの規則又は関係法令に違反し、又はその他不正若しくは業務上不適当な行為があったと認めるときは、その登録資格の効力を取り消し、又は処分することができる。

2 前項の規定による取消し又は処分による損害については、市はその責任を負わない。

（手数料）

第16条 条例第8条に規定する手数料は、市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 既納の手数は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（廃業等の届出）

第17条 指定工事店が排水設備工事業を廃止したとき、又は死亡、破産若しくは法人の合併により消滅したときは、1月以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（監督）

第18条 市長は、指定工事店に対して監督上必要があると認めるときは、その業務について報告を求め、関係帳簿、書類等を提出させ、又は工事施工に関する調査を行うことができる。

（補則）

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（令和7年企業管理規程第1号）による廃止前の大和高田市排水設備指定工事店等に関する規程（平成29年企業管理規程第4号。以下「旧規程」という。）の規定によりなされた指定その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長がした指定その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規程の規定によりなされている申請その他の行為、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第3条関係）

排水設備指定工事店指定（更新）申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所

申請人

氏 名

印

（電話 ）

大和高田市排水設備指定工事店の指定（更新）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

営 業 所	名称又は商号	
	住 所	
	代表者氏名	
	設立年月日	
事 業 内 容		
責 任 技 術 者	氏名	住所 印
受 付 番 号		

様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

大和高田市長 宛

名称又は商号

住 所

代表者

氏 名

印

大和高田市排水設備工事の指定工事店として指定を受けましたが、私は、大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則をはじめ、これに関連する事項を遵守することはもちろん、不正又は不適當な行為をしないことをここに誓約いたします。

様式第3号（第3条関係）

雇 用 技 術 者 名 簿

名称又は商号

住 所
代表者

氏 名

印

氏 名	生年月日	年齢	住 所	資 格	資格年月日	給排水設備工事従事年数

様式第4号（第4条関係）

指 定 工 事 店 証 書

大和高田市 第 号

大 和 高 田 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 証 書

名称又は商号

住 所

代表者

氏 名

印

上記の者を、大和高田市排水設備指定工事店として、次の期間指定する。

指 定 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

大和高田市長 印

様式第5号（第4条関係）

排水設備指定工事店指定台帳

名称又は商号

代用者氏名

事務所の所在地

電話番号

指定番号	指定年月日	指 定 期 間	排水設備工事責任技術者名	備 考
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第6号（第7条関係）

排水設備指定工事店申請事項変更届

年 月 日

大和高田市長 宛

名称又は商号

住 所

代表者

氏 名

（電話

印

）

指定工事店申請事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

変更届出事項発生日

年 月 日

変更届出事項

休業、廃業、死亡又は
既に提出した書類等の記
載事項の変更内容

備 考

添 付 書 類

1. 住民票 2. 指定工事店証書

名称又は商号変更の場合

1. 誓約書 2. 印鑑証明書 3. 登記簿謄本及び定款 4. 指定工事店証書

様式第7号（第7条関係）

受付番号

排水設備工事着工届

年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市排水設備指定工事店名
名称又は商号住 所
代表者
氏 名

印

年 月 日付けで申込みしました排水設備工事は 年 月 日から着工
いたします。

設置申込者
住 所
氏 名

印

様式第8号（第7条関係）

排水設備工事しゅん工届

年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市排水設備指定工事店名
名称又は商号住 所
代表者

氏 名

印

責任技術者
氏 名

印

年 月 日から着工いたしました排水設備工事は
工いたしましたので、しゅん工検査をお願いします。
しゅん工図は別紙のとおり添付いたします。

年 月 日しゅん

設置申込者
住 所
氏 名

印

様式第9号 (第7条関係)

[illegible]

様式第10号 (第7条関係)

[illegible]

様式第11号(第13条関係)

排水設備工事責任技術者登録申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所
申請人氏 名
(電話印
)

大和高田市排水設備工事責任技術者の登録を受けたいので申請いたします。

所属指定工事店	名称又は商号	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
主 な 資 格		
給排水工事設計施工 経 験 年 数		
※ 登 録 番 号		大 和 高 田 市 第 号
※ 登 録 年 月 日		年 月 日
※ 登 録 期 間		自 年 月 日 至 年 月 日

※印欄は記入しないこと。

添付書類

- ① 奈良県排水設備工事責任技術者証の写し又は第12条第2項の試験合格通知書の写し
- ② 住民票の写し(原本)1通
- ③ 顔写真(4cm×3cm)2枚
- ④ 登録手数料(新規 3,000円)の領収書の写し

様式第12号（第13条関係）

排水設備工事責任技術者登録更新申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所
申請人氏 名
(電話印
)

大和高田市排水設備工事責任技術者の登録更新を受けたいので申請いたします。

所属指定工事店	名称又は商号代表者	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
主 な 資 格		
給排水工事設計施工 経 験 年 数		
※ 登 録 番 号		大 和 高 田 市 第 号
※ 登 録 年 月 日		年 月 日
※ 登 録 期 間		自 年 月 日 至 年 月 日

※印欄は記入しないこと。

添付書類 ① 奈良県排水設備工事責任技術者証の写し又は第13条第3項の講習修了証の写し

② 住民票の写し（原本） 1通

③ 顔写真（4cm×3cm） 2枚

④ 登録手数料（更新 500円）の領収書の写し

様式第13号（第14条関係）

(表)

大和高田市排水設備工事
責任技術者証 番号

氏 名

住 所

生年月日

所属指定

工事店名

写 真

上記の者は、大和高田市排水設備
工事責任技術者であることを証明する。

本

証の有効期間

年 月 日

年 月 日から
年 月 日まで

大和高田市長 印

9 c m

1 4 c m

注 意

- 1 この証明書は、常時携帯し、他人に貸し付け、又は譲渡してはならない。
- 2 この証明書は、関係者の請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに大和高田市長に届け出なければならない。
- 4 責任技術者としての資格を失ったときは、直ちに大和高田市長に返還しなければならない。

大和高田市排水設備
工事責任技術者証

9 c m

規則第27号

大和高田市契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市契約規則の一部を改正する規則

大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第55条」に改める。

第21条の表第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同表第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同表第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同表第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同表第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第54条を第55条とし、第53条の次に次の1条を加える。

（下水道事業等への準用）

第54条 この規則の規定は、大和高田市下水道事業及び大和高田市立病院事業の契約事務について準用する。この場合において、第21条中「施行令第167条の2第1項第1号」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第1号」と、第21条の2第1項中「施行令第167条の2第1項第3号又は第4号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号」と、第22条第1項中「施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の13第1項各号」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令**訓令第3号**

大和高田市個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 管理体制（第3条—第7条）

第3章 職員の責務（第8条）

第4章 保有個人情報等の取扱い（第9条—第21条）

第5章 情報システムにおける安全の確保等（第22条—第35条）

第6章 情報システム室の安全管理（第36条・第37条）

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第38条・第39条）

第8章 安全管理上の問題への対応（第40条—第42条）

第9章 監査及び点検の実施（第43条—第45条）

第10章 補則（第46条—第48条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、市長の保有する個人情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条に規定する保有個人情報の安全管理、個人情報保護法第109条に規定する行政機関等匿名加工情報等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令で使用する用語は、個人情報保護法及び番号法で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 市長は、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、副市長をもって充てる。

3 総括保護管理者は、保有個人情報、行政機関等匿名加工情報等及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催することができる。

4 前項の規定による事務のほか、総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に関する事務の総括を行う。

（保護管理者）

第4条 各課等に、保護管理者を置く。

2 保護管理者は、各課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

3 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

4 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、前項の事務を行う。

5 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

6 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う個人番号及び特定個人情報の範囲を指定する。

7 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

（1） 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

（2） 個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

（3） 個人番号及び特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

（4） 個人番号及び特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（保護担当者）

第5条 各課等に、保護担当者1人（業務上必要と認められる場合にあっては複数人）を置く。

2 保護担当者は、保護管理者が指定する官職にある者をもって充てる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を行う。

（監査責任者）

第6条 市長は、監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、総務部長及び企画政策部長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する。

（研修）

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。
- 3 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 4 保護管理者は、各課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等必要な措置を講ずる。

第3章 職員の責務

（職員の責務）

第8条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第4章 保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第9条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質及び程度並びに個人情報に係る本人の数を含む。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（情報に接する行為をいう。以下同じ。）をする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスをしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスをしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第10条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- （1） 保有個人情報等の複製
- （2） 保有個人情報等の送信
- （3） 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- （4） その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

（誤りの訂正等）

第11条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

（媒体の管理等）

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

2 保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合は、保護管理者の承認を得るとともに、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等アクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

（誤送付等の防止）

第13条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容、性質等に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

第14条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

2 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）は、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取る等、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第15条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（外的環境の把握）

第16条 保有個人情報等が、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバーが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人番号の利用の制限）

第17条 事務取扱担当者は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用するものとする。

（個人番号の提供の求めの制限）

第18条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第19条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（個人番号及び特定個人情報の収集及び保管の制限）

第20条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個

人情報を収集又は保管してはならない。

（取扱区域）

第21条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第5章 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第22条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。この章及び次章において同じ。）の秘匿性等その内容、性質等に応じて、認証機能を設定する等の当該保有個人情報等へのアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第23条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、当該保有個人情報等へのアクセスの状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第24条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第26条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第27条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第28条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、前項の保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、随時消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第29条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘

匿性等その内容、性質等に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

（バックアップ）

第30条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末機器の限定）

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、当該保有個人情報等の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末機器の盗難防止等）

第32条 保護管理者は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、持ち運びが容易な端末機器の固定、執務室の施錠等必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（閲覧防止）

第33条 職員は、端末機器の使用に当たっては、保有個人情報等が当該職員以外の者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等必要な措置を講ずるものとする。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第34条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容、性質等に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端末等への接続の制限等（当該機器の更新への対応を含む。）必要な措置を講ずるものとする。

（サイバーセキュリティに関する対策の基準等）

第35条 保護管理者は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第6章 情報システム室の安全管理

（入退管理）

第36条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバー等で保護管理者が指定する機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等情報システム室の安全を管理するための措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室の管理）

第37条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室に制御機能、施錠装置、警報装置及び監視設備の整備等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室に、耐震、防火、防煙、防水等のために必要な措置を講ずるとともに、サーバー等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第38条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項及び第3項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項及び第115条の規定（第118条の規定により第115条の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第112条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。

6 保護管理者は、番号法で定める場合を除き、個人番号及び特定個人情報を提供してはならない。（業務の委託等）

第39条 保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、契約書には次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項等必要な事項について書面で確認するものとする。

（1） 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

（2） 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

- (3) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項
- 2 個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。この場合において、契約書等には前項各号に掲げる事項に加えて次に掲げる事項を明記する。
- (1) 事務所等内からの個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止に関する事項
 - (2) 個人番号及び特定個人情報を取り扱う従事者の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項
 - (3) 契約内容の遵守状況の報告に関する事項
 - (4) 必要に応じて実施可能とする委託先に対する実地の調査に関する事項
- 3 保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合において、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 4 保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合は、委託する業務に係る保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容、性質等に鑑み、必要に応じて、保護管理者は、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況について、実地検査により確認を行うものとする。
- 5 前項に掲げるもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託を受けた者において行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 6 委託先において、保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務が再委託される場合は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容、性質等に鑑み、必要に応じて、保護管理者は、自ら又は委託先を通じて第4項の措置を講ずるものとする。保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 7 前項に掲げるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上再委託の可否を判断する。
- 8 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 保有個人情報を提供し、又は保有個人情報に係る業務を委託する場合は、漏えい等による被害発

生のリスクを低減するため、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容、性質等を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は当該記載を別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第8章 安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第40条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全管理の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合に、その事案の発生等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の端末ネットワーク遮断スクリプトの実行等によるネットワークからの遮断など、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。また、「大和高田市情報セキュリティポリシー」（以下「セキュリティポリシー」という。）における情報セキュリティインシデントに該当する場合には、セキュリティポリシーを踏まえた対応を行うものとする。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総務大臣に速やかに報告するものとする。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に当該措置を共有するものとする。

（法に基づく報告及び通知）

第41条 漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

（公表等）

第42条 個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとし、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。

2 事案がセキュリティポリシーにおける情報セキュリティインシデントに該当する場合は、セキュリティポリシーを踏まえた対応を行うものとし、国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局へ情報提供を行うものとする。

第9章 監査及び点検の実施

（監査）

第43条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第8章に規定する措置の状況を含む市長における保有個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査の委託を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第44条 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第45条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 補則

（個人情報保護委員会事務局への報告）

第46条 保護管理者又は総括保護管理者は、特定個人情報について、漏えい等事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）及び行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年9月特定個人情報保護委員会決定）に従って、個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。

2 保護管理者又は総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報等に関して、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。

（1） 第38条第5項、第40条第3項及び第4項の報告をするとき

（2） 第40条第5項及び第42条の措置を講じたとき

（3） 契約相手方が個人情報保護法第120条各号に該当すると認められ、契約を解除しようとするとき及び解除したとき

（他の訓令等との関係）

第47条 他の訓令等の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあっては、この訓令に定めるもののほか、当該訓令等の定めるところによる。

（委任）

第48条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括保護管理者が定める。

2 保護管理者は、この訓令を実施し、又は保有個人情報等の適切な管理のため、必要があるときは、細則を定めることができる。

3 保護管理者は、前項の細則を定め、変更し、又は廃止したときは速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

訓令第4号

奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(大和高田市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市情報セキュリティ委員会設置要綱（平成16年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ア中「、教育委員会事務局長及び上下水道部長」を「及び教育委員会事務局教育部長」に改める。

(大和高田市パブリックコメント手続実施要綱の一部改正)

第2条 大和高田市パブリックコメント手続実施要綱（平成29年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」を削る。

(大和高田市決裁規程の一部改正)

第3条 大和高田市決裁規程（平成9年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「エ 市営斎場及び市営墓地の使用許可に関すること。」を

「

エ 市営斎場及び市営墓地の使用許可に関すること。

オ 専用水道及び簡易専用水道に関すること。

」に、

「タ 国土利用計画の副申に関すること。」を

「

タ 国土利用計画の副申に関すること。

チ 下水道使用料、使用料、手数料その他事業収入の調定及び納入通知に関すること。

ツ 下水道使用料、使用料、手数料その他事業収入に係る減免又は徴収猶予の決定に関すること。

テ 重要な下水道事業に係る広報活動に関すること。

ト 水洗便所改造資金の貸付け及び償還に関すること。

」に、

「

(7) クリーンセンター企画整備課長の専決事項

ア 一般廃棄物等の処理施策の調整に関すること。

イ 一般廃棄物等の処理についての指導に関すること。

ウ 一般廃棄物のリサイクルに関すること。

エ 一般廃棄物処理手数料等の徴収に関すること。

オ 軽易な要望及び苦情処理に関すること。

カ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

キ ダイオキシン類削減対策等施設整備に関すること。

ク 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整における軽易な事務処理に関すること。

(8) クリーンセンター建設企画課長の専決事項

ア ごみ中継施設の建設の指導及び監督に関すること。

イ リサイクル施設の建設の指導及び監督に関すること。

(9) クリーンセンター美化推進課長の専決事項

ア 一般廃棄物等の収集及び運搬に関すること。

イ 一般廃棄物等処理の申込みの受付に関すること。

ウ 収集車両の管理に関すること。

」を

「

(7) 下水道課長の専決事項

ア 使用料及び手数料その他事業収入の調査、納入通知、督促及び過誤納の整理に関すること。

イ 使用料及び手数料の分納、延納、徴収猶予及び繰上徴収に関すること。

ウ 水洗便所改造助成金の交付に関すること。

エ 排水設備に関すること。

(8) クリーンセンター企画整備課長の専決事項

ア 一般廃棄物等の処理施策の調整に関すること。

イ 一般廃棄物等の処理についての指導に関すること。

ウ 一般廃棄物のリサイクルに関すること。

エ 一般廃棄物処理手数料等の徴収に関すること。

オ 軽易な要望及び苦情処理に関すること。

カ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

キ ダイオキシン類削減対策等施設整備に関すること。

ク 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整における軽易な事務処理に関すること。

(9) クリーンセンター建設企画課長の専決事項

ア ごみ中継施設の建設の指導及び監督に関すること。

イ リサイクル施設の建設の指導及び監督に関すること。

(10) クリーンセンター美化推進課長の専決事項

ア 一般廃棄物等の収集及び運搬に関すること。

イ 一般廃棄物等処理の申込みの受付に関すること。

ウ 収集車両の管理に関すること。

」に改める。

(大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部改正)

第4条 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱（平成19年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、上下水道部長」を削る。

(大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部改正)

第5条 大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱（平成28年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

訓令第5号

大和高田市下水道使用料の徴収等の事務の委託に関する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市下水道使用料の徴収等の事務の委託に関する要綱

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第2項の規定に基づき、大和高田市下水道事業に係る収入金（以下「下水道使用料」という。）の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「収納事務等」という。）を私人に委託することについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（委託の基準）

第2条 市長は、次に掲げる基準全てに該当し、かつ、適当と認める私人に収納事務等を委託するものとする。

- （1） 収納事務等を委託することにより、下水道使用料の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められること。
- （2） この訓令の定めるところにより収納事務等を十分遂行する意思と能力を有する者であること。
- （3） 収納事務等を委託した場合において、収納された下水道使用料を安全に保管できると認められる者であること。

（委託契約）

第3条 市長は、収納事務等を私人に委託しようとする場合においては、契約期間、委託内容その他の委託に関する必要事項を記載した契約書を作成し、締結するものとする。

（徴収又は収納できる下水道使用料の種類）

第4条 市長から収納事務等の委託を受けた私人（以下「受託者」という。）が徴収し、又は収納することのできる下水道使用料は、次に掲げるものとする。

- （1） 大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号）に基づく下水道使用料
- （2） 前号に掲げるもののほか、下水道使用料のうち、市長が指定するもの
（コンビニエンスストア収納における取扱方法）

第5条 収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア本部は、全国に所在する直営店及びフランチャイズ加盟店（以下「取扱店」という。）において、市長の発行する納入通知書により、下水道使用料を現金で収納しなければならない。ただし、当該納入通知書が、次の各号のいずれかに該当するときは、これにより下水道使用料を収納してはならない。

- （1） バーコードの記載のないもの
- （2） バーコードの読み取りが不可能なもの
- （3） 納入金額、納入義務者氏名その他の記載事項が訂正され、改ざんされ、又は不明瞭なもの
（領収書の交付）

第6条 受託者は、納入義務者から下水道使用料を収納したときは、領収書に収納印を押印し、納入者に交付しなければならない。

（下水道使用料の払込方法）

第7条 受託者は、収納した下水道使用料を市長の指定する期日までに、大和高田市下水道事業出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

2 受託者は、前項の規定により下水道使用料の払込みをするときは、その都度その内容を示す報告書を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

（告示及び公表）

第8条 市長は、下水道使用料の収納事務等を委託したときは、その旨を告示し、かつ、公表しなければならない。

（秘密の保持）

第9条 受託者は、収納事務等の実施に際して知り得た秘密を保持するとともに、収納事務等に係る情報を目的外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、収納事務等の委託について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

告示第17号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和7年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和7年2月19日	1									
令和7年2月26日	1									
令和7年2月28日	1									

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和7年2月14日	大和高田市本郷町4-10先路上	1	

- 3 保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
- 4 引取期間
告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 5 引取時間
午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで
- 6 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。
- 7 連絡先
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第18号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和7年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和7年6月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和6年12月1日から令和6年12月31日までの間

告示第19号

令和6年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれ

ばいつでも交付します。

令和7年3月21日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日

令和7年2月27日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和7年3月31日

変更後 令和7年4月30日

3. 送達を受けるべき者

別紙令和6年度公示送達者名簿のとおり

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第20号

令和6年度介護保険料第5期～第8期督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付担当で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和7年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和6年度介護保険料第5期 令和6年12月16日

令和6年度介護保険料第6期 令和7年1月20日

令和6年度介護保険料第7期 令和7年2月14日

令和6年度介護保険料第8期 令和7年3月17日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第21号

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱（平成6年告示第28号）の一部を次のように改正

する。

第1条中「市長は、地域商工業の振興と発展」を「この告示は、人々が集いにぎわう個性的で魅力ある商店街の創出及び地域の特性を生かした新しい地場産業の振興」に、「に対し、この告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を」を「に対して」に改め、「交付する」の次に「大和高田市商工業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする」を加える。

第2条中「交付」を「補助金の交付」に、「ものとする」を「者とする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、別表の商店街等共同施設整備事業にあつては、第1号又は第2号に掲げる団体に限るものとする。

第2条第1号中「事業協同組合等」を削り、「第3条に規定する中小企業団体」を「第3条第1項第1号の事業協同組合」に改め、同条第2号中「商店街振興組合等」を削り、「又は商店街振興組合連合会」を「若しくは商店街振興組合連合会又はこれらに準ずる団体として市長が認める者のうち規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3） 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条に規定する商工会議所（以下「商工会議所」という。）

第2条に次の1号を加える。

（4） 前3号に掲げるもののほか、前条の規定による商店街の創出及び地場産業の振興に資する事業を行う法人その他の団体のうち1年以上の活動実績があるものとして市長が認めるもの。ただし、営利を目的とする者及び専ら営利を目的とする事業を行う者を除く。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当するものを補助金の交付の対象とはならない。

（1） 特定の宗教若しくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められる者

（2） 法令若しくは公序良俗に反する者又はそのおそれのある者

第3条第1項ただし書中「ただし、」の次に「補助対象経費の合計額が30万円未満の事業又は」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は除く。

第3条第4項ただし書中「額に当該他の補助金等の額を減じて得た額とする」を「補助対象経費の額の合計額から当該他の補助金等の額を減じて得た額を基礎に算定するものとする」に改め、同条に次の2項を加える。

5 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 別表に規定する地域商工業振興促進事業について、同種の事業に対する補助金の交付の回数は、1回を限度とする。ただし、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以後に実施される事業のうち、事業の効果をより高め、かつ、前回に比して創意工夫がなされていると市長が認めるものについては、この限りでない。

第4条中「補助金」の前に「別表に規定する商店街等共同施設整備事業に係る」を加え、同条ただし書を削る。

第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（５） 補助対象事業について国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金に係る補助金交付決定通知書等の写し

第6条中「(様式第2号)」を削る。

第8条第5号中「第3号)」の次に「及び工事請負契約書又はそれに相当する書類」を加える。

第11条を第13条とし、第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（書類の整備等）

第12条 補助団体の代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業団体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（補助金規則様式第12号）を市長に提出しなければならない。

別表中

「

にぎわい 創出促進 事業	(2) アーケード、街路灯、カラー舗装、アーチ、共同掲示板、共同看板、共同駐車場のその他の共同施設の小修理	施設の小修理に要する経費	対象事業費の5分の1以内とする。ただし、限度額は150万円とする。
	(3) 共同駐車場又は駐輪場の運営	駐車場又は駐輪場用地借上げのための土地賃借料	
	(1) 市又は大和高田商工会議所が共催し、又は後援する地域産品展示会及び特別活動 (2) 商店街利用客確保や販売力向上等地域商工業の抱える課題の解決を図るため、自主的、かつ、主体的に取り組むイベント等のソフト事業	当該事業に要する経費	

」を

「

地域商工業振興促進事業	(2) アーケード、街路灯、カラー舗装、アーチ、共同掲示板、共同看板、共同駐車場のその他の共同施設の修理	施設の修理に要する経費	対象事業費の5分の1以内とする。ただし、限度額は150万円とする。
	(3) 共同駐車場又は駐輪場の運営	駐車場又は駐輪場用地借上げのための土地賃借料	
地域商工業振興促進事業	(1) 第2条第1号又は第2号に掲げる団体が行う商店街利用客確保、販売力向上等	当該事業に要する経費	対象事業費の10分の30以内とする。ただし、限度

	商店街の抱える課題の解決を図るため、自主的、かつ、主体的に取り組む催し等を実施する事業		額は100万円とする。
	(2) 大和高田商工会議所が共催し、若しくは協賛し、又は大和高田商工会議所が主催する地域商工業振興を目的とする催し等を実施する事業(定例的なものを除く。)		

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施される事業について適用し、同日前に実施される事業については、なお従前の例による。ただし、令和7年度に着手する商店街等共同施設整備事業の事業計画書の提出については、この告示による改正前の第4条の規定を適用する。

(大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱の廃止)

3 大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱（平成22年告示第47号）は、廃止する。

告示第22号

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを多様性として尊重し合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、性的マイノリティ等である者に係るパートナーシップ及びファミリーシップ宣誓制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）その他の性のありようが多数の者とは異なる者の総称をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の継続的な関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者の子（養子を含む。）又は親（養親その配偶者を含む。）（以下「子等」という。）を含め、家族として相互に協力し合うことを約し

た関係をいう。

- (4) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係及びファミリーシップの関係であることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をする日において、双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓者の少なくともいずれか一方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓しようとする相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄の関係（当事者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

2 ファミリーシップの対象となる子等は、パートナーシップにある者の子等であって生計が同一であるものとする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書兼同意書（様式第2号。以下「確認書」という。）に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、ファミリーシップの宣誓の対象となる子等で15歳以上の者は、自らが署名するものとする。

- (1) 宣誓しようとする者及び当該宣誓の対象となる子等全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日の3月前の日以降に発行されたものであって続柄が記載されたものに限る。）
- (2) 婚姻をしていないことを証明する書類（届出日の3月前の日以降に発行されたものに限る。）。外国籍の場合にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書及び当該文書の日本語訳を添付すること。
- (3) 本市に住所を有していない場合、本市への転入を予定していることが確認できる書類
- (4) ファミリーシップの宣誓をしようとするときは、当該子等がファミリーシップの対象者であることを証明する書類及びパートナーシップにある者と当該子等の生計が同一であることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、市長が必要ないと認めるときは、同項に規定する添付書類の一部を省略することができる。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であつて、

本人の顔写真が貼付されたもの

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を提示することができない場合における本人であることの確認は、市長が適当と認める書類の提示を求める方法により行うことができる。

（通称名の使用）

第6条 宣誓しようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍上の氏名との併記により通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。この場合において、市長は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類の提出を求めるものとする。

（証明書等の交付）

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件の全てを満たすと認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第3号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第4号）（以下これらを「証明書等」という。）を交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときは、通称名を証明書等に記載することができる。

（宣誓の内容の変更）

第8条 宣誓者は、届出をした事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に証明書等及び変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 当該子等が満15歳以上の場合、当該子等が自ら変更届を提出することができる。

- 3 市長は、適切な変更届が提出されたときは、当該変更に係る事項を反映した証明書等を交付するものとする。

（証明書等の再交付）

第9条 宣誓者は、当該証明書等について、紛失、毀損、汚損その他の事情により再交付を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）により、申請することができる。この場合において、証明書の毀損又は汚損による再交付にあつては、既に交付した証明書等を申請書に添付しなければならない。

- 2 証明書等の再交付にあつては、第5条に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- 3 第1項の規定により証明書等を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに発見した証明書等を市長に返還しなければならない。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第7号）に第7条及び前条の規定により交付を受けた証明書等を添えて市長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により証明書等の返還が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

（1） パートナーシップ・ファミリーシップの関係が解消されたとき。

（2） 宣誓者の一方が死亡したとき。

（3） 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（4） 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

（5） 証明書等の返還を希望するとき。

- 2 前項の規定により返還するときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

る。

（宣誓の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- （1） パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき。
- （2） 宣誓の内容に虚偽があったとき。
- （3） その他不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により無効とした宣誓をした者に対し、証明書等の返還を命じることができる。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第12条 本市が連携する他の自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップの宣誓の証明を受けている者が、本市に転入した後も引き続きパートナーシップの関係を継続し、本市の証明書等の交付を受けようとする場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第8号。以下「継続申告書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 連携自治体が当該自治体の制度により交付した証明書等
- （2） 世帯全員の住民票の写し（継続申告をする日前3月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。）（本市に転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類）

2 前項の証明書等については、第7条の規定を準用する。

3 継続申告書を提出した者（以下この条において「継続申告書提出者」という。）が本人であることの確認については、第5条の規定を準用する。

4 継続申告書提出者が通称名を使用する場合の取扱いについては、第6条の規定を準用する。

5 本市において証明書等の交付を受けている者が連携自治体に転出した場合において、連携自治体の長からパートナーシップの宣誓の証明を行った旨の通知があったときは、第10条の規定による本市の証明書等の返還を要しないものとする。

6 市長は、第1項の規定による継続申告書の提出があった場合においては、その旨を転出した連携自治体に通知するものとする。この場合において、市長は、継続申告書提出者の双方から同意を得るものとする。

（宣誓書等の代筆）

第13条 第4条の規定による宣誓、確認及び同意、第8条の規定による届出、第9条の規定による申請、第10条の規定による届出並びに第12条の規定による申告について、市長は、必要に応じて代筆を認めることができる。

（市の政策への配慮）

第14条 市長は、各種施策の施行にあたっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者に十分に配慮する。

（情報の管理及び登録簿の作成）

第15条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大和高田市個人情報の保護に関する法律等施行条例（令和4年条例第20号）に基づき適切に取り扱う。

2 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の登録簿を作成するとともに、証明書の交付、

再発行若しくは返還又は宣誓の取消し等があったときは、必要に応じて宣誓に係る情報を記録する。
（市民及び事業者への周知及び啓発）

第16条 市長は、市民及び事業者がこの告示の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な
対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

大和高田市長 宛

私たちは、大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、お互いが人生のパートナー（ファミリー）であることを宣誓します。

年 月 日

	宣 誓 者	宣 誓 者
(ふりがな)		
氏 名		
(ふりがな)		
通称名の場合戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
現 住 所		
(転入予定である場合) 転入予定の住所		
連絡先（電話番号等）		

ファミリーシップの宣誓に含める子等

氏 名	続柄	住 所	生年月日（年齢）
			年 月 日（満 歳）
			年 月 日（満 歳）
			年 月 日（満 歳）
			年 月 日（満 歳）

※ 宣誓者の欄及びファミリーシップ対象者となることを希望する者の欄（15歳以上の場合）は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。その場合は、併せて下記に、代筆者が署名してください。

(代筆者)

氏 名 _____
住 所 _____
代筆対象者 _____

宣誓番号：第 号
収 受 印

様式第2号（第4条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書兼同意書

大和高田市長 宛

私たちは、大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づく「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」をするにあたって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

また、宣誓に係る現状確認のため、大和高田市が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、公簿等により参照することに同意します。

年 月 日

	宣誓者	宣誓者
氏 名		
(通称名の場合戸籍上の氏名)		

(代筆者) 氏 名

住 所

代筆対象者

確 認 事 項（お互いに確認した事項には、右の □ に✓を付けてください）

定 義	一方又は双方が性的マイノリティである二者の間の関係であり、互いを人生のパートナー、又は家族（ファミリー）とし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であること。	☐
年齢要件	宣誓をする日において、双方がともに民法に規定する成年に達していること。	☐
居住要件	① 一方又は双方が本市に住所を有していること。	☐
	② 転入予定の場合は、当該宣誓日から市長が定める期間以内に本市への転入を予定していること。 転入予定者（ ）（転入予定日 年 月 日）	☐
独身要件	双方に配偶者及びパートナーシップの関係の者がいないこと。	☐
近親者でない	双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	☐
生計が同一	ファミリーシップ対象者は宣誓者と生計を同一にしていること。	☐
変更の届出	宣誓した事項に変更があったときは、関係書類を添えて速やかに届け出ること。	☐
返還の届出	宣誓の要件に該当しなくなったときは、証明書を返還すること。	☐
遵守事項	要綱で定める事項を遵守すること。	☐

様式第3号（第7条関係）

宣誓番号：第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

（氏名又は通称名）

（生年月日： 年 月 日）

様

（生年月日： 年 月 日）

様

（ファミリーシップ対象者）

様_____
様_____
様_____
様

宣誓日 年 月 日

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
宣誓をされたことを証します。

大和高田市は互いの価値観や個性の違いを多様性として尊重し合い、
市民一人ひとりが心豊かに暮らせる社会の実現をめざします。

これからの人生のご多幸を祈念いたします。

年 月 日

大和高田市長 印

様式第4号（第7条関係）

<表面>

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード
 (本人) (パートナー)

様 様
 (年 月 日生) (年 月 日生)

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓
 制度実施要綱に基づき、宣誓をされたことを証します。

宣誓番号第 号
 宣誓日 年 月 日

大和高田市長 印

<裏面>

大和高田市は互いの価値観や個性の違いを多様性として尊重し合い、
 市民一人ひとりが心豊かに暮らせる社会の実現をめざします。

この証明カードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、
 制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度をご利用していることについては、本人の同意なく公
 表しないようお願いします。

【特記事項】

戸籍上の氏名（通称の場合）

ファミリーシップ対象者（氏名及び生年月日）

様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届

大和高田市長 宛

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定に基づき、宣誓した事項について変更がありましたので、届け出ます。

年 月 日

届 出 者	
宣 誓 番 号	第 号
住 所	
連絡先（電話番号等）	
変 更 理 由	

(代筆者) 氏 名

住 所

代筆対象者

変 更 内 容 （□に✓を記入のうえ、記載してください）

□	氏 名 (通称名を含む)	変更前			
		変更後			
□	住 所	変更前			
		変更後			
□	ファミリーシップ対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
		□追加 □削除 □その他（ ）			
□	その他	変更前			
		変更後			

※ 変更内容を確認できる書類を添えて提出してください。

様式第6号（第9条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書

大和高田市長 宛

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定に基づき、以下の再交付を申請します。

- ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第3号）
☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第4号）

年 月 日

申請者 (※宣誓者に限る)	
宣 誓 番 号	第 号
住 所	
連絡先（電話番号等）	
再交付する理由	☐ 紛失 ☐ 破損 ☐ 汚損 ☐ その他（ ）

(代筆者) 氏 名

住 所

代筆対象者

様式第7号（第10条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届

（宛先）大和高田市長

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定に基づき、以下の届け出をします。

- ☐ 証明書等を返還します。
- ☐ 証明書等を紛失等で返還できませんが、下記のとおり届け出します。

年 月 日

届出者 （※宣誓者に限る）	
宣 誓 番 号	第 号
住 所	
連絡先（電話番号等）	

返還の理由（□に✓を記入のうえ、記載してください）

☐ パートナーシップ・ファミリーシップの関係が解消されたため （解消日 年 月 日）
☐ 宣誓者の一方が死亡したため（氏名 死亡日 年 月 日）
☐ 市外へ転出（転出先 転出日 年 月 日）
☐ その他（ ）

（代筆者） 氏 名

住 所

代筆対象者

様式第8号（第12条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

（宛先）大和高田市長

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第12条の規定に基づき、住所変更前の自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用していたこと及び同要綱の規定を遵守することを申告します。また、今後、宣誓者の現況を確認するため、住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、調査することに同意します。

年 月 日

届出者

ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所	☐ 転入済 ☐ 転入・転出予定日 （ 年 月 日）	☐ 転入済 ☐ 転入・転出予定日 （ 年 月 日）
連絡先（電話番号等）		
当初（転出地）の宣誓日	年 月 日（宣誓番号 第 号）	

ファミリーシップ対象者

氏名（続柄）	生年月日	氏名（続柄）	生年月日
（ ）	年 月 日	（ ）	年 月 日
（ ）	年 月 日	（ ）	年 月 日

（代筆者） 住 所

氏 名

代筆対象者

※ 事務処理欄

	宣誓者：	宣誓者：
本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）

告示第23号

大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱を廃止する告示

大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱（令和3年告示第45号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の前に廃止前の大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱の規定によってなされた助成金の交付の申請に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

告示第24号

大和高田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市産後ケア事業実施要綱（令和6年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「大和高田市産後ケア事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により速やかに申請者に」を「適当であると認めたときは大和高田市産後ケア事業利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）の交付により、適当でないと認めたときは大和高田市産後ケア事業利用却下通知書（様式第3号）の交付により、速やかに申請者にその旨を」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号又は第2号」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条第1項中「利用者」を「前条第1項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）」に改める。

第12条の見出しを「(利用者負担金等)」に改め、同条後段を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、第3条第1項又は第2項に規定する対象者がこの告示に基づき行う本市の産後ケア事業以外の産後ケアを受けた場合において、療養、里帰り出産等やむを得ない事情が認められるときは、当該産後ケアの利用に要した費用に相当する額を助成するものとする。
- 3 前項の規定による助成の額、手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

第13条の見出し中「利用券」を「利用」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 利用者は、前条第2項の規定による助成を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

別表中

「

利用者負担金		多胎加算
1 泊	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

8 時間	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
	1, 0 0 0 円	5 0 0 円
6 時間	1, 5 0 0 円	8 0 0 円
	7 5 0 円	4 0 0 円
4 時間	1, 0 0 0 円	6 0 0 円
	5 0 0 円	3 0 0 円
2 時間	5 0 0 円	2 0 0 円
	2 5 0 円	1 0 0 円
1 回	1, 0 0 0 円	5 0 0 円
	5 0 0 円	2 5 0 円

」を

「

利用者負担金	
1 泊	4, 0 0 0 円
	2, 0 0 0 円
8 時間	2, 0 0 0 円
	1, 0 0 0 円
6 時間	1, 5 0 0 円
	7 5 0 円
4 時間	1, 0 0 0 円
	5 0 0 円
2 時間	5 0 0 円
	2 5 0 円
1 回	1, 0 0 0 円
	5 0 0 円

」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

大和高田市産後ケア事業利用券（ 回分）

大和高田市長

産後ケア事業を利用する場合は、この利用券を施設の方にお渡しください。

利用者氏名	(利用者番号 第 号)
世帯区分	
多胎加算	

事業者記入欄

利用日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
事業の種類	☐ ショートステイ型（宿泊型）事業 ☐ デイサービス型（通所型）事業 ☐ アウトリーチ型（訪問型）事業
事業者確認 (担当者署名又は押印)	

(事業者の方へ)

利用者より利用券を受領し、利用者氏名から事業の種類まで予約内容と一致するかを確認した上で、事業者確認欄に署名し、又は押印してください。利用終了後は月末に送付する報告書に利用券を同封し、送付してください。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市産後ケア事業利用却下通知書

大和高田市長

年 月 日付けで申込みのありました産後ケア事業の利用について、下記のとおり却下しましたので、通知いたします。

記

却下した者の氏名	
却下の理由	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市産後ケア事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利用のあった産後ケア事業について適用し、同日前に利用のあった産後ケア事業については、なお従前の例による。

告示第25号

大和高田市乳幼児健康診査事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市乳幼児健康診査事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市乳幼児健康診査事業実施要綱（平成27年告示第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条を次のように改める。

(実施病院等)

第2条 市長は、大和高田市保健センター及び次に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所のうち市長が定めるもの（以下「実施病院等」と総称する。）において、健康診査を実施する。

- (1) 一般社団法人奈良県医師会に属する病院又は診療所
- (2) 一般社団法人大和高田市医師会又は大和高田市歯科医師会に属する病院又は診療所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める者

第4条から第6条までを次のように改める。

(健康診査の区分)

第4条 市長は、次に掲げる健康診査を実施するものとする。

- (1) 法第12条第1項に規定する健康診査であって次のア及びイに掲げるもの
 - ア 1歳6か月児健康診査
 - イ 3歳6か月児健康診査
- (2) 法第13条第1項に規定する健康診査であって次のアからエまでに掲げるもの
 - ア 1か月児健康診査
 - イ 4か月児健康診査
 - ウ 10か月児健康診査
 - エ 2歳児親子歯科健康診査

(健康診査の内容)

第5条 前条に規定する健康診査の内容は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第2条に規定する項目その他乳幼児の身体的及び心理的状況の把握に必要な事項とする。

(健康診査の受診)

第6条 市長は、健康診査を実施する日時、場所その他健康診査の受診に必要な事項について、ホームページへの掲載、印刷物の配布その他適切な方法により周知し、必要に応じて、その旨を対象者

に通知するものとする。

第8条を次のように改める。

（健康診査の費用等）

第8条 健康診査の費用は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施病院等以外の病院等において健康診査を受けた者のうち、療養、里帰り出産等やむを得ない事情があると認められるものについて、市長は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を限度として、健康診査の費用に相当する額の助成を行うものとする。

（1） 1歳6か月児健康診査 4,000円

（2） 3歳6か月児健康診査 4,000円

（3） 歯科健康診査（1歳6か月児及び3歳6か月児に限る。） 2,500円

（4） 1か月児健康診査 6,000円

（5） 4か月児健康診査 3,500円

（6） 10か月児健康診査 3,500円

3 前項の規定による助成の手続については、市長が別に定める。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（記録の保管）

第10条 所属長は、健康診査の実施に関する書類を大和高田市文書規則（平成11年規則第14号）の規定により適正に管理し、5年間保管するものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 第8条第2項に規定する助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定による改正後の大和高田市乳児健康診査事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた健康診査について適用し、同日前になされた健康診査については、なお従前の例による。

告示第26号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部改正）

第1条 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正）

第2条 大和高田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年告示第101号）の一部を次のよう

に改正する。

第5条第2号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱の一部改正）

第3条 大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱（平成17年告示第29号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部改正）

第4条 大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱（平成12年告示第110号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱の一部改正）

第5条 大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱（平成28年告示第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大和高田市産業優良者表彰実施要綱の一部改正）

第6条 大和高田市産業優良者表彰実施要綱（平成23年告示第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

告示第27号

大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、市内における犯罪の防止に配慮した環境の整備を推進するために新たに防犯カメラを設置（中古機器及びリース契約によるものを除く。）しようとする自治会等に対し、予算の範囲内において、大和高田市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、多数決の原理が行われ、その構成員の変更にかかわらず団体が存続し、組織において代表の方法、総会（これに代わる自治会等の構成員の全部又は一部により行われる会議等を含む。以下同じ。）の運営、財産の管理その他の団体としての重要な点が確定しているものをいう。

（2） 防犯カメラ 犯罪の抑止を目的として、市内の不特定多数の者が利用する場所に固定して

継続的に設置するカメラ、モニター、録画装置等で構成される映像撮影装置をいう。

（補助対象となる自治会等）

第3条 補助金の交付を受けることができる自治会等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 自治会等の総会において、自治会等の構成員の過半数（総会の決議が構成員の過半数以上の賛成によらない場合は、当該決議に必要な構成員の数。以下第6条において同じ。）が防犯カメラの設置について賛成していること。
- （2） 自治会等が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する大和高田市ガイドラインを遵守し、これに適合した防犯カメラの運用規程を策定していること。
- （3） 防犯カメラが設置される土地、建物等について、自治会等が占有権原を有していること。
- （4） 防犯カメラにより撮影される土地、建物等を所有し、又は占有する権原を有する者（以下第6条において「所有者等」という。）から、その撮影に係る許可を得ていること。
- （5） 防犯カメラを設置する場所その他の防犯カメラの設置に関する必要な事項について、当該防犯カメラを設置する区域を管轄する警察署の助言をあらかじめ受けていること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、国、県その他の団体から補助対象経費について補助を受けているものを除く。

- （1） 防犯カメラの購入費及び設置に係る工事費
- （2） 防犯カメラの設置及び固定に係る必要な機材の購入費
- （3） 防犯カメラの設置表示板の購入費及び設置に係る工事費
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、防犯カメラの保守費用、修理費用、撤去費用及び電気料金の維持管理費等については、補助の対象外とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が20万円を超える場合にあっては、補助金の額は20万円とする。

2 1の自治会等に対する補助金の交付は、1会計年度につき1回に限るものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 防犯カメラの購入及び設置に要する費用の見積書
- （2） 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- （3） 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- （4） 防犯カメラを設置する箇所及び撮影範囲を表示した図面
- （5） 第3条第4号に規定する所有者等の同意又は許可を得たことを証する書類
- （6） 自治会等の総会に係る会議録の写し等、防犯カメラの設置について自治会等の構成員の過半数が当該防犯カメラの設置について賛成していることが分かる書類
- （7） 第3条第2号に規定する防犯カメラの運用規程
- （8） その他、市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った上で、補助金の交付の可否を決定し、防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、当該補助金の交付決定について必要な条件を付することができる。

（事業の変更又は中止）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となる防犯カメラの設置に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容について、変更し、又は中止すべき事由が生じたときは、速やかに防犯カメラ設置補助金事業変更・中止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、防犯カメラ設置補助金事業変更・中止決定通知書（様式第4号）により補助事業者には通知するものとする。

（事業の完了報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに防犯カメラ設置補助金事業完了報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 防犯カメラの設置に係る補助対象経費が明記された領収書の写し

（2） 防犯カメラの設置に係る状況が確認できる写真

（3） 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の提出を受けたときは、当該提出に係る書類の審査その他必要な調査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定した上で防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者には通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の通知を受けた補助事業者が補助金の交付について請求するときは、防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委員会）

第14条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を行うに当たり、当該補助金の交付に係る防犯カメラの設置が地域の犯罪の防止に必要であると認められるか等必要な事項を審議するための委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （１） 市民生活部生活安全課長
- （２） 市民生活部危機管理課長
- （３） 総務部法務課長
- （４） 前３号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

３ 委員会に委員長を置く。

４ 委員長は、市民生活部生活安全課長をもって充てる。

５ 委員長は、委員会の事務を掌理する。

６ 委員会の会議は、委員長が招集する。

７ 前２項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（防犯カメラ設置記録簿の作成）

第１５条 市長は、自治会等が設置する防犯カメラのうち当該設置について補助金を交付したものの必要な事項を記載した防犯カメラ設置記録簿（様式第８号）を作成し、台帳を備えなければならない。

（補則）

第１６条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

防犯カメラ設置補助金交付申請書

大和高田市長 宛

申請者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

印

電 話 番 号

防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 補助対象となる防犯カメラの設置場所及び台数

	設置場所（住所等）	取付場所	設置台数
1		☐ 電柱 ☐ 建物壁面 ☐ ポール ☐ その他（ ）	台
2		☐ 電柱 ☐ 建物壁面 ☐ ポール ☐ その他（ ）	台

3 添付書類

- （1） 防犯カメラの購入及び設置に要する費用の見積書
- （2） 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- （3） 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- （4） 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を表示した図面
- （5） 防犯カメラにより撮影される土地、建物等を所有し、又は占有する権原を有する者の同意又は許可を得たことを証する書類
- （6） 自治会等の総会に係る会議録の写し等、防犯カメラの設置について自治会等の構成員の過半数が当該防犯カメラの設置について賛成していることが分かる書類
- （7） 防犯カメラの運用規程
- （8） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置補助金について、下記のとおり決定しましたので、大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

☐ 交付

1 交付決定額

金 _____ 円

2 交付の条件

3 その他

- （1） 大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱を遵守すること。
- （2） 申請内容に変更が生じる場合は、速やかに防犯カメラ設置補助金事業変更・中止承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- （3） 事業完了後は、速やかに防犯カメラ設置補助金事業完了報告書により実績報告を行うこと。

☐ 不交付

（不交付の理由）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

防犯カメラ設置補助金事業変更・中止届出書

大和高田市長 宛

補助事業者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた防犯カメラ設置補助事業を
下記のとおり変更（中止）したいので、大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第8条の規定によ
り届け出ます。

記

1 変更（中止）理由

2 変更（中止）年月日

3 変更内容

4 添付書類

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

大和高田市長

印

防犯カメラ設置補助金事業変更・中止決定通知書

年 月 日付けで提出された防犯カメラ設置補助事業の変更（中止）の届出について、下記のとおり決定しましたので、大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

☐ 変更の場合

1 変更後の補助金交付の可否

☐ 交付 ☐ 不交付

2 変更後の補助金交付額

金 円

3 変更後の交付の条件

☐ 中止の場合

補助金の交付決定について、取り消すものとする。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

防犯カメラ設置補助金事業完了報告書

大和高田市長 宛

補助事業者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業が完了しましたので、
大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 補助事業の完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- （1） 防犯カメラの設置に係る補助対象経費が明記された領収書の写し
- （2） 防犯カメラの設置に係る状況が確認できる写真
- （3） 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

防犯カメラ設置補助金確定通知書

年 月 日付けで完了の報告のあった補助事業について、下記のとおり補助金額を
確定しましたので、大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額

金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

防犯カメラ設置補助金交付請求書

大和高田市長 宛

補助事業者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

印

電 話 番 号

大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金交付請求額

金 円

2 補助金振込口座

金融機関	金融機関名					支店等				
	金融機関コード					支店コード				
フリガナ										
口座名義										
預金種別	普 通 当 座	口座番号								

様式第8号（第15条関係）

防犯カメラ設置記録簿

自治会等の代表者名	
設置した場所	
設置した台数	
設置した年月日	
映像記録の保存期間	
映像記録の保存媒体	
備考	

告示第28号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成16年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。」を削り、同条第1号本文中「児童扶養手当の」の前に「第6条第1項の規定による申請を行う日から訓練促進給付金等の支給が完了するまでの間において、前年又は前々年（1月から7月までの間にあつては、前々年又は3年前の年）の所得が、」を加える。

第6条第3項第2号を次のように改める。

（2） 次に掲げるいずれかの書類

- ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）
- イ 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（申請者の扶養親族でない児童で申請者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の発行する証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号。以下この条において「控除対象扶養親族申立書」という。））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）。ただし、前年（1月から7月までの間に申請する場合には前々年）における所得が第2条第1項第1号に規定する所得水準を超える申請者にあつては、これに代えて前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の発行する証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、控除対象扶養親族申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）を添付するものとする。

第6条第4項第3号を次のように改める。

（3） 次に掲げるいずれかの書類

- ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）
- イ 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の発行する証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、控除対象扶養親族申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所

得の額についての市町村長の証明書を含む。）。ただし、前年（1月から7月までの間に申請する場合には前々年）における所得が第2条第1項第1号に規定する所得水準を超える申請者にあつては、これに代えて前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の発行する証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、控除対象扶養親族申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）を添付するものとする。

第6条第5項中「公簿等によって確認することができる場合」を「当該添付する書類等に代えて、その証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定による特定個人情報情報の利用又は同法第20条の規定による特定個人情報情報の収集により確認できる場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後における高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給について適用し、この告示の施行の日以前における高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給については、なお従前の例による。

告示第29号

大和高田市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市子育て短期支援事業実施要綱（平成16年告示第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に、「児童を児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という）を「場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、経済的な理由により一時的に親子を保護する緊急の必要が認められる場合等に児童及び保護者を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、ファミリーホームその他の保護を適切に行うことができる施設又は里親（以下「実施施設等」と総称する）に、「・保護」を「、保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）を」に改める。

第2条第1号中「事業」の次に「市長が、」を加え、「場合に、一時的に養育・保護する」を「場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、保護者の育児不安、過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、経済的な理由により一時的に親子を保護する緊急の必要が認められる場合等に一時的に養育し、保護し、又は必要に応じて、親子を実施施設等に短期間入所させ、次に掲げる支援を行う」に改め、同号に次のように加える。

ア 保護者のレスパイト・ケア

イ 育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談及び支援

ウ 育児、家事等の協働による保護者のエンパワメント支援

エ その他親子支援に資する取組

第2条第2号中「夜間養護（トワイライトステイ）等事業」を「夜間養護等（トワイライトステイ）事業 市長が、」に改め、「困難となった場合」の次に「、保護者の育児不安、過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合」を、「等を」の次に「行い、又は必要に応じて、親子を実施施設等に短期間入所させ、次に掲げる支援を」を加え、同号に次のように加える。

ア 保護者のレスパイト・ケア

イ 育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談及び支援

ウ 育児、家事等の協働による保護者のエンパワメント支援

エ その他親子支援に資する取組

第3条中「実施施設」を「実施施設等」に改める。

第4条第1号中「失そう」を「失踪」に、「公的行」を「公的行事」に、「、一時的に家庭において児童を養育することができないと市長が認める者」を「一時的に家庭において養育が困難になった児童、保護者の育児不安、過干渉等により一時的に保護者と離れることを希望する児童、レスパイト・ケア、児童との関わり方、養育方法等について支援が必要であると認める親子、経済的問題等により一時的に保護する緊急の必要が認められる親子その他市長が必要と認める者」に改め、同条第2号中「夜間養護（トワイライトステイ）等事業」を「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」に、「家庭の児童で」を「家庭の児童、保護者の育児不安、過干渉等により一時的に保護者と離れることを希望する児童、レスパイト・ケア、児童との関わり方、養育方法等について支援が必要であると認める親子その他」に改める。

第5条第2号中「夜間養護（トワイライトステイ）等事業」を「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」に改め、「とし、利用時間はおおむね午後10時まで」を削る。

第6条第2項、第8条、第9条、第11条及び第12条第2項中「実施施設」を「実施施設等」に改める。

別表短期入所生活援助（ショートステイ）事業の部生活保護世帯等の款に次のように加える

親子利用の親及び緊急一時保護の親	1,500円	0円	1,500円

別表短期入所生活援助（ショートステイ）事業の部市町村民税非課税世帯等の款に次のように加える。

親子利用の親及び緊急一時保護の親	1,500円	300円	1,200円

別表短期入所生活援助（ショートステイ）事業の部その他の世帯の款に次のように加える。

親子利用の親及び緊急一時保護の親	1,500円	750円	750円

別表中「夜間養護（トワイライト）等事業」を「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」に改める。

様式第1号中「殿」を「宛」に、

「氏 名 _____ 印」

（電話番号） _____ 」を

「氏 名 _____」

電話番号 _____ 」に改め、「申し出ます。」の次に「また、この申出にあたり、同意欄の記載の事項に同意します。」を加え、「保育所」を「保育所・こども園」に、「強健 ・ 良好 ・ 病

弱」を「良好 ・ その他「 _____ ）」に、

「

利 用 予 定	年 月 日 ～ 年 月 日

」を

「

利 用 予 定	年 月 日 ～ 年 月 日
同 意 欄	・ 世帯の収入等（住民税に関する所得証明書記載している同等の情報）の調査・確認を行うこと。 ・ 本事業を実施するにあたり必要な情報を各関係機関と共有すること。 ・ 利用者の支援状況等について実施施設等の長が市へ報告すること。

」に

改める。

様式第3号中「殿」を「宛」に、

「氏 名 _____ 印

（電話番号） _____ 」を

「氏 名 _____

電話番号 _____ 」に、

「

利用児童の氏名			性別	男 ・ 女	年齢	歳
申請者と児童の関係						
保 護 者	氏 名	(電話番号：)			申請者が保護者の 場合は記入不要	
	住 所					

」を

「

利 用 事 業 区 分	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業（ ☐ 児童 ☐ 親子） 2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業（ ☐ 児童 ☐ 親子）				
利用児童の氏名		性別	男 ・ 女	年齢	歳
親子利用の場合	親の氏名 _____ （児童との続柄： _____ ）				
	親の住所 _____				

」に、

「

緊急連絡先	(電話番号：)
世帯状況	1 生活保護世帯等 2 市町村民税非課税世帯 3 その他の世帯 (1及び2の世帯にあつては状況を確認できる書類を添付してください。)

」を

「

緊急連絡先	氏名 (電話番号：) 住所
世帯状況	1 生活保護世帯等 2 市町村民税非課税世帯 3 その他の世帯 (1及び2の世帯にあつては状況を確認できる書類を添付してください。)

」に

改める。

様式第4号中「年 月 日」を

「 第 号

年 月 日」に、

「

利用者	児童名	
	保護者名	

」を

「

利用者	児童氏名	
	親の氏名 ※親子利用の場合	

利用事業区分

- 1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業（☐児童 ☐親子）
 2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業（☐児童 ☐親子）

「1日につき 円」を「1日につき 円 × 日数（ 日）＝ 円」に改める。

様式第5号中「殿」を「宛」に、

「氏名 印

（電話番号） 」を

「氏名

電話番号 」に、

「

保 護 者	氏 名		登録番号	
	住 所			
児童氏名		性 別	男・女	年 齢

」を

「

利 用 者	児 童 氏 名		性別	男・女	年齢		登録 番号	
	親の氏名	（※親子利用の場合に記載）						
利用事業区分		1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業（ ☐ 児童 ☐ 親子） 2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業（ ☐ 児童 ☐ 親子）						

」に、

「円（ 日分） 」を「1日につき 円 × 日数（ 日）＝ 円」に改める。

様式第6号中「殿」を「宛」に、

「（電話番号） 」を「電話番号 」に、

「

者 用 利	保護者	氏 名	

		住 所	
	児童名		

」を

「

利 用 者	児 童 氏 名		登録番号	
	親 の 氏 名	(※親子利用の場合に記載)		
利 用 事 業 区 分		1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業（ ☐ 児童 ☐ 親子） 2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業（ ☐ 児童 ☐ 親子）		

」に

改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

告示第30号

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱（令和6年告示第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「

肺炎球菌感染症（高齢者に係るものに限る。）	2,000円
新型コロナウイルス感染症	2,000円

」を

「

肺炎球菌感染症（高齢者に係るものに限る。）	2,500円
新型コロナウイルス感染症	4,500円

带状疱疹	2,500円（乾燥弱毒生水痘ワクチン）
	6,500円（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた定期予防接種について適用し、同日前になされた定期予防接種については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表の肺炎球菌感染症（高齢者に係るものに限る。）の項の規定は、施行日以後に改正後の第2条第2項の対象者となった者について適用し、施行日前に改正前の第2条第2項の対象者となった者については、なお従前の例による。

告示第31号

奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係告示の整備に関する告示

（大和高田市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱の一部改正）

第1条 大和高田市男女共同参加社会づくり表彰実施要綱（平成26年告示第106号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、会計課長若しくは上下水道部長」を「若しくは会計課長」に改める。

（大和高田市業者選定等審査会要綱の一部改正）

第2条 大和高田市業者選定等審査会要綱（平成14年告示第72—2号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第12条第2項第1号中「又は上下水道部長のうちから審査会の会長が指名する者」を削り、同条第4項第5号を削る。

（大和高田市支援調整会議設置要綱の一部改正）

第3条 大和高田市支援調整会議設置要綱（平成27年告示第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「水道総務課長」を削る。

（大和高田市新型インフルエンザ等対策本部等に関する要綱の一部改正）

第4条 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部等に関する要綱（平成25年告示第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

（大和高田市開発指導要綱の一部改正）

第5条 大和高田市開発指導要綱（平成14年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「大和高田市下水道条例施行規程（平成29年企業管理規程第1号）」を「大和高田市下水道条例施行規則（令和7年規則第23号）」に、「上下水道事業管理者」を「市長」に改める。

第15条中「大和高田市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号）」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年奈良県広域水道企業団条例第35号）」に「大和高田市水道事業給水条例施行規程（昭和48年企業管理規程第5号）」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例施行規程（令和7年奈良県広域水道企業団規程第39号）」に、「上下水道事業管理者」を「市長」に改める。

（大和高田市防災無線局運用管理規程の一部改正）

第6条 大和高田市防災行政無線局運用管理規程（平成4年告示第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「及び上下水道部長」を削る。

第6条第2号中「土木管理課長及び下水道課長」を「危機管理課長」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

告示第32号

大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についてを次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定に基づき、大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

1 出納取扱金融機関

株式会社 南都銀行

2 収納取扱金融機関

株式会社 三井住友銀行

株式会社 三菱UFJ銀行

株式会社 りそな銀行

株式会社 関西みらい銀行

株式会社 三十三銀行

株式会社 紀陽銀行

株式会社 ゆうちょ銀行

大和信用金庫

奈良中央信用金庫

近畿労働金庫

奈良県農業協同組合

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

告示第33号

大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、公共下水道の機能及び構造の保全並びに公共下水道に排除される下水の水質保全のため、ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理槽又は固液分離装置で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいい、公益社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（以下「基準」という。）に適合する評価を受けたものをいう。

（2） 使用者 設置されたシステムを利用し、最終的にシステムの維持管理について責務を負うべき次の者をいう。

ア 独立建築物の所有者又は賃借人

イ 賃貸の集合建築物の所有者

ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者

（3） 設置者 システムを設置しようとする者をいう。

（4） メーカー システムを製造し、又は販売する者で、基準に適合する評価を受けたものをいう。

（5） 専門の維持管理業者 システムの機器等について熟知し、専門的な知識及び高度の技術力をもって維持管理事業を営む者をいう。

（排水設備計画の確認）

第3条 設置者は、大和高田市下水道条例（昭和59年条例第24号）第6条の規定に基づく確認申請の際に、大和高田市下水道条例施行規則（令和7年規則第23号）第8条第2項に規定する図書のほか、次の書類を添付し、市長に届け出なければならない。届出に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1） ディスポーザ排水処理システム設置等届出書（様式第1号）

（2） 国土交通大臣認定書の写し又は適合評価書の写し

- (3) システムの仕様書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 維持管理計画書（様式第3号）
- (6) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約等確約書（様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（維持管理に関する指導等）

第4条 市長は、システムの維持管理のため、使用者又は設置者に対し、次に掲げる事項について指導することができる。

- (1) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) システムが適正に維持管理されていることを確認するため、専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、市長が必要であると認めたときは、その資料を提出すること。
- (3) その他市長が行う維持管理に協力すること。

2 市長は、システムの維持管理が適正に行われていることを確認するため、必要があると認める場合は、あらかじめ居住者の承諾を得た上で立入検査等の措置を講ずることができる。

（排除の制限及び改善の指導）

第5条 市長は、システムから公共下水道へ排除された下水が、公共下水道を損傷し、若しくは機能を阻害するおそれがあるとき、又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、当該システムの利用者又は設置者に対し、排除の制限又は当該システムの改善の指導を行うことができる。

（地位の継承）

第6条 使用者又は設置者は、システムの設置された建築物の所有権を移転（売買、貸付等をいう。）する場合は、その相手方がシステムの適正な維持管理を行うべき地位を継承するものであること及び第4条第1項各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

（メーカーに対する指導）

第7条 市長は、メーカーに対し、次に掲げる事項について指導することができる。

- (1) システムの販売に当たり、使用者又は設置者に対し、当該システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結する必要があることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 使用者又は設置者に対し、市長の行う維持管理に関する指導に協力する必要があることを説明し、その理解を得ること。
- (3) その他システムの適正な維持管理に関すること。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

ディスポーザ排水処理システム設置等届出書

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所

設置者 氏 名

印

（電話 ）

ディスポーザ排水処理システムの設置（変更）をしたいので、次のとおり届け出ます。

建築物の概要	名 称	
	所 在 地	大和高田市 町 番地
	戸 数	
設置システム	名 称	
	認定番号又は適合評価番号	
	メーカー名	
排水設備等計画確認申請書確認番号		※ この欄は記入しないこと。 第 号

（添付書類）

1. 国土交通大臣認定書の写し又は適合評価書の写し
2. システムの仕様書
3. 誓約書（様式第2号）
4. 維持管理計画書（様式第3号）
5. 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約等確約書（様式第4号）
6. その他大和高田市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

大和高田市長 宛 年 月 日

住 所

設置者 氏 名 印

（電話 ）

大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する要綱に規定された事項及び下記に掲げる事項の遵守を誓約します。

記

- 1 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適切な維持管理を行うこと。
- 2 維持管理体制に変更が生じる場合は、事前に書面で提出すること。
- 3 公共下水道への放流水質について、市から測定結果を求められたときは、速やかに応じること。
- 4 公共下水道への放流水質が性能評価値に適合しないときは、速やかに改善すること。
- 5 システムから発生する汚泥は、責任をもって処理すること。
- 6 市がシステムについて基準等を新たに設け、又は変更したときは、これに従うこと。
- 7 システムの設置された建築物を他に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人又は貸借人に対し誓約事項を継承すること。

様式第3号(第3条関係)

維持管理計画書

年 月 日

住 所
設置者 氏 名
(電話 印)

一 般 事 項	設置場所及び建築物の名称		大和高田市		
	システム名		認定日又は適合評価日： 認定番号又は適合評価番号： 名称： メーカー名：		
	工事施工予定		着工予定年月日： 使用開始予定年月日：		
	施工指定工事店名				
	維持管理業者		住所： 商号： 電話：		
設 置 施 設 の 仕 様	ディスポーザ		形式： 製造年月日： 品番：		
	排水処理槽		設計人員：人 設計生ゴミ量：kg/日 設計汚水量：m ³ /日		
	算定根拠		設計人員：人 設計生ゴミ量：kg/日 設計汚水量：m ³ /日		
維 持 管 理	維持管理体制	部位	ディスポーザ	排水配管部	排水処理部
		保守点検内容及び維持管理頻度	機器の点検整備 (回/年)	配管内の点検 (回/年) 清掃 (回/年)	定期点検 (回/年) 水質検査 (回/年) 汚泥引き抜き (回/年)
	点検項目		別紙のとおり		
そ の 他	維持管理業務委託契約書の写し		別紙のとおり		
	保守点検記録		保存年限：3年		
	保守点検記録の報告		報告頻度：大和高田市長の指示による。		

(注) 維持管理業務委託契約を申請時まで締結できないときは、維持管理業務委託契約等確約書(様式第4号)を提出し、契約締結後に契約書の写しを提出するものとする。

様式第4号（第3条関係）

維持管理業務委託契約等確約書

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所
設置者 氏 名 印
(電話)

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約書については、当該契約を締結後、速やかにその写しを提出することを確約します。

記

建築物の概要	名 称	
	所 在 地	大和高田市
	戸 数	
設置システム	名 称	
	認定番号又は 適合評価番号	
	メーカー名	

告示第34号

大和高田市私道への公共下水道管布設取扱要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市私道への公共下水道管布設取扱要綱

（目的）

第1条 この告示は、公共下水道の処理区域内私道に対して一定の基準を設けて、公共下水道管の布設を行うことにより、私道に面した家屋の水洗化の普及促進を図ることを目的とする。

（公共下水道管を布設する私道の条件）

第2条 公共下水道管を布設することができる私道は、次の各号のいずれかの要件に該当しなくてはならない。

- （1） 公道から他の公道に通じていること。
- （2） 幅員がおおむね1メートル以上で工事に支障なく、かつ、技術上公共下水道管の布設が可能であること。
- （3） 建築確認申請で公法上の手続を経た道路であること。

2 前項の他に、次の各号の全ての要件を備えた道路でなければならない。

- （1） 污水排除対象戸数が2戸以上あること。
- （2） 当該私道に面した全戸に水洗化の意思があること。
- （3） 不特定多数の者が交通の用に供していること。
- （4） 私道敷の所有者が公共下水道管の布設を承諾していること。
- （5） 私道敷の使用期間は、公共下水道管としての用途を廃止するときまでとし、使用料は無償とする。
- （6） 私道敷の所有者が所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地に制限物権その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に対し、公共下水道管布設部分の使用権を承継する確約が得られていること。
- （7） その他市長が必要と認める要件を備えていること。

（適用除外）

第3条 私道が次のいずれかに該当する場合は、この告示を適用しないものとする。

- （1） 国及び地方公共団体の所有する家屋（官公舎、県営住宅、市営住宅等をいう。）のみが所在する場合
- （2） 公社、公団及び法人の所有する家屋（公団住宅、社宅等をいう。）のみが所在する場合（申請）

第4条 私道における公共下水道管の布設を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条に規定する要件を満たす私道に面した家屋の所有者又は使用者でなければならない。

2 申請者は、代表者を定め、公共下水道管布設申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 公共下水道管布設承諾書（様式第2号）
- （2） 私道敷使用貸借契約書（様式第3号）
- （3） 私道の位置図及び土地所有者の区画図（様式第4号）

（４） 私道の平面図（様式第5号）

（決定通知）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、公共下水道管布設可否決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（工事費）

第6条 公共下水道管の布設に要する工事費は、市の負担とする。ただし、特殊な工事を行う場合においては、申請者と協議して定めるものとする。

（維持管理）

第7条 この告示により布設された公共下水道施設は、市に帰属し、通常の維持管理は市が行うものとする。

（路面の復旧）

第8条 路面の復旧は、原則として原形どおりとし、市が行う。その後の路面の維持管理は、当該私道の所有者が行うものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

公共下水道管布設申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者（代表者） 住 所
氏 名 印
（電話 ）

下記の私道に公共下水道管を布設して下さるよう、必要書類を添付して申請します。

なお、公共下水道管が布設された場合には、裏面記載の申請者は、1年以内に排水設備の改造及びくみ取便所の水洗化の工事を施工するとともに、市が布設した施設の維持管理についても市の指示に従い、当該使用者において責任を負うことを確約し、また、公共下水道管以外の公共事業は一切要望しない旨を念のため申し添えます。

記

私道の位置

大和高田市 町 番地
丁目

(裏)

公共下水道管布設申請者名簿

申 請 者	建 物 所 有 者	様式第5号 の平面図号 対象番号
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	

様式第2号（第4条関係）

公共下水道管布設承諾書

年 月 日

大和高田市長 宛

次に表示された土地に公共下水道管を布設することを承諾します。また、将来においても遵守事項を守り、異議の申し立て等一切致しません。

住 所	氏 名	印	私道敷地番

（遵守事項）

- 1 別途締結する私道敷使用貸借契約に同意します。
- 2 上記の土地の所有権を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対し、この承諾内容を承諾させ、市に迷惑がかからないようにします。
- 3 布設に伴い、上水道、ガス、排水施設等が支障となる場合は、それらの移設に同意します。なお、移設については、市に一任します。

様式第3号（第4条関係）

私道敷使用貸借契約書

大和高田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、私道敷地の使用貸借について、次のとおり使用貸借契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する私道敷のうち次の部分（以下「貸付土地」という。）を公共下水道布設用地として、甲に無償で貸し付ける。

所在地	地目	貸付面積	位置
大和高田市 町 番地		私道敷 m ² のうち m ²	別図のとおり

第2条 貸付土地の使用貸借期間は、公共下水道敷としてこの用途を廃止するまでとする。

第3条 乙が貸付土地の所有権を第三者に譲渡し、又は貸付土地について制限物権その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、乙は譲渡人その他新たに権利を取得することとなる者に対し、この契約に基づき甲が有する土地使用貸借権を承継させ、又は承認させ、当該権利の行使に支障を生じさせてはならない。

2 乙において、前項に該当する理由が生じたときは、速やかにその旨を甲に申し出るとともに、甲が命じる必要な措置をとらなければならない。

第4条 乙は、貸付土地の上に工作物を建築しないものとする。

第5条 乙の都合により公共下水道の布設替えを要する場合は、甲に届け出て施工を依頼するとともに、当該布設替えの要する経費は、乙が負担する。

第6条 前各条に記載のない事項その他この契約に疑義のある事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

年 月 日

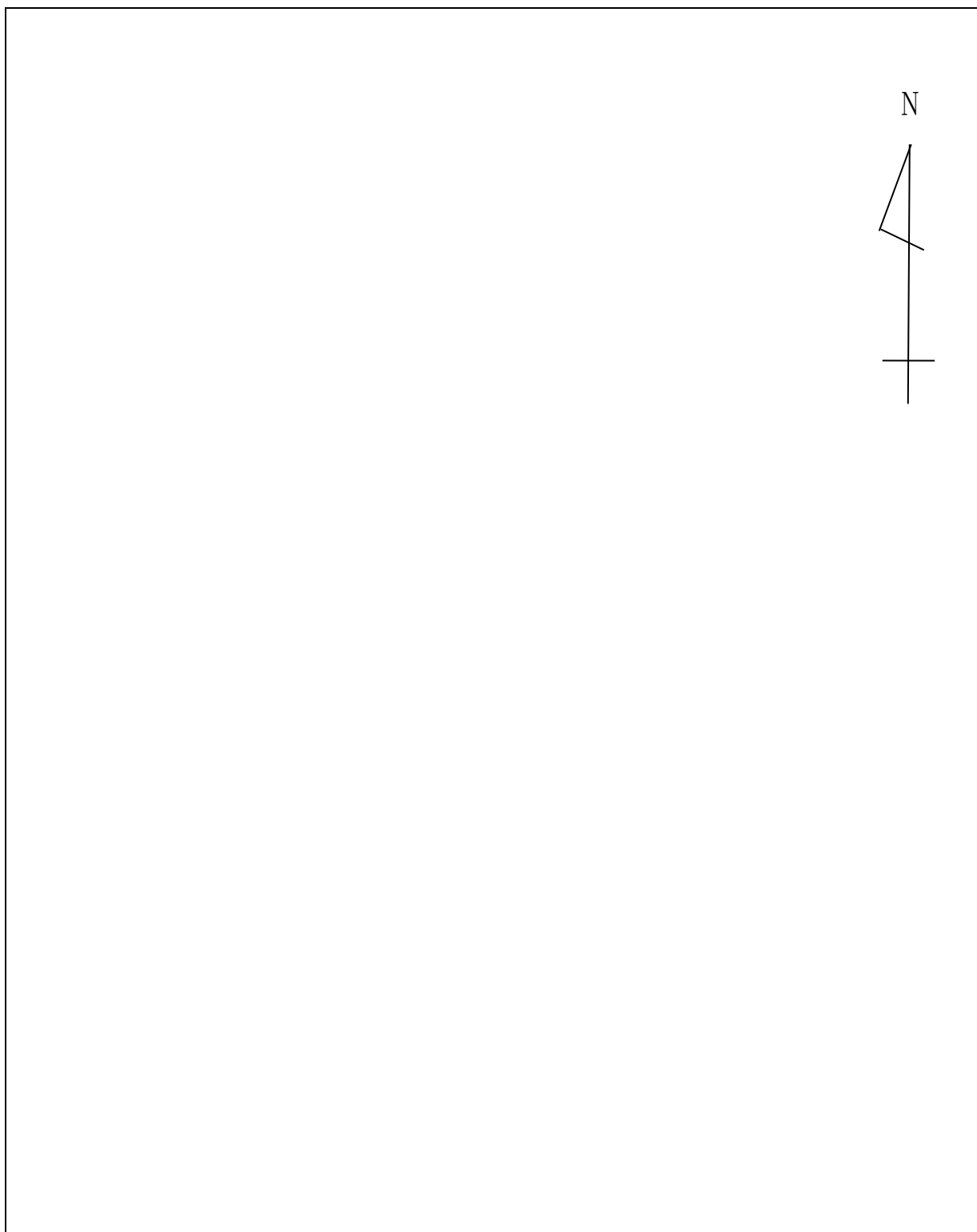
（甲） 住 所
名 称 大和高田市
代表者 大和高田市長

印

（乙） 住 所
氏 名

様式第4号（第4条関係）

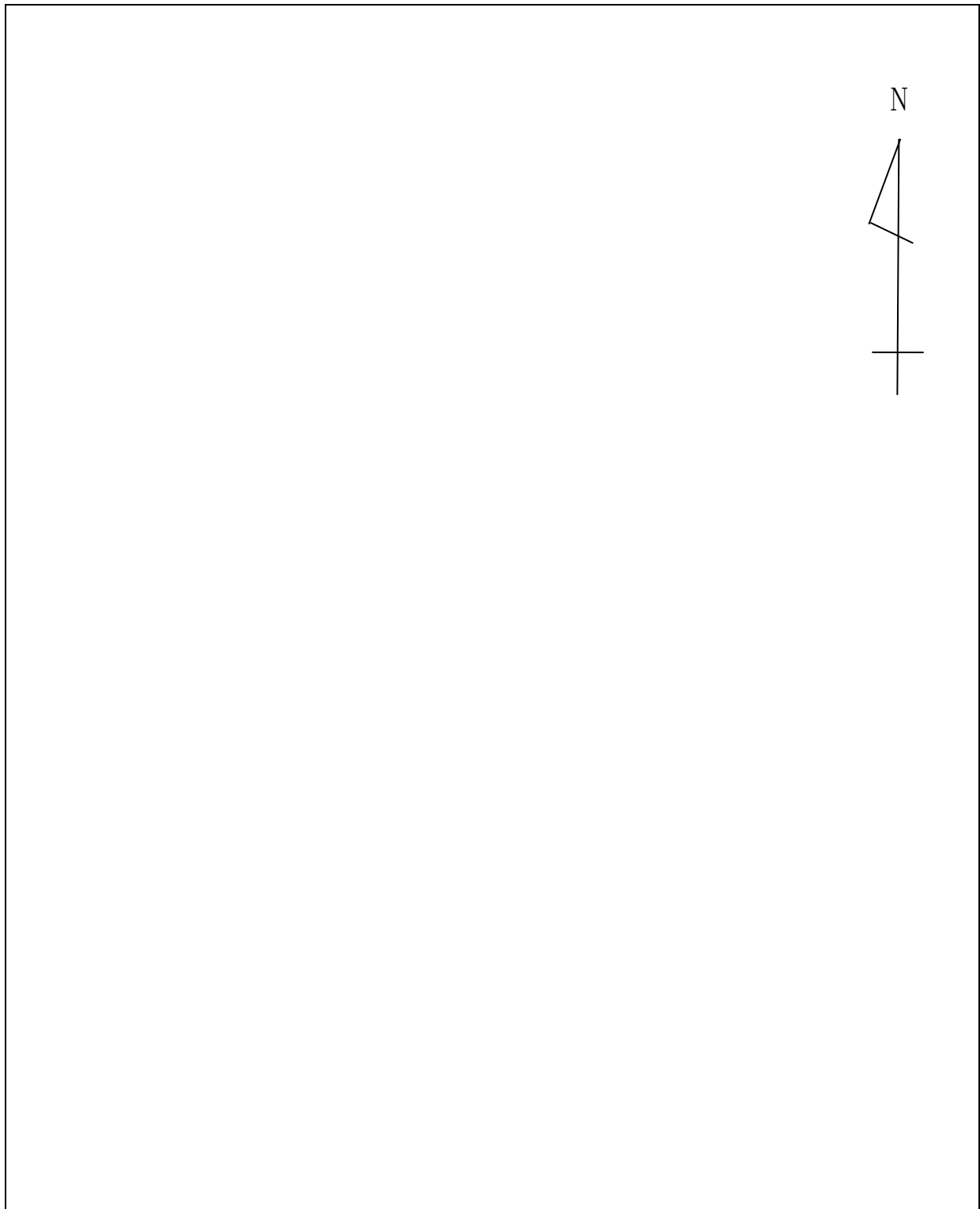
私道の位置図及び土地所有者の区画図



（注）様式第1号の平面図対象番号を土地所有者の区画図に記入すること。

様式第5号（第4条関係）

私 道 の 平 面 図



- （注） 1 様式第1号の平面図対象番号を平面図に記入すること。
2 各戸の便所、風呂、台所等及び取付ます希望設置箇所を明記すること。

様式第6号（第5条関係）

第 年 月 日

様

大和高田市長 印

公共下水道管布設可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公共下水道管布設について、大和高田市私道への公共下水道管布設取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

布 設 可 否	可 否	
所 在 地	使 用 面 積	布 設 位 置
	私道 m ² のうち m ²	土地の地番
布設を否とした場合 その理由		

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示中第1条の規定は告示の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の附則第2条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用する。

告示第36号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市総合福祉会館
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合福祉会館条例（平成17年条例第36号）第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

告示第37号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市高田温泉さくら荘
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地

大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

告示第38号

大和高田市高田温泉さくら荘条例第15条第4項の規定により大和高田市高田温泉さくら荘の利用料金を令和7年4月1日より次のとおり設定することを承認したので、告示します。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高田温泉さくら荘利用料金

対象者	高齢者		大人	小人	乳幼児
利用区分	75歳以上	60歳以上 75歳未満	中学生以上 60歳未満	小学生以上 中学生未満	小学生未満
当日券 (1名分)	無料	300円	500円	300円	無料
回数券 (11回券)		3,000円	5,000円	3,000円	
スタンプカード	1回の入浴につき1回のスタンプを押印する。 25回のスタンプ押印につき1回の入浴を無料とする。				

告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-2-3
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階

- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類
ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、指定公金事務取扱者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号

- 2 委託した公金事務に係る歳入の種類
ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

告示第41号

大和高田市庁舎管理規則（昭和40年8月2日規則第11号）第16条の3第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 移動理由
長期間放置されており、利用者の利用の妨げとなるため。
- 2 移動年月日
令和7年3月31日
- 3 保管場所
大和高田市保健センター（大和高田市西町1番45号）
- 4 引取期間
令和7年3月31日から令和7年6月30日まで
- 5 引取時間
午前8時30分から午後5時15分まで（大和高田市保健センター開館日に限る。）
- 6 引取りのための必要事項
自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。
- 7 連絡先

大和高田市保健センター 健康増進課 電話0745-23-6661

告示第42号

令和7年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 2 令和7年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 3 令和7年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 4 令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 5 令和7年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 6 令和7年度大和高田市休日診療所特別会計予算
- 7 令和7年度大和高田市下水道事業会計予算
- 8 令和7年度大和高田市病院事業会計予算
- 9 令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）
- 10 令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 令和6年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第4号）
- 13 令和6年度大和高田市病院事業会計補正予算（第4号）

令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,358,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 第2款保険給付費に計上した各項（審査費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,126,278
	1. 国民健康保険税	1,126,278

2. 使用料及び手数料		300
	1. 手数料	300
6. 県支出金		5,451,287
	3. 県負担金・補助金	5,451,287
7. 連合会支出金		964
	1. 連合会補助金	964
8. 財産収入		2,600
	1. 財産運用収入	2,600
9. 繰入金		753,133
	1. 一般会計繰入金	593,289
	2. 基金繰入金	159,844
11. 諸収入		23,438
	1. 延滞金加算金及び過料	10,000
	2. 市預金利子	81
	3. 療養費等指定公費返還金	130
	4. 雑入	13,227
歳入合計		7,358,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		126,558
	1. 総務管理費	102,161
	2. 徴税費	23,948
	3. 運営協議会費	449
2. 保険給付費		5,412,259
	1. 療養諸費	4,613,799
	2. 高額療養費	772,500
	3. 出産育児諸費	22,510
	4. 葬祭諸費	3,000
	5. 移送費	150
	6. 傷病手当諸費	300
3. 国民健康保険事業費納付金		1,706,282
	1. 医療給付費分	1,147,295
	2. 後期高齢者支援金等分	417,327
	3. 介護納付金分	141,660
8. 保健事業費		93,288
	1. 特定健康診査等事業費	68,393
	2. 保健事業費	24,895
9. 基金積立金		2,600
	1. 基金積立金	2,600
10. 公債費		161
	1. 公債費	161
11. 諸支出金		16,352
	1. 償還金及び還付加算金	13,785
	2. 繰出金	2,437
	3. 療養費等指定公費立替金負	130

	担金	
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		7,358,000

令和7年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

令和7年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		92,179
	1. 外来収入	88,079
	2. その他検査等収入	4,100
2. 使用料及び手数料		13,401
	1. 使用料	216
	2. 手数料	13,185
3. 財産収入		50
	1. 財産運用収入	50
4. 繰入金		14,052
	1. 基金繰入金	13,575
	2. 特別会計繰入金	250
	3. 一般会計繰入金	227
6. 諸収入		18
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	17
歳入合計		119,700

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		65,088
	1. 施設管理費	64,849
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		54,040
	1. 医業費	54,040
3. 基金積立金		50
	1. 基金積立金	50
4. 公債費		22

	1. 公債費	22
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		119,700

令和7年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

令和7年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、370,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
2. 諸収入		3,700
	1. 市預金利子	2
	2. 雑入	3,698
使用料及び手数料		0
	使用料	0
歳 入 合 計		3,700

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		2,400
	1. 駐車場費	2,400
2. 公債費		555
	1. 公債費	555
3. 繰上充用金		645
		645
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		3,700

令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

令和7年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,313,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,358,869
	1. 介護保険料	1,358,869
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,680,289
	1. 国庫負担金	1,207,396
	2. 国庫補助金	472,893
4. 支払基金交付金		1,870,411
	1. 支払基金交付金	1,870,411
5. 県支出金		1,020,137
	1. 県負担金	961,181
	2. 県補助金	58,956
6. 財産収入		167
	1. 財産運用収入	167
7. 繰入金		1,317,802
	1. 一般会計繰入金	1,169,802
	2. 基金繰入金	148,000
9. 諸収入		65,913
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	65,843
歳入合計		7,313,600

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		155,740
	1. 総務管理費	107,906
	2. 徴収費	6,009
	3. 介護認定審査会費	41,510
	4. 介護保険運営協議会費	315
2. 保険給付費		6,672,549
	1. 給付諸費	6,672,549
3. 地域支援事業費		432,292
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	276,791
	2. 包括的支援事業・任意事業費	155,501

4. 介護サービス事業費		50,936
	1. 居宅介護支援事業費	50,936
5. 基金積立金		361
	1. 基金積立金	361
6. 公債費		172
	1. 公債費	172
7. 諸支出金		1,550
	1. 償還金及び還付加算金	1,550
歳 出 合 計		7,313,600

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
要介護認定事務委託	令和8年度から 令和12年度まで	58,212千円

令和7年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和7年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,267,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		914,386
	1. 後期高齢者医療保険料	914,386
2. 使用料及び手数料		10
	2. 手数料	10
3. 繰入金		350,253
	1. 一般会計繰入金	350,253
5. 諸収入		3,251
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	3,000
	3. 延滞金加算金及び過料	250
歳 入 合 計		1,267,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		37,887
	1. 総務管理費	33,500
	2. 徴収費	4,387

2. 後期高齢者医療広域連合負担金		1,226,913
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	1,226,913
5. 諸支出金		3,000
	1. 償還金及び還付加算金	3,000
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		1,267,900

令和7年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和7年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		46,481
	1. 外来収入	46,481
2. 分担金及び負担金		13,848
	2. 負担金	13,848
3. 使用料及び手数料		100
	2. 手数料	100
4. 財産収入		196
	1. 財産運用収入	196
5. 繰入金		50,374
	1. 一般会計繰入金	22,374
	2. 基金繰入金	28,000
6. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
7. 市債		1,200
	1. 市債	1,200
歳入合計		112,200

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		86,498

	1. 施設管理費	86,498
2. 医業費		18,830
	1. 医業費	18,830
3. 基金積立金		196
	1. 基金積立金	196
4. 公債費		966
	1. 公債費	966
5. 諸支出金		5,210
	1. 繰出金	5,210
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		112,200

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
保健センター整備 事業	1,200	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	3. 0 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協 定するものによる。 ただし、市財政の都 合により措置期間及 び償還期間を短縮し、 又は繰上償還もしく は低利に借換えする ことができる。

令和7年度大和高田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	14,600戸
(2) 年間総排水量	2,914,815 ^m
(3) 主要な建設改良事業 管路建設費等	856,956千円
- (収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 収益的收入

第1款 下水道事業収益	1,466,473千円
第1項 営業収益	448,979千円
第2項 営業外収益	1,017,494千円

(2) 収益的支出

第1款 下水道事業費用	1, 403, 818千円
第1項 営業費用	1, 227, 811千円
第2項 営業外費用	175, 557千円
第3項 特別損失	250千円
第4項 予備費	200千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額544, 428千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額42, 565千円、当年度損益勘定留保資金501, 863千円で補てんするものとする）。

（1）資本的収入

第1款 資本的収入	1, 499, 304千円
第1項 企業債	1, 247, 160千円
第4項 他会計補助金	52, 144千円
第6項 国庫補助金	200, 000千円

（2）資本的支出

第1款 資本的支出	2, 043, 732千円
第1項 建設改良費	856, 956千円
第3項 企業債償還金	1, 186, 576千円
第7項 予備費	200千円

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	656, 200千円	証書借入	3.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他については、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	590, 960千円			
計	1, 247, 160千円			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2, 000, 000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）収益的支出における各項間の流用

（2）資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費 70,885千円

（他会計からの補助金）

第9条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は626,831千円である。

令和7年度大和高田市病院事業会計予算

（総則）

第1条 令和7年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）病床数		320床
（２）年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	100,798人
	外来患者数	201,828人
（３）１日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	276人
	外来患者数	834人
（４）主要な建設改良事業	設備改良費	1千円
	固定資産購入費	247,724千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	9,643,566千円
第1項 医業収益	9,101,813千円
第2項 医業外収益	536,751千円
第3項 特別利益	5,002千円

支出

第1款 病院事業費用	9,643,479千円
第1項 医業費用	9,418,008千円
第2項 医業外費用	219,269千円
第3項 特別損失	5,202千円
第4項 予備費	1,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出額に対し不足する額514,432千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,521千円、過年度分損益勘定留保資金248,079千円、当年度分損益勘定留保資金190,808千円、建設改良積立金取り崩し額190,808千円、負担金53,024千円で補てんするものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	370,003千円

第1項 企業債	240,000千円
第2項 補助金	1千円
第3項 負担金	130,000千円
第4項 固定資産売却代	1千円
第5項 寄附金	1千円
支出	
第1款 資本的支出	884,435千円
第1項 建設改良費	247,727千円
第2項 企業債償還金	636,208千円
第3項 予備費	500千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
クレジットカード決済手数料	令和8年度から 令和10年度まで	手数料の率1.00%以内
トイレ除菌洗浄機器等借上料	令和8年度から 令和9年度まで	5,190千円 に消費税及び地方消費税を 加算した額
トイレ除菌洗浄機器等借上料 (看護専門学校)	令和8年度から 令和9年度まで	560千円 に消費税及び地方消費税を 加算した額
駐車場用地借上料 (礒野北町132番1)	令和8年度から 令和9年度まで	7,610千円
駐車場用地借上料 (礒野北町132番3)	令和8年度から 令和9年度まで	7,610千円
駐車場用地借上料 (礒野北町15番1)	令和8年度から 令和9年度まで	2,662千円
駐車場用地借上料 (礒野北町16番1)	令和8年度から 令和9年度まで	4,218千円
駐車場用地借上料 (礒野北町16番2)	令和8年度から 令和9年度まで	4,306千円
医師住宅進入路敷地借上料	令和8年度から 令和9年度まで	426千円
電話交換業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	16,227千円 に消費税及び地方消費税を 加算した額
清掃業務委託料 (本院、看護師宿舎、看護専門学 校含む)	令和8年度から 令和9年度まで	149,498千円 に消費税及び地方消費税を 加算した額
院内警備委託料	令和8年度から 令和9年度まで	41,438千円 に消費税及び地方消費税を 加算した額
医療廃棄物処理委託 (感染性廃棄物処理業務)	令和8年度から 令和9年度まで	20L容器1,600円・ 50L容器2,900円・

		50Lダンボール2,600円 に消費税及び地方消費税を 加算した額
滅菌業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	57,510千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
医療機器各種保守業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	13,196千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
医療機器各種保守業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	214,754千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
医療機器各種保守業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	3,301千円 に消費税及び地方消費税を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	240,000千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 5,525,708千円
2. 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は540,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,187,912千円と定める。

令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度大和高田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,681,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		119,998	△6,770	113,228
	1. 地方揮発油譲与税	26,389	△1,317	25,072
	2. 自動車重量譲与税	85,109	△5,453	79,656
3. 利子割交付金		3,000	1,000	4,000
	1. 利子割交付金	3,000	1,000	4,000
4. 配当割交付金		86,000	39,000	125,000
	1. 配当割交付金	86,000	39,000	125,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		91,000	75,000	166,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	91,000	75,000	166,000
6. 法人事業税交付金		73,000	10,000	83,000
	1. 法人事業税交付金	73,000	10,000	83,000
7. 地方消費税交付金		1,265,000	124,000	1,389,000
	1. 地方消費税交付金	1,265,000	124,000	1,389,000
10. 地方特例交付金		276,000	27,558	303,558
	1. 地方特例交付金	276,000	27,558	303,558
11. 地方交付税		8,480,000	402,814	8,882,814
	1. 地方交付税	8,480,000	402,814	8,882,814
15. 国庫支出金		7,285,865	1,282	7,287,147
	1. 国庫負担金	5,011,897	△4,914	5,006,983
	2. 国庫補助金	2,248,124	6,196	2,254,320
16. 県支出金		2,162,461	18,426	2,180,887
	1. 県負担金	1,577,675	40,013	1,617,688
	2. 県補助金	453,187	△21,587	431,600
18. 寄附金		321,300	2,075	323,375
	1. 寄附金	321,300	2,075	323,375
19. 繰入金		1,768,751	△614,261	1,154,490

	1. 基金繰入金	1,763,557	△615,261	1,148,296
	2. 特別会計繰入金	5,194	1,000	6,194
21. 諸収入		340,515	31,976	372,491
	4. 雑入	324,963	31,976	356,939
22. 市債		5,626,400	23,900	5,650,300
	1. 市債	5,626,400	23,900	5,650,300
補正されなかった科目に係る額		7,645,710	0	7,645,710
歳入合計		35,545,000	136,000	35,681,000

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		230,277	887	231,164
	1. 議会費	230,277	887	231,164
2. 総務費		4,201,676	7,822	4,209,498
	1. 総務管理費	3,670,253	9,822	3,680,075
	2. 徴税費	301,075	△2,000	299,075
3. 民生費		14,519,938	86,386	14,606,324
	1. 社会福祉費	7,408,093	58,446	7,466,539
	2. 児童福祉費	4,178,739	△12,613	4,166,126
	3. 生活保護費	2,932,802	40,553	2,973,355
4. 衛生費		9,041,475	54,155	9,095,630
	1. 保健衛生費	1,449,512	68,813	1,518,325
	2. 清掃費	7,591,963	△14,658	7,577,305
8. 土木費		1,777,223	△26,690	1,750,533
	2. 道路橋りょう費	177,322	△7,500	169,822
	4. 都市計画費	940,708	△13,138	927,570
	5. 住宅費	189,860	△6,052	183,808
9. 消防費		936,801	14,140	950,941
	1. 消防費	936,801	14,140	950,941
10. 教育費		2,590,409	△700	2,589,709
	6. 社会教育費	271,823	△700	271,123
補正されなかった科目に係る額		2,247,201	0	2,247,201
歳出合計		35,545,000	136,000	35,681,000

第2表

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	総合体育館耐震診断業務	9,049
民生費	社会福祉費	障害福祉基幹システム改修業務	3,696
		令和6年度低所得世帯支援給付金 (物価高騰分)給付事業	82,619
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	4,300
		橋りょう補修工事	17,248
	河川費	東中2丁目雨水貯留施設整備事業	295,689
	都市計画費	都市計画道路変更図書作成業務	1,386

		大和高田当麻線街路事業		16,000				
消防費	消防費	避難所の生活環境改善事業		14,140				
第3表 地方債補正								
起債 の目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
一般廃棄物処理業（ごみ処理施設）	千円 5,096,200	（借入方法） 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 5,139,000	（借入方法） 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
橋りょう整備事業	31,600	〃	〃	〃	26,000	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	33,000	〃	〃	〃	27,600	〃	〃	〃
市営住宅整備事業債	23,200	〃	〃	〃	22,700	〃	〃	〃
臨時財政	59,700	〃	〃	〃	52,300	〃	〃	〃

対 策
債

令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,469千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,395,325千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		0	10,540	10,540
	2. 国庫補助金	0	10,540	10,540
6. 県支出金		5,425,652	△3,000	5,422,652
	3. 県負担金・補助金	5,425,652	△3,000	5,422,652
7. 連合会支出金		924	319	1,243
	1. 連合会補助金	924	319	1,243
9. 繰入金		759,187	4,610	763,797
	1. 一般会計繰入金	602,066	31,742	633,808
	2. 基金繰入金	157,121	△27,132	129,989
補正されなかった科目に係る額		1,197,093	0	1,197,093
歳 入 合 計		7,382,856	12,469	7,395,325

「第3款 国庫支出金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		137,489	0	137,489
	1. 総務管理費	111,324	0	111,324
	2. 徴税費	25,713	0	25,713
2. 保険給付費		5,381,333	△9,000	5,372,333
	3. 出産育児諸費	25,511	△9,000	16,511
3. 国民健康事業 費納付金		1,751,441	20,469	1,771,910
	1. 医療給付費分	1,171,218	4,123	1,175,341
	2. 後期高齢者支 援金等分	426,136	16,452	442,588
	3. 介護納付金分	154,087	△106	153,981
11. 諸支出金		17,316	1,000	18,316
	2. 繰出金	2,437	1,000	3,437
補正されなかった科目に係る額		95,277	0	95,277
歳 出 合 計		7,382,856	12,469	7,395,325

令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,297,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,612,872	31,632	1,644,504
	1. 国庫負担金	1,168,472	15,000	1,183,472
	2. 国庫補助金	444,400	16,632	461,032
4. 支払基金交付金		1,809,181	27,000	1,836,181
	1. 支払基金交付金	1,809,181	27,000	1,836,181
5. 県支出金		986,238	17,500	1,003,738
	1. 県負担金	929,977	17,500	947,477
7. 繰入金		1,261,905	23,868	1,285,773
	1. 一般会計繰入金	1,151,305	12,500	1,163,805
	2. 基金繰入金	110,600	11,368	121,968
補正されなかった科目に係る額		1,527,243	0	1,527,243
歳入合計		7,197,439	100,000	7,297,439

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		6,456,770	100,000	6,556,770
	1. 給付諸費	6,456,770	100,000	6,556,770
補正されなかった科目に係る額		740,669	0	740,669
歳出合計		7,197,439	100,000	7,297,439

令和6年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第4号）

令和6年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		45,077	6,000	51,077
	1. 外来収入	45,077	6,000	51,077
補正されなかった科目に係る額		97,376	0	97,376
歳入合計		142,453	6,000	148,453

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 医業費		13,823	6,000	19,823
	1. 医業費	13,823	6,000	19,823
補正されなかった科目に係る額		128,630	0	128,630
歳出合計		142,453	6,000	148,453

令和6年度大和高田市病院事業会計補正予算(第4号)

第1条 令和6年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入				
第1款	病院事業収益	9,298,335千円	56,200千円	9,354,535千円
	第1項 医業収益	8,765,782千円	5,364千円	8,771,146千円
	第2項 医業外益	527,551千円	50,836千円	578,387千円
支出				
第1款	病院事業費用	9,559,997千円	56,200千円	9,616,197千円
	第1項 医業費用	9,307,381千円	56,200千円	9,363,581千円
第3条	予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「540,000千円」を「596,200千円」に改める。			
第4条	予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「1,195,302千円」を「1,211,802千円」に改める。			

公 告

公告第22号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定により、地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により地域計画(案)を公告・縦覧する。

令和7年3月7日

大和高田市長 堀内 大造

1. 地域計画(案)を作成した地区

松塚地区

2. 縦覧場所

大和高田市役所 農業振興課農業振興係
大和高田市大中98番地4

3. 縦覧期間

令和7年3月7日から令和7年3月21日

4. 意見の提出方法

農業振興課農業振興係へ住所・氏名を明記した意見書（任意様式）を提出

公告第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告・縦覧する。

令和7年3月7日

大和高田市長 堀内 大造

1. 地域計画（案）を作成した地区

礒野・東中地区

2. 縦覧場所

大和高田市役所 農業振興課農業振興係
大和高田市大中98番地4

3. 縦覧期間

令和7年3月7日から令和7年3月21日

4. 意見の提出方法

農業振興課農業振興係へ住所・氏名を明記した意見書（任意様式）を提出

公告第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告・縦覧する。

令和7年3月7日

大和高田市長 堀内 大造

1. 地域計画（案）を作成した地区

田井地区

2. 縦覧場所

大和高田市役所 農業振興課農業振興係
大和高田市大中98番地4

3. 縦覧期間

令和7年3月7日から令和7年3月21日

4. 意見の提出方法

農業振興課農業振興係へ住所・氏名を明記した意見書（任意様式）を提出

公告第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告・縦覧する。

令和7年3月7日

大和高田市長 堀内 大造

1. 地域計画（案）を作成した地区
今里地区
 2. 縦覧場所
大和高田市役所 農業振興課農業振興係
大和高田市大中98番地4
 3. 縦覧期間
令和7年3月7日から令和7年3月21日
 4. 意見の提出方法
農業振興課農業振興係へ住所・氏名を明記した意見書（任意様式）を提出
-

公告第26号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告・縦覧する。

令和7年3月7日

大和高田市長 堀内 大造

1. 地域計画（案）を作成した地区
野口地区
 2. 縦覧場所
大和高田市役所 農業振興課農業振興係
大和高田市大中98番地4
 3. 縦覧期間
令和7年3月7日から令和7年3月21日
 4. 意見の提出方法
農業振興課農業振興係へ住所・氏名を明記した意見書（任意様式）を提出
-

公告第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告・縦覧する。

令和7年3月7日

大和高田市長 堀内 大造

1. 地域計画（案）を作成した地区
大谷地区
2. 縦覧場所

大和高田市役所 農業振興課農業振興係

大和高田市大中98番地4

3. 縦覧期間

令和7年3月7日から令和7年3月21日

4. 意見の提出方法

農業振興課農業振興係へ住所・氏名を明記した意見書（任意様式）を提出

公告第28号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告・縦覧する。

令和7年3月7日

大和高田市長 堀内 大造

1. 地域計画（案）を作成した地区

根成柿地区

2. 縦覧場所

大和高田市役所 農業振興課農業振興係

大和高田市大中98番地4

3. 縦覧期間

令和7年3月7日から令和7年3月21日

4. 意見の提出方法

農業振興課農業振興係へ住所・氏名を明記した意見書（任意様式）を提出

公告第29号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

公告第30号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年3月28日

大和高田市長 堀内 大造	
1 件 名	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業務委託
2 履行場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	契約締結日から令和7年6月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （１）「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱」に基づき入門を許可された事業者であること。 （２）奈良県の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている事業者であること。 （３）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （５）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。 （６）（３）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （１）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （２）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5（１）を証する許可証の写し ④ 5（２）を証する許可証の写し ⑤ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑥ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑦ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） ※ ⑤～⑦については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。 ※ ⑦については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録しておらず、かつ支店長又は営業所長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合、委任状兼使用印鑑届を使用してください。 （３）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。

	(4) 受付期間 令和7年3月28日（金）から令和7年4月10日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中9番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和7年4月15日（火）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和7年4月17日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年4月22日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。

1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和7年4月23日（水）午前10時 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第31号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。）第5条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1. 予防接種の種類

対象疾病 (A類疾病)	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症
対象疾病 (B類疾病)	インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹

2. 予防接種の対象者の範囲

予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、施行令第3条に規定する対象者であるもの

3. 予防接種を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間であつて、施行令第6条の規定により市長が周知したもの

4. 予防接種を行う場所

市長が予防接種を委託する医療機関であつて、施行令第6条の規定により市長が周知したもの

5. 予防接種の対象者から除かれる者

施行令第3条第1項本文、第2項及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条に規定する者

6. 予防接種を受けることが適当でない者

予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第6条に規定する者

7. 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

- （1） 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- （2） 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- （3） 過去にけいれんの既往のある者
- （4） 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- （5） 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- （6） バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- （7） 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- （8） ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

教育委員会

教育委員会規則第3号

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則（平成7年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大和高田市教育委員会 殿」を「大和高田市教育委員会 宛」に、
「

「	使用日時	年 月 日	午前 午後	午前 午後	時～ 時	」を
	使用日時	年 月 日	午前 午後	午前 午後	時～ 時	
改める。						
様式第2号中						
「	使用日時	年 月 日	午前 午後	午前 午後	時～ 時	」を
	使用目的					
「	使用日時	年 月 日	午前 午後	午前 午後	時～ 時	」に
	使用目的					
	使用施設 (室名)					
改める。						
様式第3号中「大和高田市教育委員会 殿」を「大和高田市教育委員会 宛」に、						
「申請者 住所						
氏名	印					
電話	」を					
「申請者 住所						
氏名						
電話	」に、					
「						

規定使用料 (既納使用料)	円		

」を

「

使用日時	年 月 日	時～	時
使用施設 (室名)			
規定使用料 (既納使用料)	円		

」に

改める。

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にあった申請から適用し、同日前にあった申請については、なお従前の例による。

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和7年3月5日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 日時
令和7年3月12日（水）午後3時30分
- 場所
市役所 2階 教育長室
- 議案
第1号 教職員人事について
第2号 その他

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年3月17日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 日時
令和7年3月24日（月）午後2時00分

2 場所

市役所3階 庁議室

3 議案

第1号 令和7年度大和高田スカウト運動育成協会感謝状授与について

第2号 大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第4号**

令和7年3月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数 17,971人

6分の1の数 8,986人

50分の1の数 1,079人

農業委員会**農業委員会規則第1号**

大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月10日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則（平成28年農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

農業委員会告示第3号

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年3月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和7年4月10日（木曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

第5号 その他

公営企業**企業管理規程第1号**

大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業事務分掌規程等を廃止する規程
次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程（平成29年企業管理規程第3号）
- (2) 大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する規程（平成29年企業管理規程第7号）
- (3) 大和高田市上下水道事業事務分掌規程（昭和42年企業管理規程第1号）
- (4) 大和高田市上下水道事業決裁規程（平成9年企業管理規程第2号）
- (5) 大和高田市水道事業公印規程（昭和42年企業管理規程第5号）
- (6) 大和高田市上下水道事業電気工作物保安規程（昭和45年企業管理規程第7号）
- (7) 企業職員の給与に関する規程（昭和42年企業管理規程第2号）
- (8) 企業職員の旅費に関する規程（昭和42年企業管理規程第3号）
- (9) 大和高田市上下水道事業被服貸与規程（昭和44年企業管理規程第2号）
- (10) 大和高田市水道料金等集金事務委託規程（昭和45年企業管理規程第5号）
- (11) 大和高田市水道料金等の徴収又は収納の事務の委託に関する規程（平成14年企業管理規程第3号）
- (12) 大和高田市上下水道事業会計規程（昭和42年企業管理規程第7号）
- (13) 大和高田市水道料金及び下水道使用料の減免に関する規程（令和元年企業管理規程第4号）

号)

- (14) 大和高田市上下水道事業契約規程（昭和42年企業管理規程第6号）
- (15) 大和高田市上下水道事業行政財産使用料規程（平成14年企業管理規程第4号）
- (16) 大和高田市職員等の上下水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程（平成26年企業管理規程第3号）
- (17) 大和高田市水道事業給水条例施行規程（昭和48年企業管理規程第5号）
- (18) 大和高田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規程（平成25年企業管理規程第1号）
- (19) 大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）
- (20) 大和高田市特設配水管工事負担金に関する規程（昭和45年企業管理規程第2号）
- (21) 大和高田市下水道条例施行規程（平成29年企業管理規程第1号）
- (22) 大和高田市排水設備指定工事店等に関する規程（平成29年企業管理規程第4号）
- (23) 大和高田市私道への公共下水道管布設取扱規程（平成29年企業管理規程第5号）
- (24) 大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規程（平成29年企業管理規程第6号）
- (25) 大和高田市水洗便所改造助成条例施行規程（平成29年企業管理規程第2号）

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

上下水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和7年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
森村水道工業所	森村 兼治	奈良県大和高田市東雲町13-15

上下水道事業告示第3号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和7年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
山原設備	山原 佳介	奈良県葛城市忍海256番地11

上下水道事業告示第4号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により下記のとおり告示する。その関連図面は、令和7年3月17日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月17日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日
令和7年3月31日
- 2 供用及び処理を開始する区域
高田川第4処理分区 礪野町
高田川第5処理分区 礪野新町、東中2丁目、曾大根1丁目
高田川第6処理分区 甘田町、南今里町、蔵之宮町、旭北町
高田川第7処理分区 大谷、有井、築山、神楽、土庫3丁目
- 3 供用を開始する排水施設の区域
大和高田市全図参照（1：10,000）上下水道部下水道課にて縦覧
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460奈良県第2浄化センター

上下水道事業告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、奈良県広域水道企業団設立準備協議会は、令和7年3月31日限り廃止とするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和7年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

上下水道事業告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、奈良県知事より大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道事業計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 施行者の名称 大和高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月23日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地

（１）収用の部分 なし

（２）使用の部分

平成31年奈良県告示第432号の事業地のうち大和高田市旭北町、旭南町、今里町、東雲町、材木町、曙町、東三倉堂町、中今里町、田井新町、蔵之宮町、土庫2丁目、土庫3丁目、礪野町、南陽町、大字土庫、大字曾大根、大字神楽、大字大中、大字築山、大字大谷、大字池田、大字野口、大字岡崎、大字市場及び大字根成柿地内において事業地を変更する。

5 縦覧場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市上下水道部下水道課

上下水道事業告示第7号

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についてを廃止する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についてを廃止する告示

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について（平成29年上下水道事業告示第8号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

上下水道事業告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿整備局長より大和川上流・宇陀川流域下水道事業計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 施行者の名称 奈良県

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和46年建設省告示第494号大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道

3 事業施行期間 自昭和46年3月25日至令和14年3月31日

4 事業地

（１）収用の部分 なし

（２）使用の部分 変更なし

5 縦覧場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市上下水道部下水道課

上下水道事業公告第5号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項の規定において準用する同条第1項の規定により、事業計画の変更をしたいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更案について、利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年3月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業計画の種類及び名称

大和都市計画下水道 大和高田市流域関連公共下水道

2 予定処理区域

昭和54年1月6日大和高田市告示第1号、平成元年9月13日大和高田市告示第39号、平成6年1月13日大和高田市告示第7号、平成16年9月6日大和高田市告示第99号、平成23年2月28日大和高田市告示第19号、平成30年9月13日大和高田市告示第100号の都市計画を定める区域に大和高田市大字大谷、大字築山、大字神楽、大字土庫、大字野口、大字岡崎、大字大中、大字曾大根、大字根成柿及び磯野町地内の各一部を加え、大字土庫、土庫2丁目、土庫3丁目、東雲町、材木町、曙町、旭北町、今里町、中今里町、旭南町、東三倉堂町、田井新町、蔵之宮町、南陽町の各一部を削る。

3 縦覧場所

大和高田市上下水道部下水道課

4 縦覧期間

令和7年3月4日～令和7年3月18日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

5 事業の期間

事業着手年月日	昭和54年3月23日
工事完了予定年月日	令和14年3月31日

議会事務局

議会規程第1号

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正するので、次のとおり公布します。

令和7年3月21日

大和高田市議会 議長 植田 龍一

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）の一部を次の

ように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「免許証の番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第11条の見出しを「(開示決定の際に通知すべき事項)」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。